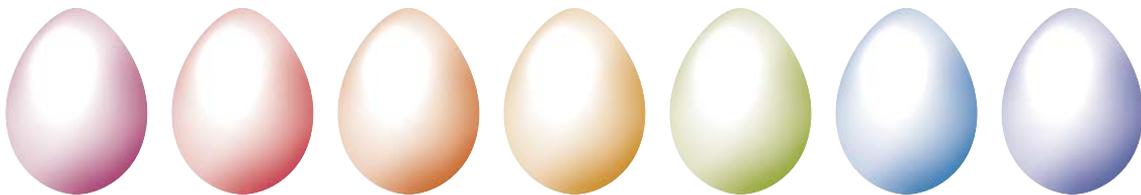


GW 7つの卵

追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型) / 自動けいぞく投資適用



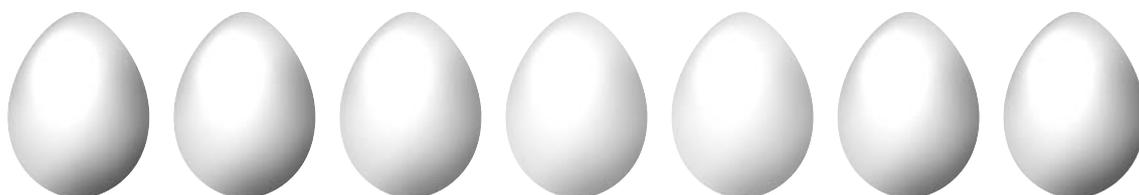
設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。

GW7つの卵

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用



設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「GW7つの卵」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年4月8日に関東財務局長に提出しており、平成17年4月9日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年9月27日、10月11日、10月21日および11月14日に関東財務局長に提出しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「GW7つの卵」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式、債券等値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

基本情報

ファンドの概要	1
取得申込み手続きの概要	2
換金手続きの概要	3

特 色

ファンドの特色	5
投資方針	12

投資リスク

ファンドのリスク	23
リスク管理体制	24

費用・税金

手数料等及び税金	26
----------------	----

ファンド情報

ファンドの性格	31
管理及び運営の概要	34
その他の情報	37

運 用

ファンドの運用状況	39
財務ハイライト情報	56

そ の 他

約 款	61
用 語 集	136

照会先

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikko-am.co.jp>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。
ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

ファンドの概要

ファンドの名称	GW7つの卵 (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型) / 自動払いぞく投資適用
ファンドの目的	中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド 受益証券 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド 受益証券
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
主なリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・為替変動リスク
信託期間	無期限とします(平成15年2月28日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	毎年1月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
信託報酬	純資産総額に対し年率1.89%(税抜1.8%)

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

取得申込み手続きの概要

<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。 ・収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 ・＜分配金再投資コース＞をお選びの場合、お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく(累積)投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。 ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。
<p>取扱時間</p>	<p>原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。</p>
<p>申込価額 (発行価格)</p>	<p>取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。</p>
<p>申込単位</p>	<p>申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。</p>
<p>申込手数料</p>	<p>販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。 ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。</p>
<p>申込金額</p>	<p>お申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。</p>
<p>申込取扱場所</p>	<p>販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。</p>
<p>申込期間</p>	<p>平成17年4月9日から平成18年4月10日とします。 平成18年4月11日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p>

換金手続きの概要

途中換金	原則として、いつでも換金が可能です。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
換金制限	ファンドの規模および商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金単位	<p>< 分配金再投資コース > 1口単位 < 分配金受取りコース > 1口単位</p> <p>販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

基本情報

< 解約請求による換金 >

解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
手取額	1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。
支払開始日	お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
受付中止	<ul style="list-style-type: none">・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

販売会社によっては、買取請求による換金が可能となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドならではの充実した情報提供サービス

毎月の運用状況をご説明する「マンスリーレポート」を作成いたします。
四半期ごとに運用状況の分析等を行なう「四半期レビュー」を作成いたします。
、 については、販売会社を通じてご入手いただけるほか、委託会社のホームページでもご覧いただけます。
ファンドの決算時には、1年間の運用に関する報告をホームページ上で発信いたします。

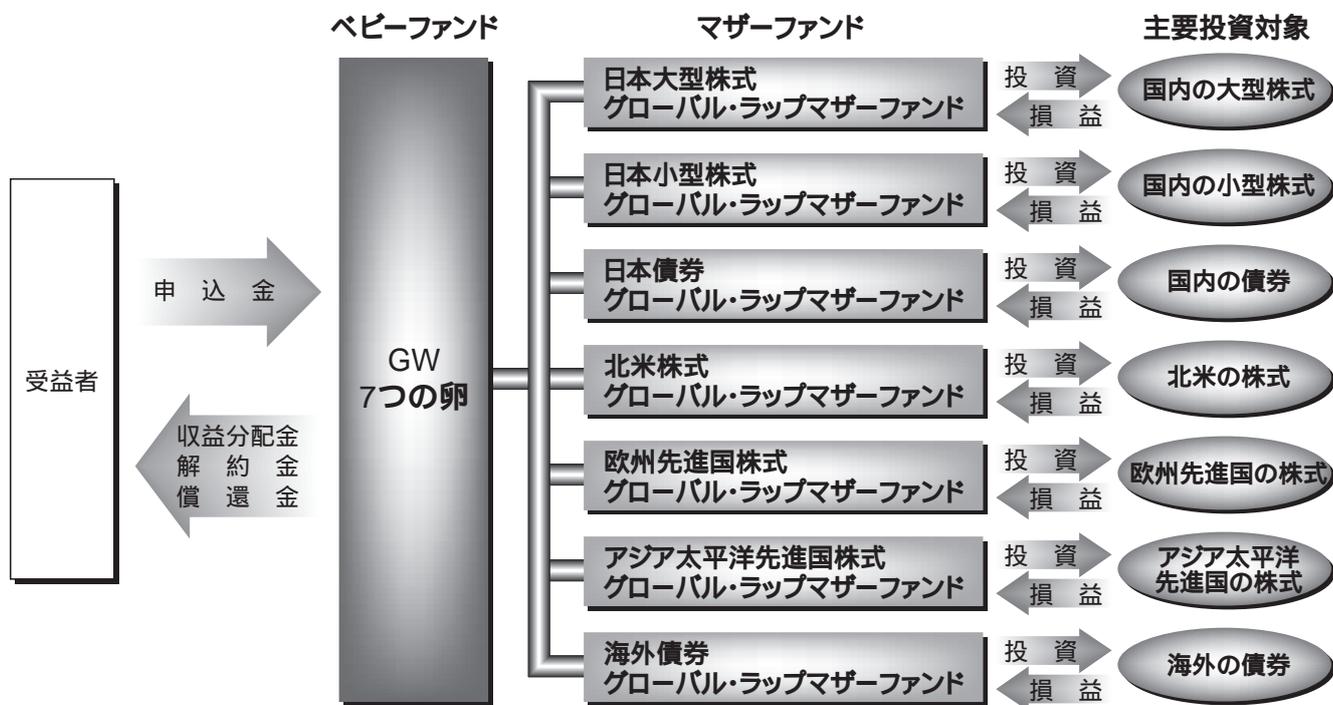
ファンドの特色

1

世界各国から7つの資産を選び、それぞれのスペシャリストが運用します。

- ✓ 世界各国の株式、債券から7つの資産を選び、国際分散投資を行なう¹ことで中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ✓ 7つの資産の運用は、それぞれの分野に強みを持つ運用アドバイザー²が各マザーファンドを通じて行ないます。

- 異なる値動きをする傾向のある国内外の株式・債券に分散投資を行なうことで、リターンを安定化を図っています。また、分散投資効果を高めるために、日本株式の資産クラスを大型と小型に分類したり、海外株式を地域分割することにより、7資産に細分化しています。
- グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ (GWCG) のファンド・アナリストが評価・選定した投資顧問会社を“運用アドバイザー”と呼びます。



グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ (GWCG) とは

1998年2月設立。1990年代に米国で急拡大したサービスである『投資信託ラップ』を日本で初めて導入しました。
資産配分の策定や、運用会社およびファンドの評価・選定、投資教育・研修などのサービス業務に特化した資産運用アドバイスの専門会社です。

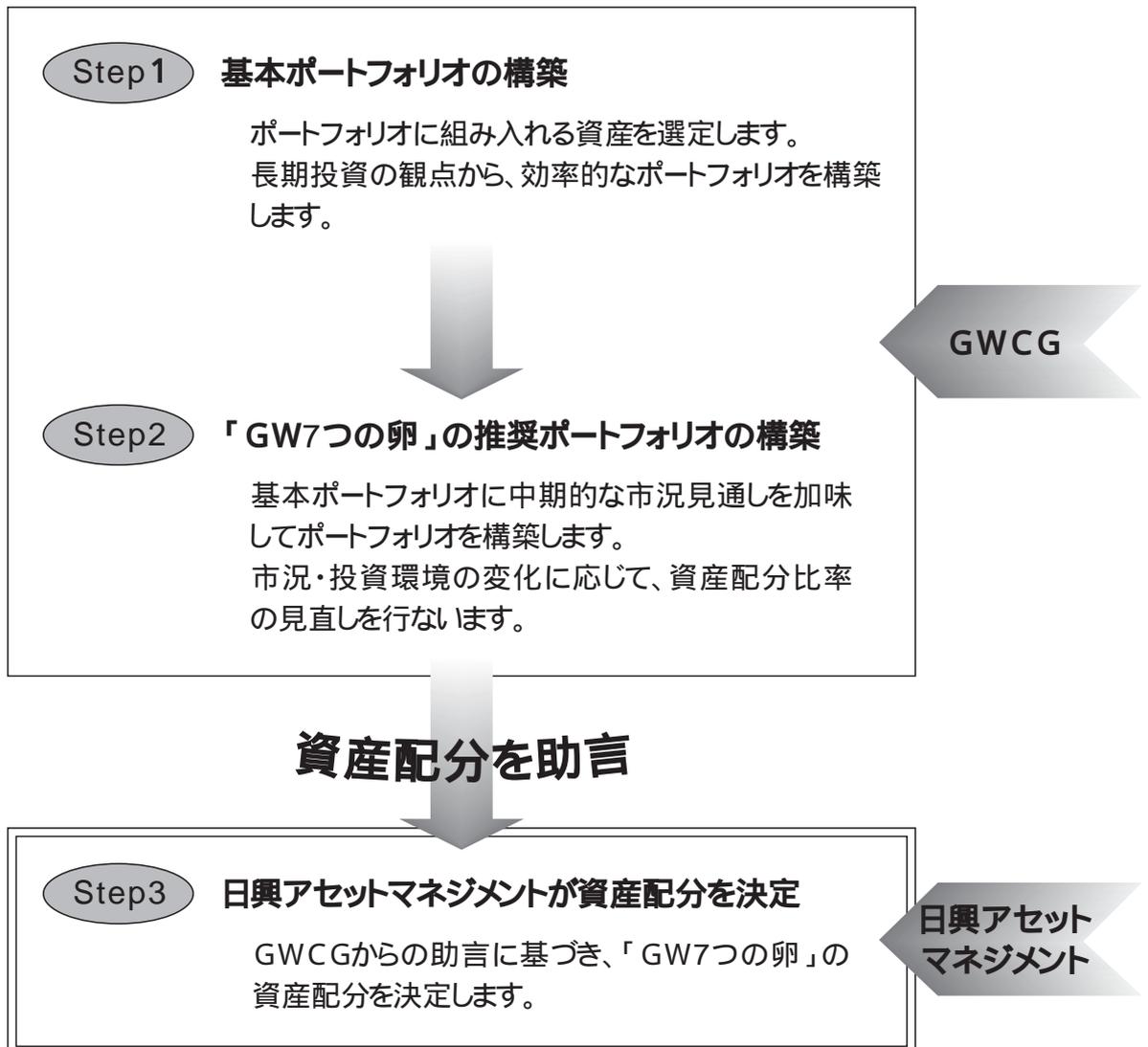
2

資産配分は、GWCGの助言をもとに日興アセットマネジメントが行ないます。

- ✓ GWCGは、グローバルなマクロ経済環境・市況等の分析をもとに効率的なポートフォリオを構築し、それに基づき助言を行ないます。
- ✓ 中期的な市況見通しの変化に応じて、ポートフォリオの資産配分比率を継続的に見直し、調整します。

複数の資産を投資対象としてポートフォリオを構築する場合、各資産への配分比率には無数の組合せが存在します。「効率的なポートフォリオ」とは、期待されるリターンが同じ水準にある無数のポートフォリオのうち、リターンのブレが最も小さくなると判断されるポートフォリオを指します。

< 資産配分の決定プロセス >

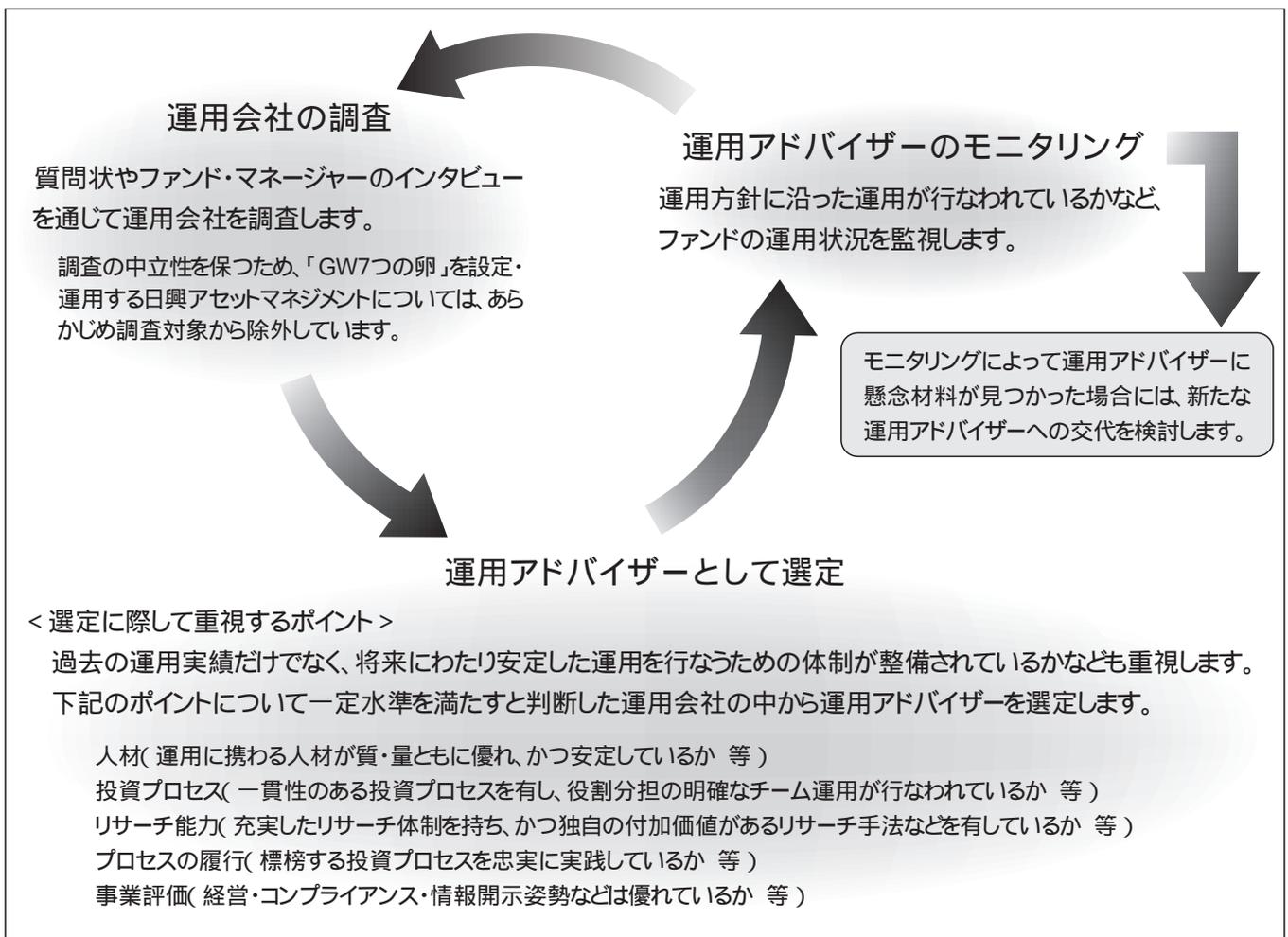


3

運用成果を向上させるために、GWCGが運用状況をモニタリングします。

- ✓ GWCGのファンド・アナリストが、各マザーファンドの運用状況を日々モニタリングし、必要な場合には運用アドバイザー交代の助言を行ないます。
- ✓ 最終的な運用アドバイザーの決定は、日興アセットマネジメントが行ないます。

< GWCGのファンド・アナリストの業務 >



運用アドバイザー交代の際などには、暫定的に日興アセットマネジメントが各マザーファンドの運用指図の権限を行使することとなる場合があります。

特 色

4

各マザーファンドの運用アドバイザーおよび基本ポートフォリオは、当面、以下の通りとします。

✓ 運用アドバイザーおよび基本ポートフォリオは、将来、交代・変更される場合があります。

(平成17年11月14日現在)

	マザーファンド名	運用アドバイザー名	基本ポートフォリオ
日本株式	日本大型株式 グローバル・ラップマザーファンド	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	23%
	日本小型株式 グローバル・ラップマザーファンド	スパークス・アセット・マネジメン投資信託株式会社	10%
日本債券	日本債券 グローバル・ラップマザーファンド	1 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメン株式会社 <平成17年12月9日以降> 三井アセット信託銀行株式会社	17%
海外株式	北米株式 グローバル・ラップマザーファンド	2 ウェリントン・マネジメン・カンパニー・エルエルピー <平成17年12月9日以降> キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	15%
	欧州先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメン株式会社	13%
	アジア太平洋先進国株式 グローバル・ラップマザーファンド	3 シュローダー投資顧問株式会社 <平成17年12月9日以降> シュローダー・インベストメント・マネジメン(シンガポール)リミテッド	4%
海外債券	海外債券 グローバル・ラップマザーファンド	パシフィック・インベストメント・マネジメン・カンパニー・ エルエルシー	18%

運用アドバイザーの評価・選定、交代助言

資産配分を助言

GWCG

- 平成17年12月9日付で、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメン株式会社から三井アセット信託銀行株式会社に変更する予定です。
- 平成17年12月9日付で、ウェリントン・マネジメン・カンパニー・エルエルピーからキャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーに変更する予定です。
- 平成17年12月9日付で、シュローダー投資顧問株式会社からシュローダー・インベストメント・マネジメン(シンガポール)リミテッドに変更する予定です。

5

各マザーファンドの概要は、以下の通りです。

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き <日興バーラ・スタイル・インデックス(日本大型株式)>を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、わが国証券取引所上場株式 ・時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資 ・株式の組入率は、原則高位を維持

わが国の証券取引所上場株式の中で、全時価総額の上位85%に属する株式のパフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各株式の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算します。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き <日興バーラ・スタイル・インデックス(日本小型株式)>を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、わが国証券取引所上場株式 ・時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資 ・株式の組入率は、原則高位を維持

わが国の証券取引所上場株式の中で、全時価総額の下位15%に属する株式のパフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各株式の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算します。

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き <日興債券パフォーマンスインデックス(総合)>を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、わが国の公社債および短期金融資産 ・安定したインカム(利子等収益)の確保をめざします ・公社債の組入率は、原則高位を維持

日興フィナンシャル・インテリジェンスが発表している日本の債券市場の値動きを表す指数です。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債等の円建て公募利付債で構成されています。全て債券は残存年数1年以上、残存額面10億円以上で、国内外の格付機関4社からBBB格相当以上の格付を取得している発行体に限られます。

特 色

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き < MSCI北米インデックス(ヘッジなし・円ベース) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none">・主要投資対象は、米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式・株式の組入率は、原則高位を維持・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります

MSCI北米インデックスをもとに、GWCGが独自に円換算したものです。MSCI北米インデックスは、アメリカとカナダの株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、両国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き < MSCI欧州インデックス(ヘッジなし・円ベース) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none">・主要投資対象は、欧州主要先進国(MSCI欧州インデックス採用国)の証券取引所上場株式および店頭登録株式・株式の組入率は、原則高位を維持・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります

MSCI欧州インデックスをもとに、GWCGが独自に円換算したものです。MSCI欧州インデックスは、イギリス、フランス、ドイツ等、欧州主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

特 色

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き < MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く、ヘッジなし・円ベース) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式(DR およびカントリーファンド等を含みます) ・株式の組入率は、原則高位を維持 ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります

MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)をもとに、GWCGが独自に円換算したものです。MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)は、オーストラリア、香港、シンガポール等、日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、各国市場の配当込みリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

< DR(預託証券; Depositary Receipt) >

ある国で発行されている株式をその国以外の海外市場で流通させる目的で、原株式を銀行等に預託し海外で発行する代替証券をいいます。海外投資家も国内投資家とほぼ同様の権利を享受でき、取引形態についても株式と変わりません。

< カントリーファンド >

特定の国、地域の有価証券に投資することを目的としたクローズド・エンド型の会社型投資信託をいいます。会社型投資信託とは、証券投資を目的とする会社を設立し、投資家はその発行株式に投資する形態をいいます。

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

基本方針	中長期的な観点から、世界先進主要国の債券市場の動き < シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) > を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象は、世界各国の信用度の高い公社債 ・安定したインカム(利子等収益)の確保をめざします ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります

シティグループ世界国債インデックス(除く日本)をもとに、GWCGが独自に円換算したものです。シティグループ世界国債インデックス(除く日本)は、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。当インデックスのリターンは、残存年数1年以上の固定利付債のトータルリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

投資方針

投資方針

- ・主として、以下に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。
- ・各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向等によっては内外の有価証券等への直接投資を行なうことがあります。

証券投資信託

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	23%
日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	10%
日本債券グローバル・ラップマザーファンド	17%
北米株式グローバル・ラップマザーファンド.....	15%
欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド.....	13%
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	4%
海外債券グローバル・ラップマザーファンド.....	18%

- ・上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資方針

<日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド>

- ・中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き(日興バーラ・スタイル・インデックス(日本大型株式))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・わが国証券取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等により、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。
- ・株式の組入率は原則として高位を維持します。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド>

- ・中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き(日興バーラ・スタイル・インデックス(日本小型株式))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・わが国証券取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等により、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。
- ・株式の組入率は原則として高位を維持します。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

< 日本債券グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き(日興債券パフォーマンスインデックス(総合))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム(利子等収益)の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・国債、政府保証債、金融債等で核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。
- ・公社債の組入率は原則として高位を維持します。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

< 北米株式グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き(MSCI北米インデックス(ヘッジなし・円ベース))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問等により調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・株式の組入率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

< 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き(MSCI欧州インデックス(ヘッジなし・円ベース))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・欧州主要先進国(MSCI欧州インデックス採用国)の証券取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問等により調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。
- ・株式の組入率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

< アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き(MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く、ヘッジなし・円ベース))を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国(MSCI太平洋フリー・インデックス(日本を除く)採用国・地域)の株式(DRおよびカントリーファンド等を含みます。)を中心に厳選投資を行ないます。
- ・投資対象銘柄については、企業訪問等により調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。
- ・また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。
- ・株式の組入率は原則として高位を維持します。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

< 海外債券グローバル・ラップマザーファンド >

- ・中長期的な観点から、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
- ・世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム(利子等収益)の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。
- ・ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンを提供とリスクコントロールにつとめます。
- ・外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。
- ・ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

投資対象

マザーファンドの 投資対象

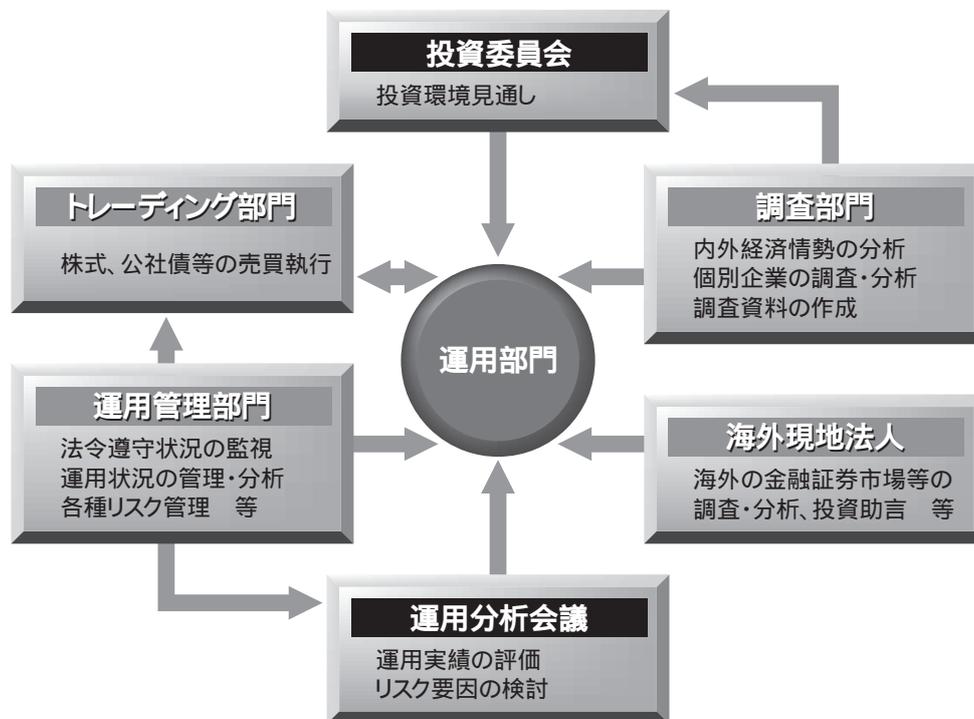
以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。
 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

- < 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド >
わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。
- < 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド >
わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。
- < 日本債券グローバル・ラップマザーファンド >
わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。
- < 北米株式グローバル・ラップマザーファンド >
米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。
- < 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >
欧州主要先進国の証券取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。
- < アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >
アジア・環太平洋主要先進国の株式(DR(預託証券)およびカントリーファンド
などを含みます。)を主要投資対象とします。
- < 海外債券グローバル・ラップマザーファンド >
海外の公社債を主要投資対象とします。

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

運用体制

日興アセットマネジメント株式会社の運用体制



< 運用の流れ >

1. **ファンドの具体的な運用計画を決定します。**
各運用セクションは、投資環境見通しに基づき、ファンドの具体的な運用計画を決定します。
2. **運用の実行を指図します。**
ファンドマネージャーは、ファンドの運用計画に基づき、組入有価証券の売買を指図し、運用を実行します。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

各マザーファンドの運用アドバイザー(投資顧問会社)は以下の通りです。なお、運用アドバイザーについては、将来、変更する場合があります。

「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、JPモルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。

JPモルガン・インベストメント・マネージメント・インクは世界最大級の金融持株会社JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの資産運用部門「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。同グループは約84兆円の運用総資産を有し、日本株式の運用総資産も約3兆3,000億円にのぼります(2005年3月末現在)。

同社の運用哲学は、総勢16名のアナリスト(2005年9月末現在)が長期的な業績予想を行なうことにより企業の均衡価値を解明し、その均衡価値と市場価格の乖離を捉えるというものです。また、配当割引モデル(DDM)を活用することにより客観的に銘柄の割安度を判定し、市場タイミングや業種配分の偏りといった銘柄選択以外のリスクは原則として排除するなど、徹底したリスクコントロールのもと、安定的な超過収益の積み上げをめざします。

「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社に委託します。

スパークス・アセット・マネジメント投信は1989年に発足した日本で数少ない独立系の投資顧問会社で、2005年3月末現在の受託資産残高は約8,542億円です。同社は「マクロはミクロの集積」という仮説の下で「徹底した企業調査をベースにした投資」という投資哲学を有します。特に、経済構造が変革する中で成長する新興企業群や、既存の産業の中で自ら体質改善を図りながら成長を捉えようとする企業群に注目しています。

調査には14名のアナリスト(8名のファンドマネージャーを含む。2005年9月末現在)が従事しています。徹底した企業訪問・財務分析から得た調査結果を同社独自の社内データベースに蓄積し活用しています。この中から合議の上で有望銘柄がリストアップされ、ポートフォリオの構築が行なわれます。また、運用はチームによる組織立った運用体制が敷かれています。

「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメントはスイス最大の銀行であるUBSグループの資産運用会社で、世界20カ国のオフィスに約2,700名の従業員を擁し、2005年3月末現在、約57兆円の資産を運用しています。日本の拠点であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社は、投資プロセスと組織面においてグローバル・スタンダードを実現し、世界トップレベルの投資運用サービスを提供しています。

同社は「長期的にみると世界の資本市場は均衡状態に収斂する」という考えに基づき、「市場価格と本質的な価値との乖離に着目し、割安な証券に投資することを主要な収益機会」とした運用を行ないます。証券の割安・割高を判断するためにユービーエス・グローバル・アセット・マネジメントでは世界の株式・債券に共通したバリュエーション指標を採用し、世界経済・市場リサーチを融合したグローバルな運用体制を整えています。運用は日本債券チームの3名のファンドマネージャーが担当します(2005年9月末現在)。

平成17年12月9日付で、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」において、投資顧問会社をユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社から三井アセット信託銀行株式会社に変更する予定です。

< 三井アセット信託銀行株式会社 >

三井アセット信託銀行は、三井トラスト・フィナンシャル・グループに属し、機関投資家向けの業務に特化した信託銀行です。2005年3月末現在の運用資産総額は約18兆円、うち日本債券の運用資産残高は約5.7兆円にのぼります。

同社は、長期的な市場動向が中短期的な「市場テーマ(=市場が注目する材料)」の積み重ねにより構成されていると考えており、マーケット動向、マクロ動向、クレジット動向の丹念な調査・分析により、独自に市場テーマを追求し、投資行動に効果的に反映することで超過収益の獲得をめざします。また人間が不得手とする市場データの精緻な分析においては、定量モデル分析を有効に活用し、超過収益獲得の安定性を高める工夫をしています。

「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、ウェリントン・マネジメン・カンパニー・エルエルピーに委託します。

ウェリントン・マネジメン・カンパニー・エルエルピーは、マサチューセッツ州ボストンに本拠を構えるアメリカの独立系投資運用会社です。その起源は1928年に遡り、アメリカでも最も歴史のある運用会社の一つです。自社ブランドでの投信販売は行わずに、純粹に資産運用業務のみに専念しています。その運用資産額は2005年3月末現在約50兆円に及び、アメリカでも最大手の一角を担っています。

投資銘柄の選定は、トップダウンのセクター分析を考慮した上で主にボトムアップの企業分析を中心に行われます。同社の投資哲学は「長期的な成長ポテンシャルを持ち、経営戦略のしっかりした優良銘柄への投資」であり、優良銘柄選定の基礎となるリサーチ体制を充実させています。また、詳細なリスク管理を行なう体制も整えており、リスクを抑えながらベンチマークを上回るパフォーマンスをめざします。

平成17年12月9日付で、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」において、投資顧問会社をウェリントン・マネジメン・カンパニー・エルエルピーからキャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーに変更する予定です。

< キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー >

キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーはキャピタル・グループの一員で、米国に拠点を置く機関投資家向けの運用会社です。キャピタル・グループは1931年に設立された世界最大級の運用会社であり、「徹底した個別銘柄調査が長期に渡り優れた実績につながる」を運用哲学としています。キャピタル・グループ全体の運用資産総額は、2005年3月末現在で約109兆円にのびります。

運用における最大の特徴は「マルチ・ファンド・マネージャー・システム」という運用体制にあります。このシステムは、ファンドの資産を複数のファンド・マネージャーに分割し、各ファンド・マネージャーが独自の裁量で運用を行なうものです。複数のファンド・マネージャーのアイデア、スタイルなどをポートフォリオに反映させることで、一人のファンド・マネージャーが運用を行なう場合に起こりやすい独断偏向の回避を図るとともに、運用パフォーマンスの安定に努め、長期的に安定した運用を維持することを目標としています。

「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用にあたっては、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメン株式会社から情報提供および投資助言を受けます。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメンはスイス最大の銀行であるUBSグループの資産運用会社で、世界20か国のオフィスに約2,700名の従業員を擁し、2005年3月末現在、約57兆円の資産を運用しています。日本の拠点であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメン株式会社は、投資プロセスと組織面においてグローバル・スタンダードを実現し、世界トップレベルの投資運用サービスを提供しています。

同社は「長期的にみると世界の資本市場は均衡状態に収斂する」という考えに基づき、「市場価格と本質的な価値との乖離に着目し、割安な証券に投資することを主要な収益機会」とした運用を行ないます。証券の割安・割高を判断するためにユービーエス・グローバル・アセット・マネジメンでは世界の株式・債券に共通したバリュエーション指標を採用し、世界経済・市場リサーチを融合したグローバルな運用体制を整えています。欧州先進国株式についてはロンドンを主な拠点とする10名のチームが運用します(2005年9月末現在)。

特 色

「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用にあたっては、シュローダー投信投資顧問株式会社から情報提供および投資助言を受けます。

シュローダー投信投資顧問は、ロンドン証券取引所上場のシュローダーズPLC傘下のシュローダー・グループの日本法人です。シュローダー・グループは、1804年に英国に創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用資産総額は約21.9兆円(2005年3月末現在)にのびります。シュローダー投信投資顧問の日本での年金投資一任受託残高は、約1兆2,214億円(2005年3月末現在)となっています。

運用助言にあたっては、同グループのシュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドから助言を受けます。2005年5月末現在、同社のアジア太平洋先進国株式運用チームは、7名のファンドマネージャーから構成されており、18名のアジア地域アナリストがサポートしています。運用にあたっては、徹底した調査、分析によって本来の投資価値に比べて株価水準が割安な銘柄を見極め、またマクロ分析に基づく国別配分を組み合わせ、リスクのコントロールに配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

平成17年12月9日付で、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」において、投資顧問会社をシュローダー投信投資顧問株式会社からシュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに変更するとともに、投資助言から投資一任の形態へ変更する予定です。

<シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド>

シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドは、シュローダー・グループの中でロンドン、ニューヨークと並んで国際運用拠点の一つと位置付けられています。シュローダー・グループは、1804年に英国に創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置きグローバルにオフィスを展開しています。なお、運用資産総額は約21.9兆円(2005年3月末現在)にのびります。

同社は日本を含むアジア太平洋地域に9拠点を擁し、充実した運用体制を有しています。それぞれの現地法人に人員を配置し、投資対象市場や投資対象企業について実施される徹底した調査、分析によって、本来の投資価値に比べて株価水準が割安な銘柄を見極め、またマクロ分析に基づく国別配分を組み合わせ、リスクのコントロールに配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の運用は、パシフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー・エルエルシーに委託します。

パシフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー・エルエルシーは、ドイツの保険会社アリアンツ・グループ傘下の債券を専門とする資産運用会社で、米国に本拠を置いています(2005年3月末の運用資産は約49.6兆円)。

運用にあたっては、短期のタイミングには依存せず、長期的な見通しに基づいて一貫性のある運用を行います。また、常に複数の投資手法を組み合わせた運用を行なうことで、ひとつの投資戦略に過度に依存することを避け、安定した超過収益の獲得と厳格なリスクの管理をめざしています。

ポートフォリオの構築は、グローバル債券チームが国債、社債、モーゲージ債、信用分析などの各専門チームのサポートを受けて行ないます。

各マザーファンドの適切な組入比率および運用アドバイザーの評価・選定について、グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ(GWCG)より投資助言を受けます。

GWCGでは、多角的な視点から資産配分を策定します。毎月、ミーティングを開催し、投資環境と中長期的な市況見通しを確認しています。

分配方針

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行ないます。

投資制限

約款に定める投資制限

< GW 7つの卵 >

1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。

2) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

< 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド >

< 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド >

1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

2) 株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

< 日本債券グローバル・ラップマザーファンド >

1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

2) 外貨建資産への投資は行ないません。

< 北米株式グローバル・ラップマザーファンド >

< 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

< アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

< 海外債券グローバル・ラップマザーファンド >

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

- 2) 先物取引等の評価損の制限(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則)

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の および に掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)並びに および に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション等の売付約定に係るものを除きます。)

当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴ない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価との差額であって評価損となるもの

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に株式、債券等値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・債券は金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。一般に金利低下時には債券価格が上昇し、逆に金利上昇時には債券価格は下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件等によりばらつきがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

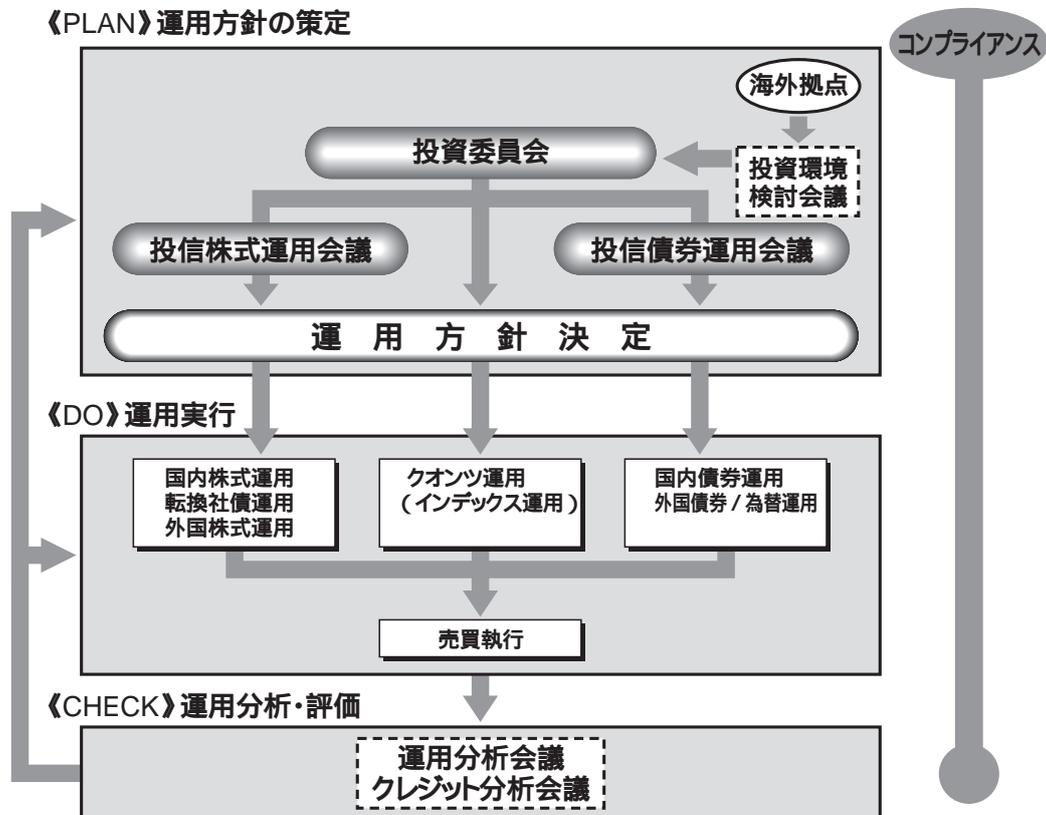
一般に投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

リスク管理体制

< 投資助言を受けるファンドのリスク管理体制 >



PLAN (運用方針の策定)

国内外の経済見通しおよび市況見通しを決定し、全社的な資産配分(通貨配分を含みます。)および資産別運用方針の策定を行ないます。

- 1) 投資環境検討会議にて、国内外のアナリスト、ファンドマネージャー、エコノミスト、マーケットアナリストによるリサーチに基づき、マクロ経済環境、市況環境に関する分析・検討を行ないます。
- 2) 投資委員会にて、投資環境検討会議での検討結果を基に国内外の経済見通し、市況見通し、資産配分戦略の決定を行ないます。
- 3) 投資委員会の決定を受け、資産別運用方針の策定を行ないます。

(1) 投信株式運用会議

投信株式運用会議において、運用チームが運用する投信に関して、具体的運用方針(チーム戦略、運用チーム別コア銘柄、調査ユニバース)を決定します。

(2) 投信債券運用会議

投信債券運用会議において、運用チーム別に担当ファンドに関する具体的運用方針(デュレーション、残存期間構成、種別構成、クレジット戦略、キャッシュフローマネジメント)を決定します。

デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

DO (運用実行)

- ・組織的に決定された具体的運用方針に基づき、各チームにおける運用方針、個別ファンドのガイドラインに沿って運用を実行します。
- ・売買執行では、運用チームとトレーディング部門を分離・専門化し、それぞれが明確な責任のもと、利益相反等の発生しない体制を整備しています。売買執行時には、トレーダーがファンドマネージャーに対して最適な執行方法を助言、裁量権の範囲内でトレーダーの判断により執行方法を決定します。
- ・発注に関しては発注政策委員会にて取引金融機関の社会的信用力、情報提供力、執行対応力を総合的に評価し、発注業者、発注方針等を決定します。
- ・投資助言を受けるファンドについては、日興アセットマネジメント株式会社と投資顧問会社との間で締結している契約書、助言ガイドラインに沿って、投資顧問会社より運用助言を受けた上、運用を行なっています。

CHECK (運用分析・評価)

- ・運用分析会議において、運用ガイドラインの遵守状況および運用スタイルの一貫性のチェックを多面的(リスク・リターン分析、要因分析、対ベンチマーク運用実績分析等)に行ない、必要に応じて指導・勧告を行ないます。また、組織運用を重視する観点から、ファンドマネージャーの投資行動が許容された裁量の範囲内のものであるかどうかのチェックを行ないます。また、クレジット分析会議にて個別債券に関する信用リスク分析および評価を行ないます。
- ・投資助言を受けるファンドについては、外部委託運用部が投資顧問会社との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングを行ないます。モニタリングの内容は、ファンドのパフォーマンス、リスク状況の把握・管理等です。

コンプライアンス

- ・当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・監査を行ない、必要に応じて指導を行ないます。また、リスク監督委員会コンプライアンス分科会において法令遵守を推進していくため、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図ります。

< 運用指図権限を委託するファンドのリスク管理体制 >

- ・日興アセットマネジメント株式会社では、外部委託運用部が投資顧問会社との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングを行ないます。モニタリングの内容は、運用ガイドラインの遵守状況のチェック、ファンドのパフォーマンス、リスク状況の把握・管理等です。
- ・日興アセットマネジメント株式会社では、外部委託運用部において行なうファンドのモニタリング以外に、第三者的立場から管理部門においても運用ガイドラインの遵守状況および運用スタイルの一貫性のチェックを多面的(リスク・リターン分析、要因分析、対ベンチマーク運用実績分析等)に行ない、必要に応じて指導・勧告を行ないます。
- ・日興アセットマネジメント株式会社では、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・監査を行ない、必要に応じて指導を行ないます。また、リスク監督委員会コンプライアンス分科会において法令遵守を推進していくため、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図ります。

上記体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手数料等及び税金

受益者が、お申込みから換金(解約)までに直接、間接にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。

詳しくは、次頁以降の「申込手数料」から「課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

下記の税率は、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に適用されるものです。

時 期	費用・税金	内 容	
直接負担	お申込時	お申込手数料 (1口当たり)	基準価額の3.15%(税抜3%)以内
	収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10%* (うち地方税3%)
	換金(解約)時	換金手数料	ありません
		信託財産留保額	ありません
		所得税・地方税	解約差益に対し10%* (うち地方税3%)
償還時	所得税・地方税	償還差益に対し10%* (うち地方税3%)	
間接負担	保有時	信託報酬	純資産総額に対し 年率1.89%(税抜1.8%)
		監査費用	純資産総額に対し 年率0.0084%(税抜0.008%)以内
	売買委託手数料等	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等	

*内国法人につきましては7%の源泉徴収となります。

解約または償還により生じた損失については、個人受益者は申告を行なうことにより、株式等譲渡益との損益通算が可能となります。

買取請求に係る課税上の取扱いは、上記と異なります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

お申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

売買委託手数料等には、消費税等相当額がかかります。

税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

費用・税金

申込手数料

申込手数料

販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社におけるお申込手数料率は3.15%(税抜3%)が上限となっております。
- ・お申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)手数料

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.89%(税抜1.8%)の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

販売会社毎の 純資産総額	信託報酬率(年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
30億円以下の部分	1.8900% (1.80%)	1.2075% (1.15%)	0.6300% (0.60%)	0.0525% (0.05%)
30億円超の部分		1.1025% (1.05%)	0.7350% (0.70%)	

括弧内は税抜です。

投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

その他の手数料等

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

監査費用

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、信託期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に対し年0.0084%(税抜0.008%)以内の率を乗じて得た金額が費用計上されます。

租税等

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息。

課税上の取扱い

< 公募株式投資信託の税制 >

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のよう
な取扱いとなります。

< 個人受益者の場合 >

	平成16年1月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
収益分配金	普通分配金に対し 10%の源泉徴収 (申告不要)	普通分配金に対し 20%の源泉徴収 (申告不要)
解約金 償還金	個別元本超過額に対し 10%の源泉徴収 (申告不要)	個別元本超過額に対し 20%の源泉徴収 (申告不要)
解約損 償還損	解約損または償還損と株式等の譲渡益との損益通算可	
譲渡損益	申告分離課税(株式等の譲渡損益との損益通算可)	

確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

法人の場合、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は7% (所得税のみ)、平成20年4月1日以降は15%(所得税のみ)の源泉徴収となります。

上場株式等に限られている特定口座の利用が平成16年10月より可能となりました。なお販売会社によって対応時期等が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

[平成16年1月1日から平成20年3月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等(上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)のほか、未上場の株式投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。)の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等(公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)を含みます。以下同じ。)に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

[平成20年4月1日以降]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用なし)を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

買取請求の取扱い

[平成16年1月1日から平成19年12月31日まで]

公募株式投資信託を譲渡(買取請求)した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

[平成20年1月1日以降]

公募株式投資信託を譲渡(買取請求)した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し20%(所得税15%および地方税5%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

法人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

[平成16年1月1日から平成20年3月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

[平成20年4月1日以降]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

なお、源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

益金不算入制度 の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

- ・各受益者の買付時の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、受益証券を保護預りとし、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者がすでに発行された受益証券を譲り受けた場合等の個別元本は、受益証券を設定により取得した受益者の個別元本がそのまま引き継がれます。

個別元本超過額

- ・償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額(解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額)が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- ・この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

普通分配金と 特別分配金

- ・収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ・受益者が収益分配金を受け取る際
 - 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - 3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

ファンドの性格

ファンドの性格

ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

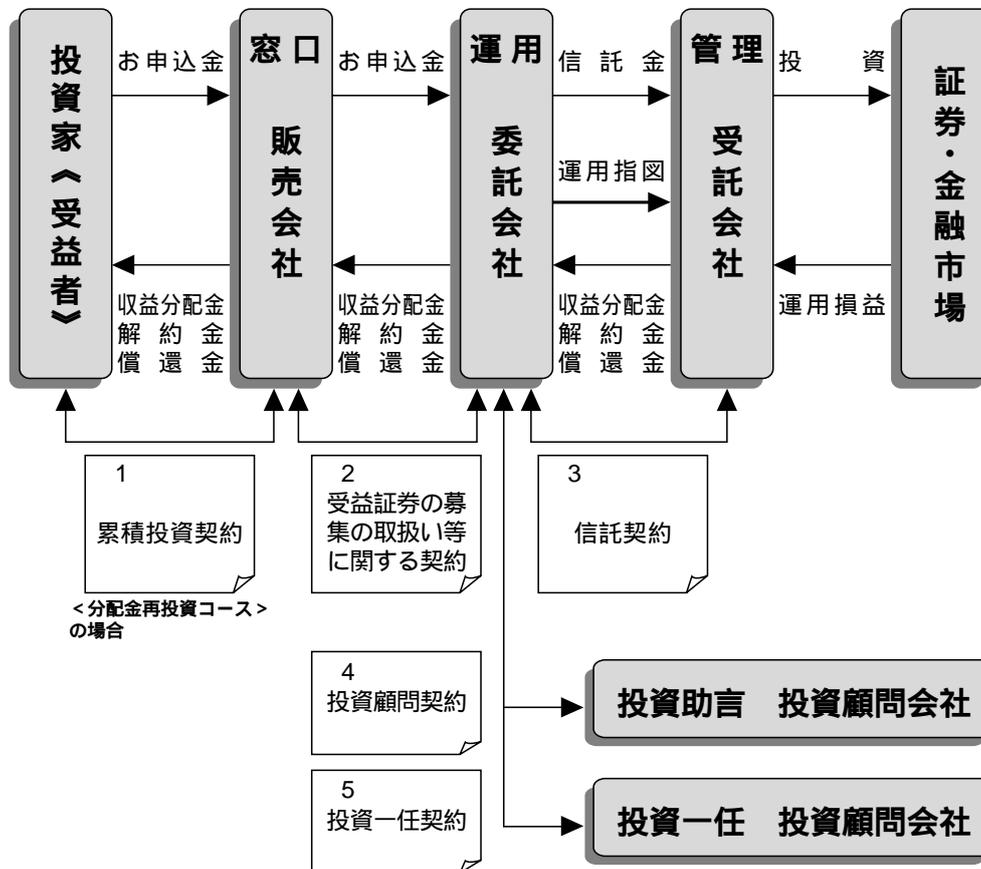
追加型株式投資信託 / 国際株式型(一般型)

「国際株式型(一般型)」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンド運営の仕組み



- 1 累積投資業務において取り扱う有価証券について、金銭の払込方法、有価証券の買付および保管の方法等を投資家と販売会社の間で規定したもの。基本的に収益分配金は再投資され、有価証券は販売会社において混蔵保管されます。「自動けいぞく投資契約」、「自動積立投資契約」等の名称が用いられることがあります。
- 2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう受益証券の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務範囲の取決め等の内容が含まれています。
- 3 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取決め等の内容が含まれています。

- 4 投資顧問会社から株式、債券等の有価証券に対する投資判断についての助言(有価証券の種類、銘柄、数量、売買時期等の判断等)を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。投資助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬等の取決め等の内容が含まれています。
- 5 委託会社から委任を受け、投資顧問会社が資産運用における投資判断と投資に必要な権限を受けるにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委任する業務内容、報酬の取決め等の内容が含まれています。

関係法人の名称 および役割

販売会社

- ・ 受益証券の募集および販売の取扱い
- ・ 解約金、収益分配金および償還金の取扱い
- ・ 目論見書および運用報告書の交付 等

委託会社

日興アセットマネジメント株式会社

- ・ 信託財産の運用指図
- ・ 受益証券の発行
- ・ 目論見書および運用報告書の作成 等

投資顧問会社

J P モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

スパークス・アセット・マネージメント投信株式会社

ユービーエス・グローバル・アセット・マネージメント株式会社¹

ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー²

パシフィック・インベストメント・マネージメント・カンパニー・エルエルシー

- ・ マザーファンドの運用指図権限の委任を受けファンドを運用(投資一任)

ユービーエス・グローバル・アセット・マネージメント株式会社

シュローダー投信投資顧問株式会社³

- ・ マザーファンドの運用に関する情報提供および投資助言(投資助言)

株式会社グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ(GWCG)

- ・ 各マザーファンドの適切な組入比率の投資助言および投資顧問会社の評価・選定、交代助言 等

1 平成17年12月9日付で、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」において、投資顧問会社をユービーエス・グローバル・アセット・マネージメント株式会社から三井アセット信託銀行株式会社に変更する予定です。

2 平成17年12月9日付で、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」において、投資顧問会社をウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーからキャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーに変更する予定です。

3 平成17年12月9日付で、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」において、投資顧問会社をシュローダー投信投資顧問株式会社からシュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに変更するとともに、投資助言から投資一任の形態へ変更する予定です。

受託会社

日興シティ信託銀行株式会社

- ・ 信託財産の管理・保管
- ・ 信託財産の計算 等

委託会社の概況

(平成17年10月末日現在)

1) 名称

日興アセットマネジメント株式会社

2) 代表者の役職氏名

取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー

3) 本店の所在の場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

4) 資本金

16,174百万円

5) 会社の沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

昭和35年：「証券投資信託法」(当時)に基づく免許を受けて営業を開始

昭和60年：投資顧問業開始

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

6) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	1,128,425株	55.23%
NAMホールディングス 株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	691,700株	33.86%
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目1番3号	216,700株	10.61%

管理及び運営の概要

資産管理等の概要

資産の評価 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

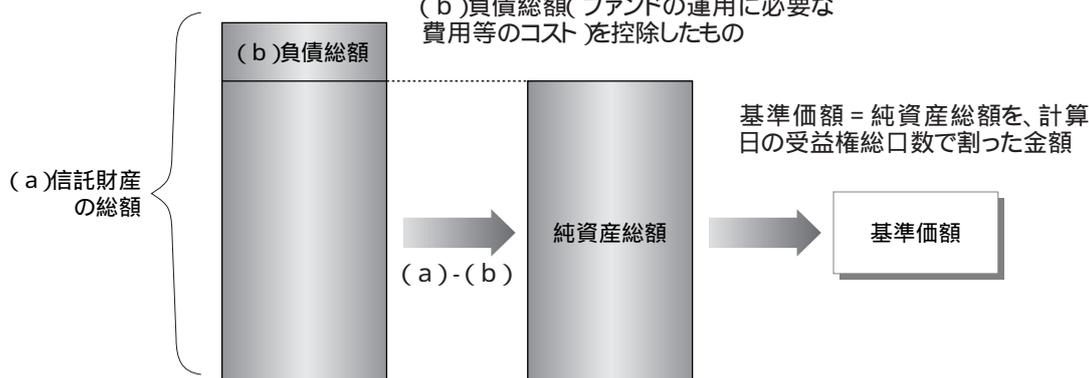
有価証券の 評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- ・外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

< 基準価額算出の流れ >

(a) 信託財産の総額 = ファンドに組み入れられている株式や公社債等全てを時価等により評価したもの

純資産総額 = (a) 信託財産の総額から (b) 負債総額(ファンドの運用に必要な費用等のコスト)を控除したもの



基準価額の 算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社等で入手することができます。
- ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikko.am.co.jp>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00 ~ 17:00 土、日、祝日は除く。)
(ただし、半休日となる場合は9:00 ~ 12:00)

保管

< 分配金再投資コース >

受益証券は、「自動けいぞく(累積)投資契約」等に基づき、販売会社等において保護預りとさせていただきます。

< 分配金受取りコース >

受益者は、販売会社等と取り交わす受益証券等の保護預り契約により、販売会社等に受益証券の保管を委託できます。

計算期間

毎年1月11日から翌年1月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

信託の終了他

信託の終了 (繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
第3計算期間の終了日の翌営業日以降、受益権の口数が10億口を下回る
こととなった場合
信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

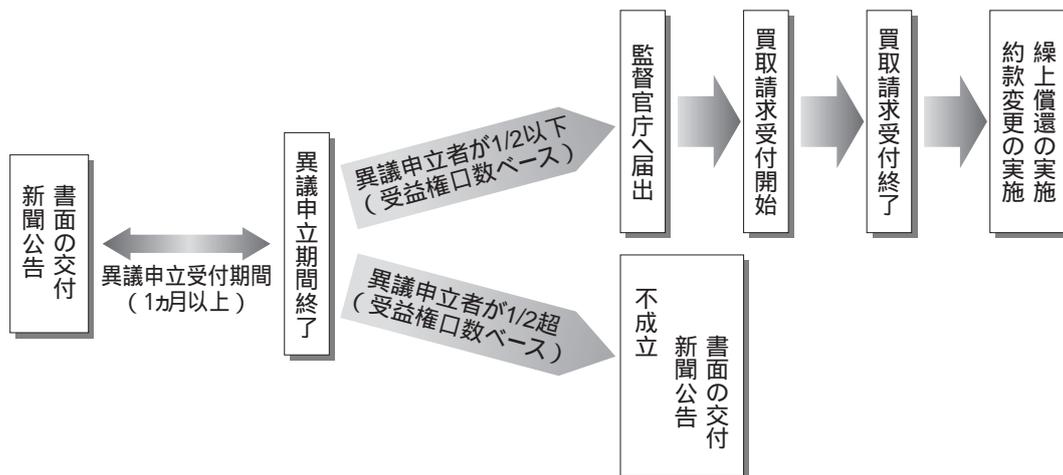
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べる
ことができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べる
ことができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

- ・ 販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・ 投資顧問会社とのマザーファンドの資産における投資一任契約または投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 受益権均等分割
- ・ 帳簿閲覧権

その他の情報

内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換

- ・受益証券は、原則として無記名式です。
- ・ただし、委託会社の指定する手続きにより、記名式に変更することもできます。この場合、委託会社は、受益者の名簿を作成します。
- ・名義書換手数料は、ありません。
- ・名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

受益者に対する特典 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

- ・譲渡制限はありません。
- ・ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記受益証券の再交付の手続きを準用します。
- ・受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対し実費を請求することができます。

その他

内国投資信託 受益証券の形態等

- ・無記名式の追加型証券投資信託受益証券です。
- ・格付は取得しておりません。

発行価額の総額 (設定総額)

1兆円を上限とします。

払込期日および 払込取扱場所

- ・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。お申込金額には利息は付利されません。
- ・お申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定を行なう日に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。
- ・委託会社は、発行価額の総額(設定総額)を、追加設定を行なう日に受託会社のファンドの口座に振り込みます。

振替機関に関する 事項

該当事項はありません。

有価証券届出書(有 価証券届出書の訂 正届出書を含みます。)の写しを縦覧 に供する場所

該当事項はありません。

ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 【ファンドの沿革】
- 第2 【手続等】
 - 1 【申込(販売)手続等】
 - 2 【換金(解約)手続等】
- 第3 【管理及び運営】
 - 1 【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】
 - (2)【保管】
 - (3)【信託期間】
 - (4)【計算期間】
 - (5)【その他】
 - 2 【受益者の権利等】
- 第4 【ファンドの経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益及び剰余金計算書】
 - (3)【附属明細表】
 - 2 【ファンドの現況】
 - 【純資産額計算書】
- 第5 【設定及び解約の実績】

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設定時 (2003年02月28日)	1.0000	1.0000	29	29
第1計算期間末(2004年01月13日)	1.0776	1.2476	1,194	1,383
第2計算期間末(2005年01月11日)	1.0781	1.1581	92,365	99,196

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2004年09月末日	1.1234	48,115
2004年10月末日	1.1043	74,383
2004年11月末日	1.1235	88,377
2004年12月末日	1.1626	97,401
2005年01月末日	1.0739	104,368
2005年02月末日	1.1077	116,118
2005年03月末日	1.1129	125,285
2005年04月末日	1.0904	140,812
2005年05月末日	1.1090	159,945
2005年06月末日	1.1347	185,546
2005年07月末日	1.1652	208,958
2005年08月末日	1.1793	228,273
2005年09月末日	1.2379	252,671

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第1期	0.1700
第2期	0.0800

収益率の推移

	収益率(%)
第1期	24.76
第2期	7.47

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	98.27
銀行	12.51
輸送用機器	11.81
電気機器	11.32
情報・通信	9.44
卸売業	4.85
機械	4.68
小売業	4.39
化学	4.31
電気・ガス	4.09
鉄鋼	4.04
その他金融	4.00
医薬品	2.91
陸運	2.80
証券	2.62
食料品	2.61
不動産	1.95
海運	1.88
石油・石炭	1.52
サービス	1.31
精密機器	1.29
建設	0.95
保険	0.93
金属製品	0.87
ガラス・土石	0.77
その他製品	0.41
合計	98.27

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 有価証券指数等先物取引 >

発行地	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	東証株価指数先物 2005 - 12	買建	40	515,235,000	563,400,000	0.62

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	95.25
電気機器	13.09
卸売業	12.61
小売業	12.15
情報・通信	11.25
サービス	7.24
機械	5.77
化学	5.27
銀行	4.17
食料品	3.91
その他製品	3.50
建設	2.09
ガラス・土石	2.05
保険	1.94
繊維製品	1.65
水産・農林	1.52
精密機器	1.43
金属製品	1.43
輸送用機器	1.24
ゴム製品	1.00
陸運	0.73
不動産	0.73
医薬品	0.47
合計	95.25

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

< 新株予約権証券 >

発行地	銘柄名	通貨	ワラント数	簿価額		評価額		邦貨換算額 (円)	投資比率 (%)
				単価	金額 (各通貨)	単価	金額 (各通貨)		
アメリカ	LUCENT TECHNOLOGIES INC WARRANT	アメリカ ドル	783	0.69	540	0.91	713	80,651	0.00

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	96.80
消費関連	31.54
金融業	15.78
通信	12.68
エネルギー	11.72
工業	10.54
テクノロジー	10.15
公益事業	2.23
基礎資材	2.18
新株予約権証券	0.00
合計	96.80

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 為替予約取引 >

名称	種類	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
アメリカドル	買建	212,000,000	212,093,722	0.42

財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」および「中間財務諸表」については、中央青山監査法人による監査および中間監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書および中間監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」に添付されています。

GW7つの卵

< 貸借対照表 >

(単位:円)

期 別		第 1 期 平成 16 年 1 月 13 日現在	第 2 期 平成 17 年 1 月 11 日現在
科 目	注記 番号	金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		136,707,488	758,084,664
コール・ローン		212,942,960	1,667,921,753
親投資信託受益証券		1,180,231,177	89,812,231,899
未収入金		-	7,700,000,000
流動資産合計		1,529,881,625	99,938,238,316
資産合計		1,529,881,625	99,938,238,316
負債の部			
流動負債			
未払金		132,820,000	-
未払収益分配金		188,142,321	6,830,610,899
未払解約金		7,909,261	139,757,755
未払受託者報酬		169,276	16,706,343
未払委託者報酬		5,926,301	584,724,219
その他未払費用		27,043	984,766
流動負債合計		334,994,202	7,572,783,982
負債合計		334,994,202	7,572,783,982
純資産の部			
元本			
元本		1,108,842,638	85,676,098,626
剰余金			
期末剰余金		86,044,785	6,689,355,708
(うち分配準備積立金)		(-)	(-)
剰余金合計		86,044,785	6,689,355,708
純資産合計		1,194,887,423	92,365,454,334
負債・純資産合計		1,529,881,625	99,938,238,316

< 損益及び剰余金計算書 >

(単位:円)

期 別	注記 番号	第 1 期	第 2 期
		自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日	自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日
科 目		金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		31	8,616
有価証券売買等損益		156,044,877	4,193,386,897
営業収益合計		156,044,908	4,193,395,513
営業費用			
受託者報酬		288,251	20,659,345
委託者報酬		10,092,621	723,081,482
その他費用		46,024	1,417,409
営業費用合計		10,426,896	745,158,236
営業利益		145,618,012	3,448,237,277
経常利益		145,618,012	3,448,237,277
当期純利益		145,618,012	3,448,237,277
当期一部解約に伴う当期純利益分配額		59,867,674	40,740,908
期首剰余金		-	86,044,785
剰余金増加額		268,517,948	10,332,848,249
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(268,517,948)	(10,332,848,249)
剰余金減少額		80,081,180	306,422,796
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(80,081,180)	(306,422,796)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		188,142,321	6,830,610,899
期末剰余金		86,044,785	6,689,355,708

< 重要な会計方針 >

期 別 項 目	第 1 期 自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日	第 2 期 自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年 1 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成 15 年 2 月 28 日から平成 16 年 1 月 13 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は原則として、毎年 1 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は平成 16 年 1 月 14 日から平成 17 年 1 月 11 日までとなっております。

GW7つの卵

< 中間貸借対照表 >

(単位:円)

科 目	期 別	前中間計算期間末 平成 16 年 7 月 13 日現在	当中間計算期間末 平成 17 年 7 月 11 日現在
	注記 番号	金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		717,280,514	604,705,048
コール・ローン		207,920,716	3,026,342,410
親投資信託受益証券		31,978,117,717	195,077,994,509
流動資産合計		32,903,318,947	198,709,041,967
資産合計		32,903,318,947	198,709,041,967
負債の部			
流動負債			
未払金		629,140,000	-
未払解約金		10,425,574	470,217,732
未払受託者報酬		44,947	35,466,769
未払委託者報酬		1,573,170	1,241,339,004
その他未払費用		3,764	1,455,135
流動負債合計		641,187,455	1,748,478,640
負債合計		641,187,455	1,748,478,640
純資産の部			
元本			
元本		28,438,105,434	172,340,516,284
剰余金			
中間剰余金		3,824,026,058	24,620,047,043
(うち分配準備積立金)		(-)	(-)
剰余金合計		3,824,026,058	24,620,047,043
純資産合計		32,262,131,492	196,960,563,327
負債・純資産合計		32,903,318,947	198,709,041,967

＜中間損益及び剰余金計算書＞

(単位:円)

科 目	期 別	前中間計算期間 自平成16年1月14日 至平成16年7月13日	当中間計算期間 自平成17年1月12日 至平成17年7月11日
	注記 番号	金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		1,739	16,512
有価証券売買等損益		837,436,540	10,175,762,610
営業収益合計		837,438,279	10,175,779,122
営業費用			
受託者報酬		3,997,949	35,466,769
委託者報酬		139,930,433	1,241,339,004
その他費用		436,407	1,455,135
営業費用合計		144,364,789	1,278,260,908
営業利益		693,073,490	8,897,518,214
経常利益		693,073,490	8,897,518,214
中間純利益		693,073,490	8,897,518,214
中間一部解約に伴う中間純利益分配額		15,202,056	269,825,401
期首剰余金		86,044,785	6,689,355,708
剰余金増加額		3,152,216,434	10,109,388,413
(中間一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(中間追加信託に伴う剰余金増加額)		(3,152,216,434)	(10,109,388,413)
剰余金減少額		92,106,595	806,389,891
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)		(92,106,595)	(806,389,891)
(中間追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		-	-
中間剰余金		3,824,026,058	24,620,047,043

＜重要な会計方針＞

項 目	期 別	前中間計算期間 自平成16年1月14日 至平成16年7月13日	当中間計算期間 自平成17年1月12日 至平成17年7月11日
有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

約款

追加型証券投資信託

GW 7つの卵

証券投資信託

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド
日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド
日本債券グローバル・ラップマザーファンド
北米株式グローバル・ラップマザーファンド
欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド
海外債券グローバル・ラップマザーファンド

<追加型証券投資信託 GW7つの卵>

運用の基本方針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行いません。

運用方法

(1)投資対象

以下に掲げる各証券投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

- 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド
- 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド

(2)投資態度

主として、上に掲げる各マザーファンドの受益証券に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

各マザーファンドの受益証券への投資比率は、下記の資産配分を基本とし、中期的な市況見通しに応じて機動的に変更します。なお、市況動向等によっては内外の有価証券等への直接投資を行なうことがあります。

証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド	23%
証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド	10%
証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド	17%
証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド	15%
証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	13%
証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド	4%
証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド	18%

上記の基本資産配分は、長期的な市況見通しに応じて変更される場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2)投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- (3)外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- (4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第30条の範囲で行いません。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利息・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

そ の 他

追加型証券投資信託 GW 7つの卵 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金2,990万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,990万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。

委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の16種類とします。

委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社が保管する受益証券ならびに委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する登録金融機関が保管する当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託

者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1口単位をもって、または受益証券の価額に取得申込口数を乗じて得た金額が1万円以上の場合には1口単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手手数料は、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第2項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求むることができます。

第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行う委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第41条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対

そ の 他

抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(毀損した場合等の再交付)

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第17条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
 2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 3. 有価証券オプション取引に係る権利
 4. 外国市場証券先物取引に係る権利
 5. 金銭債権
 6. 約束手形
 7. 金融先物取引に係る権利
 8. 金融デリバティブ取引に係る権利
 9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権
- この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。

1. 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
2. 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
3. 証券投資信託 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
4. 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
5. 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
6. 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
7. 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド 受益証券
8. 株券または新株引受権証券
9. 国債証券
10. 地方債証券
11. 特別の法律により法人の発行する債券
12. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
13. 特定社債券
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
16. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、第8号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの

17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）
18. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
19. 外国貸付債権信託受益証券
20. オプションを表示する証券または証書
21. 預託証券
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
23. 貸付債権信託受益権
24. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第8号の証券または証書ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第8号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第9号から第13号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第9号から第13号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場（証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引

所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

そ の 他

財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成15年2月28日から開始するものとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の180の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

委託者は、主要投資対象とする各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、各マザーファンドごとに以下に定める率を乗じて得た金額とします。

日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の70
日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の75
日本債券グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の20
北米株式グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の60
海外債券グローバル・ラップ マザーファンド	年10,000分の40

(収益分配)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次

期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。ただし、第50条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

（受益証券の保護預り等）

第48条 委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。

委託者の指定する証券会社は、原則として、第9条の規定により発行された受益証券（前項に掲げる受益証券を除きます。）を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第49条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第50条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第47条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

平成15年2月28日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

そ の 他

約款変更実施予定日 平成17年12月9日

追加型証券投資信託 GW 7つの卵 約款

第44条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(信託報酬等の額) 第44条 ~ (略)	(信託報酬等の額) 第44条 ~ (同左)
委託者は、主要投資対象とする各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、各マザーファンドごとに以下に定める率を乗じて得た金額とします。 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の55 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド マザーファンドの純資産総額が 300億円以下の部分 年10,000分の75 300億円超400億円以下の部分 年10,000分の65 400億円超の部分 年10,000分の55 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の20 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の50 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップ マザーファンド マザーファンドの純資産総額が 150億円以下の部分 年10,000分の60 150億円超200億円以下の部分 年10,000分の50 200億円超の部分 年10,000分の40 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の40	委託者は、主要投資対象とする各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する各マザーファンドの受益証券の時価総額に、各マザーファンドごとに以下に定める率を乗じて得た金額とします。 日本大型株式グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の70 日本小型株式グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の75 日本債券グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の20 北米株式グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の60 海外債券グローバル・ラップ マザーファンド 年10,000分の40

< 証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド >

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、わが国の大型株式の動き（日興バーラ・スタイル・インデックス（日本大型株式））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国証券取引所上場株式の中から、時価総額の大きな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタル分析、バリュエーション分析等により、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第26条の範囲で行ないます。

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
 2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 3. 有価証券オプション取引に係る権利
 4. 外国市場証券先物取引に係る権利
 5. 金銭債権
 6. 約束手形
 7. 金融先物取引に係る権利
 8. 金融デリバティブ取引に係る権利
 9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権
- この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者(第15条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第24条、第26条および第32条から第34条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券
11. オプションを表示する証券または証書
12. 預託証書
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権
15. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

そ の 他

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第52条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行ないません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行ないません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

約款変更実施予定日 平成17年12月9日

証券投資信託 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

第15条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の55の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>~ (略)</p>	<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の70の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>~ (同左)</p>

< 証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド >

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、わが国の小型株式の動き（日興バーラ・スタイル・インデックス（日本小型株式））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国証券取引所上場株式の中から、時価総額の小さな銘柄を中心に厳選投資を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、企業のファンダメンタル分析、バリュエーション分析等により、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選し、流動性、銘柄分散も考慮して、リスクの低減につとめます。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第26条の範囲で行ないます。

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第13条 委託者(第15条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第24条、第26条および第32条から第34条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券
11. オプションを表示する証券または証書
12. 預託証書
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権
15. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第52条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

そ の 他

約款変更実施予定日 平成17年12月9日

証券投資信託 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

第15条

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た金額とします。</p> <p><u>この信託の信託財産の純資産総額が</u></p> <p>300億円以下の部分 …… 年10,000分の75 300億円超400億円以下の部分 …… 年10,000分の65 400億円超の部分 …… 年10,000分の55</p> <p>(略)</p> <p><u>委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。</u></p>	<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の75</u>の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p>

<証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンド>

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとしします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、わが国の公社債市場全体の動き（日興債券パフォーマンス・インデックス（総合））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

わが国の公社債および短期金融資産を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。

国債、政府保証債、金融債等で核となるポートフォリオを構築し、社債への投資にあたっては、企業の信用度調査を充分に行ない、流動性、銘柄分散も考慮したうえで、ポートフォリオ全体のリスクの低減につとめます。

公社債の組入率は原則として高位を維持します。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2)外貨建資産への投資は行ないません。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

約款変更実施予定日 平成17年12月9日

証券投資信託 日本債券グローバル・ラップマザーファンドファンド 約款

第15条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条 委託者は、運用の指図（第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。）に関する権限を次の者に委託します。</p> <p style="text-align: center;"><u>三井アセット信託銀行株式会社</u></p> <p style="text-align: center;"><u>東京都港区芝三丁目23番1号</u></p> <p style="text-align: center;">～ （略）</p> <p><u>委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。</u></p>	<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条 委託者は、運用の指図（第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。）に関する権限を次の者に委託します。</p> <p style="text-align: center;"><u>ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社</u></p> <p style="text-align: center;"><u>東京都千代田区大手町一丁目5番1号</u> <u>大手町ファーストスクエア</u></p> <p style="text-align: center;">～ （同 左）</p> <p>(新 設)</p>

< 証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド >

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、米国およびカナダの株式市場全体の動き（MSCI北米インデックス（円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

米国およびカナダの証券取引所上場株式およびNASDAQ市場で取引されている株式を中心に厳選投資を行ないます。

投資対象銘柄については、企業訪問等により調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第25条の範囲で行ないます。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託

者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第51条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

約款変更実施予定日 平成17年12月9日

証券投資信託 北米株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

第15条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条</p> <p>委託者は、運用の指図(第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。</p> <p style="text-align: center;"><u>キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー</u></p> <p style="text-align: center;"><u>アメリカ合衆国カリフォルニア州</u> <u>ロサンゼルス市サウスホープ通り333</u></p> <p>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の50</u>の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(略)</p> <p><u>委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。</u></p>	<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条</p> <p>委託者は、運用の指図(外国為替に関する運用指図のうち本邦通貨に対する為替ヘッジのために行なうものおよび第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。</p> <p style="text-align: center;"><u>ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー</u> <u>アメリカ合衆国マサチューセッツ州</u> <u>ボストン市ステート通り75番地</u></p> <p>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の60</u>の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 設)</p>

< 証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

運用の基本方針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、欧州先進国の株式市場全体の動き（MSCI欧州インデックス（円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

欧州主要先進国の証券取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

欧州主要先進国（MSCI欧州インデックス採用国）の証券取引所上場株式および店頭登録株式を中心に厳選投資を行ないます。

投資対象銘柄については、企業訪問等により調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。

また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運用制限

(1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第24条の範囲で行ないます。

証券投資信託 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託（運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り、）の信託財産に属する有価証券（投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。）をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
12. 外国貸付債権信託受益証券
13. オプションを表示する証券または証書
14. 預託証書
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権
17. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

(信用取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をすることができます。

(先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価

合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第28条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表

示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させるこ

とができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第50条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及

び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

< 証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド >

運用の基本方針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、アジアおよび環太平洋の主要先進国の株式市場全体の動き（MSCI 太平洋フリー・インデックス（日本を除く / 円ベース））を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行いません。

運用方法

(1) 投資対象

アジア・環太平洋主要先進国の株式（DR（預託証券）およびカンントリーファンドなどを含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除くアジアおよび環太平洋地域の主要先進国（MSCI 太平洋フリー・インデックス（日本を除く）採用国・地域）の株式を中心に厳選投資を行いません。

投資対象銘柄については、企業訪問等により調査、分析を充分に行ない、中長期的に成長が期待できる銘柄を厳選します。

また、投資対象国間の資産配分を図ることによりリスクの低減につとめます。

株式の組入率は原則として高位を維持します。

外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運用制限

(1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(4) 外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第24条の範囲で行いません。

そ の 他

証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限ります。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
12. 外国貸付債権信託受益証券
13. オプションを表示する証券または証書
14. 預託証書
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 貸付債権信託受益権
17. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価

合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第25条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第28条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表

示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させるこ

とができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第50条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及

び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行いません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行いません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都品川区東品川二丁目3番14号
受託者 日興シティ信託銀行株式会社

約款変更実施予定日 平成17年12月9日

証券投資信託 アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド 約款

第14条の2

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧									
<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第14条の2</p> <p>委託者は、運用の指図(第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。</p> <p><u>シュローダー・インベストメント・マネージメント</u> (シンガポール) リミテッド シンガポール国 65 Chulia Street #46-00 OCBC Centre</p> <p>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に下記の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>この信託の信託財産の純資産総額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">150億円以下の部分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">.....</td> <td style="width: 20%;">年10,000分の60</td> </tr> <tr> <td>150億円超200億円以下の部分</td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td>年10,000分の50</td> </tr> <tr> <td>200億円超の部分</td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td>年10,000分の40</td> </tr> </table> <p>第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p> <p>委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。</p>	150億円以下の部分	年10,000分の60	150億円超200億円以下の部分	年10,000分の50	200億円超の部分	年10,000分の40	<p>(新 設)</p>
150億円以下の部分	年10,000分の60								
150億円超200億円以下の部分	年10,000分の50								
200億円超の部分	年10,000分の40								

< 証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド >

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、中長期的な観点から、シティグループ日本を除く世界国債インデックス（円ベース）を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

海外の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

世界各国の信用度の高い公社債を中心に投資を行ない、安定したインカム（利子等収益）の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。

ポートフォリオの構築にあたっては、信用度の調査、各国の金利動向の見通しに基づき、安定したリターンの提供とリスクコントロールにつとめます。

外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なうことがあります。為替ヘッジ比率は、マクロ環境、金利動向、ヘッジコスト等を勘案して決定します。また、ヘッジコスト等を勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうこともあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用を行なうことができない場合があります。

運 用 制 限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(3)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第25条の範囲で行ないます。

そ の 他

証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。なお、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り、)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券について追加信託を行なう日の前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り。)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲および株式への投資制限)

第13条 委託者(第15条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第23条、第25条および第31条から第33条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定社債券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券
11. オプションを表示する証券または証書
12. 預託証書
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 貸付債権信託受益権
15. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号および第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(運用指図権限の委託)

第15条 委託者は、運用の指図(外国為替に関する運用指図のうち本邦通貨に対する為替ヘッジのために行なうものおよび第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。

パシフィック インベストメント マネジメント カンパニー LLC

米国カリフォルニア州ニューポート・ビーチ ニューポート・センター・ドライブ840

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする各証券投資信託の信託財産から信託報酬が支弁される都度、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該証券投資信託の委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額は、この信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た金額とします。

第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されていることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

(信用取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をすることができます。

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行な

うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(株式の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第29条 (削除)

(信託財産の表示および記載の省略)

第30条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年9月14日から平成14年3月25日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第38条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第39条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第40条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口

数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第43条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする

る旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第51条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行ないません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の交付を行ないません。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年9月14日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
日興アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都品川区東品川二丁目3番14号
日興シティ信託銀行株式会社

約款変更実施予定日 平成17年12月9日

証券投資信託 海外債券グローバル・ラップマザーファンド 約款

第15条

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条</p> <p>委託者は、運用の指図(第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。</p> <p style="padding-left: 2em;">パシフィック インベストメント マネジメント カンパニー LLC 米国カリフォルニア州ニューポート・ビーチ ニューポート・センター・ドライブ840</p> <p style="padding-left: 2em;">~ (略)</p> <p>委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。</p>	<p>(運用指図権限の委託)</p> <p>第15条</p> <p>委託者は、運用の指図(外国為替に関する運用指図のうち本邦通貨に対する為替ヘッジのために行なうものおよび第13条第2項の規定に基づく運用指図を除きます。)に関する権限を次の者に委託します。</p> <p style="padding-left: 2em;">パシフィック インベストメント マネジメント カンパニー LLC 米国カリフォルニア州ニューポート・ビーチ ニューポート・センター・ドライブ840</p> <p style="padding-left: 2em;">~ (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

用語集

投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

あ

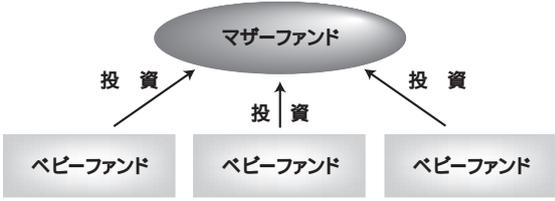
委託会社	運用会社のことをいいます。
運用報告書	期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社が作成し、販売会社からお届けします。

か

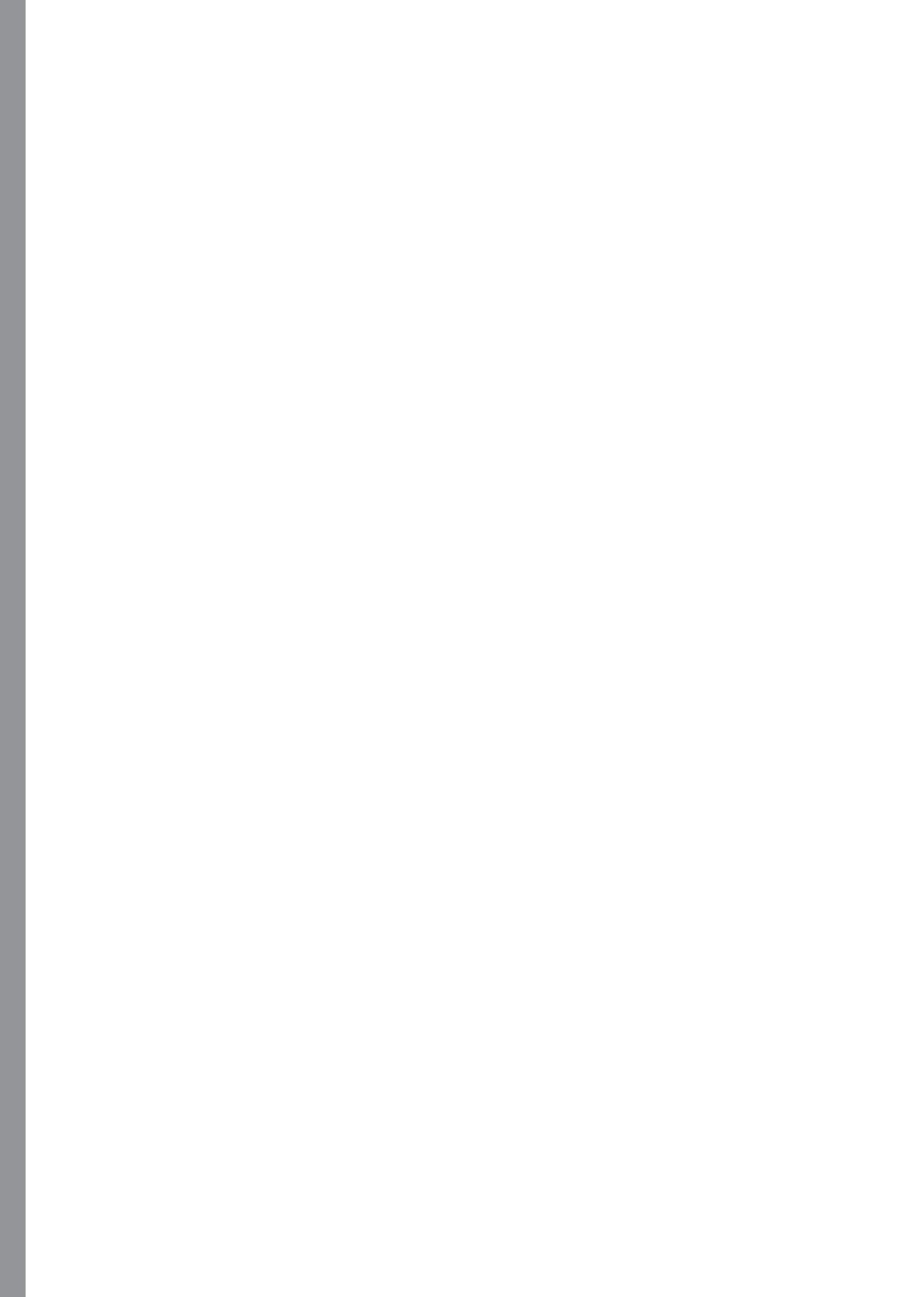
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことをいいます。
解約請求	ファンドの換金方法の一つです。 受益者が販売会社を通じて運用会社に信託財産の一部の解約を請求する方法です。解約価額で行なわれます。
格付	格付の対象となる債券に対して、約束通りに途中の利息および満期(償還)時の元金が支払われる確実性(信用度)を、利害関係のない第三者(格付機関)が判断(評価)し、投資家に提供する情報のことです。
基準価額	純資産総額を、受益権総口数で割った金額をいいます。一口当たり、いくらの価値があるかをあらわしています。

さ

繰上償還	信託期間が設定されている、あるいは無期限の投資信託でも、受益権の口数が信託約款に定められた一定の口数を下回るなど運用を続けることが困難である場合、ファンドの運用を終了することが受益者のため有利であると委託会社が認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときに、信託期間を繰上げて運用を終了させることをいいます。
個別元本	投資信託の課税上の元本に相当する金額。各受益者毎の購入時の取得価額が個別元本となります。同一銘柄を複数回購入した場合は、加重平均された価額となります。
個別元本方式	税金の計算を各受益者毎の取得元本(個別元本)をもとに行なう方式のことをいいます。
自動けいぞく投資	販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。
収益分配	ファンドの決算期に、運用の結果あげられた収益などを受益証券の口数に応じて受益者に分配することをいいます。
受益者	ファンドを購入した「投資家」のことをいいます。
受益証券	所有者に対して均等に分割された投資信託の受益権を表示する有価証券のことをいいます(受益者の権利を表す有価証券)。株式でいうと株券のようなもの。通常は販売会社で保管(保護預り)しています。
信託財産の総額	信託財産の資産を時価で評価した金額をいいます。
純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額(信託財産の総額)から負債総額を控除したものをいいます。
償還	ファンドの運用終了とともに、受益者に金銭を返還することをいいます。償還金は原則として償還日から起算して5営業日目から支払われます。
信託期間	ファンドの運用が終了するまでの期間のことをいいます。
信託財産	多くの投資家(受益者)から集められたお金で、ファンドが運用している資産のことをいいます。

信託財産留保額	投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に留保する金額をいいます。
信託報酬	ファンドの運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。原則として日々ファンドから差し引かれます。
デュレーション	金利がある一定の割合で変動した場合、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。
投資信託	多くの投資家から集めた資金を運用会社が運用する金融商品のことをいいます。投資信託は、値動きのある有価証券(外貨建証券には為替変動リスクもあります。)などに投資するので元金が保証されているものではありません。
投資信託説明書	目論見書の別称です。
ファミリーファンド方式	<p>株式や債券などの運用を親ファンド(マザーファンド)で行ない、子ファンド(ベビーファンド)である投資信託が、その親ファンドの受益証券に投資を行なう仕組みをいいます。マザーファンドの損益は、ベビーファンドに帰属します。</p>  <pre> graph TD MF((マザーファンド)) B1[ベビーファンド] B2[ベビーファンド] B3[ベビーファンド] B1 -- 投資 --> MF B2 -- 投資 --> MF B3 -- 投資 --> MF </pre>
ファンドマネージャー	ファンドの運用担当者(金融資産を運用する専門家)のことをいいます。
分散投資	投資家から集めた資金を複数の投資対象(有価証券の種類、地域等)に分散して投資することにより、リスクを軽減させることをいいます。
ポートフォリオ	株式や債券など、複数の資産や銘柄の組み合わせ、あるいはそうした資産構成をいいます。
保護預り	投資家の利便性を高めるために、投資信託の受益証券を販売会社などがお預りする制度のことをいいます。
目論見書	ファンドの内容、信託約款の内容、運用方法など、ご購入を検討する際に必要な情報が記載されています。取得のお申込みを行なう場合には、目論見書をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ、内容をご確認願います。目論見書には、投資家に必ず交付しなければならない交付目論見書と投資家の請求により交付しなければならない請求目論見書があります。
約款	正式には「信託約款」といいます。法律で定められている記載事項に従い、ファンドの具体的な運営や管理などの詳細について基本的な仕組みを規定したものです。委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて信託契約を締結しています。
リスクとリターン	投資によって得られる収益率をリターンといい、その収益率の不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、リスクが低いとリターンは低くなります。

GW 7つの卵



GW 7つの卵

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「GW7つの卵」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年4月8日に関東財務局長に提出しており、平成17年4月9日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年9月27日、10月11日、10月21日および11月14日に関東財務局長に提出しております。
2. 「GW7つの卵」(マザーファンドを含みます。)は、主に株式、債券等値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式や新興企業の株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

- 目 次 -

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	
2 【換金（解約）手続等】	
第3 【管理及び運営】	2
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	4
1 【財務諸表】	
(1) 【貸借対照表】	
(2) 【損益及び剰余金計算書】	
(3) 【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第5 【設定及び解約の実績】	61

第1【ファンドの沿革】

- 平成 15 年 2 月 28 日 ファンドの信託契約締結、運用開始
平成 16 年 12 月 28 日 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の運用指図権限の委託先である投資顧問会社をドイチェ・アセット・マネジメント株式会社から J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに変更。
平成 17 年 12 月 9 日 「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」における投資顧問会社の変更等、ならびに「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」における運用指図権限の範囲の変更。(予定)

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

(1) 取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・原則として、午後 3 時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前 11 時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

(2) 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikko-am.co.jp>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。
ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

(3) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース>と<分配金受取りコース>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく(累積)投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。

受益証券は、すべて保護預りとなります。

収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

<分配金受取りコース>

保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社等に受益証券の保管を委託することができます。

(4) 申込金額

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(5) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額(手取額)の範囲内(単位型証券投資信託については、償還金額(手取額)とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(6) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内等の一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、受益証券の取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の請求

- ・原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(2) 換金制限

ファンドの規模および商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 解約請求による換金 >

(1) 換金単位

< 分配金再投資コース > 1口単位

< 分配金受取りコース > 1口単位

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(3) 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%（内国法人は所得税のみの7%））を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(4) 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(5) 受付中止

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

販売会社によっては、買取請求による換金が可能となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

有価証券の評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度と公表

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社等で入手することができます。
- ・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikko-am.co.jp>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

（9：00～17：00 土、日、祝日は除く。）

ただし、半休日となる場合は9：00～12：00）

(2)【保管】

< 分配金再投資コース >

受益証券は、「自動けいぞく（累積）投資契約」等に基づき、販売会社等において保護預りとさせていただきます。

< 分配金受取りコース >

受益者は、販売会社等と取り交わす受益証券等の保護預り契約により、販売会社等に受益証券の保管を委託できます。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成 15 年 2 月 28 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年 1 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ロ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1 ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。

4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 第 3 計算期間の終了日の翌営業日以降、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合

ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ニ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分之一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。

2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分之一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

償還金について

・償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益者に支払われます。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

- ⑤ 運用報告書の作成
委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。
- ⑥ 関係法人との契約について
- ・販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
 - ・投資顧問会社とのマザーファンドの資産における投資一任契約または投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、受益証券の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。
- (3) 受益権均等分割
受益者は、所有する受益証券の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。
- (4) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定により、平成15年2月28日から平成16年1月13日までであります。
- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成15年2月28日から平成16年1月13日まで）、第2期計算期間（平成16年1月14日から平成17年1月11日まで）の財務諸表及び前中間計算期間（平成16年1月14日から平成16年7月13日まで）、当中間計算期間（平成17年1月12日から平成17年7月11日まで）の中間財務諸表について、中央青山監査法人により監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成16年2月24日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

藤間義雄 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成15年2月28日から平成16年1月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GW7つの卵の平成16年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成17年2月15日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監



代表社員
関与社員 公認会計士

藤間義雄 

関与社員 公認会計士

鳥飼裕一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成16年1月14日から平成17年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GW7つの卵の平成17年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

GW7の卵

(1) 【貸借対照表】

科目	期別	(単位:円)	
		第1期 平成16年1月13日現在	第2期 平成17年1月11日現在
資産の部		金額	金額
流動資産			
金銭信託		136,707,488	758,084,664
コール・ローン		212,942,960	1,667,921,753
預投資信託受益証券		1,180,231,177	89,812,231,899
未収入金		-	7,700,000,000
流動資産合計		1,529,881,625	99,938,238,316
資産合計		1,529,881,625	99,938,238,316
負債の部			
流動負債			
未払金		132,820,000	-
未払収益分配金		188,142,321	6,830,610,899
未払解約金		7,909,261	139,757,755
未払委託者報酬		169,276	16,706,343
未払委託者報酬		5,926,301	584,724,219
その他未払費用		27,043	984,766
流動負債合計		334,994,202	7,572,783,982
負債合計		334,994,202	7,572,783,982
純資産の部			
元本			
元本		1,108,842,638	85,676,098,626
剰余金			
期末剰余金		86,044,785	6,689,355,708
(うち分配準備積立金)		(-)	(-)
剰余金合計		86,044,785	6,689,355,708
純資産合計		1,194,887,423	92,365,454,334
負債・純資産合計		1,529,881,625	99,938,238,316

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	(単位:円)	
		第1期 平成15年2月28日 至平成16年1月13日	第2期 平成16年1月14日 至平成17年1月11日
		金額	金額
注記 番号			
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		31	8,616
有価証券売買等損益		156,044,877	4,193,386,897
営業収益合計		156,044,908	4,193,395,513
営業費用			
受託者報酬		288,251	20,659,345
委託者報酬		10,092,621	723,081,482
その他費用		46,024	1,417,409
営業費用合計		10,426,896	745,158,236
営業利益		145,618,012	3,448,237,277
経常利益		145,618,012	3,448,237,277
当期純利益		145,618,012	3,448,237,277
当期一部解約に伴う当期純利益分配額		59,867,674	40,740,908
期首剰余金		-	86,044,785
剰余金増加額		288,517,948	10,332,848,249
(当期一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(288,517,948)	(10,332,848,249)
剰余金減少額		80,081,180	306,422,796
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(80,081,180)	(306,422,796)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)
分配金		188,142,321	6,830,610,899
期末剰余金		86,044,785	6,689,355,708

重要な会計方針

項目	第 1 期 自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日	第 2 期 自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	観投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該観投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	観投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>基当ファンドの計算期間は原則として、毎年 1 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとなり、各計算期間終了日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとなりますので、当計算期間は平成 15 年 2 月 28 日から平成 16 年 1 月 13 日までとなっております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

	第 1 期 平成 16 年 1 月 13 日現在	第 2 期 平成 17 年 1 月 11 日現在
期首元本額	29,900,000 円	期首元本額 1,108,842,638 円
期中追加設定元本額	2,053,009,813 円	期中追加設定元本額 87,363,652,509 円
期中解約元本額	974,067,175 円	期中解約元本額 2,796,396,521 円

(損益及び剰余金計算書関係)

	第 1 期 自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日	第 2 期 自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	9,025,836 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 187,194,993 円
2. 分配金の計算過程	3,228,054 円	2. 分配金の計算過程
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	76,724,502 円	A 計算期末における費用控除後の配当等収益 575,389,128 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	188,436,768 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 2,832,107,241 円
C 信託約款に定める収益調整金	0 円	C 信託約款に定める収益調整金 10,112,470,238 円
D 信託約款に定める分配準備積立金	274,187,106 円	D 信託約款に定める分配準備積立金 0 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	0.2472 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 13,519,966,607 円
F 分配対象収益 (一口当たり)	2,472 円	F 分配対象収益 (一口当たり) 0.1578 円
G 分配金額	188,142,321 円	G 分配金額 1,578 円
H 分配金額 (一口当たり)	0.1700 円	H 分配金額 (一口当たり) 6,830,610,899 円
	1,700 円	(一万口当たり) 0.0800 円
	360,927 円	(一万口当たり) 800 円
		分配金に加算した外国支払税 23,476,991 円

(有価証券関係)

第 1 期 (自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日)
売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
観投資信託受益証券	1,180,231,177	89,940,381
合 計	1,180,231,177	89,940,381

(単位 : 円)

第 2 期 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)
売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
観投資信託受益証券	89,812,231,899	3,763,542,870
合 計	89,812,231,899	3,763,542,870

(単位 : 円)

(1口当たり情報)

第 1 期 平成 16 年 1 月 13 日現在		第 2 期 平成 17 年 1 月 11 日現在	
1口当たり純資産額	1,0776 円	1口当たり純資産額	1,0781 円
(1万口当たり純資産額)	(10,776 円)	(1万口当たり純資産額)	(10,781 円)

(3)【附属細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (親投資信託受益証券)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド	20,466,329,923	22,959,128,907	
	日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド	6,372,551,628	11,181,279,086	
	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	10,247,124,290	10,622,169,039	
	北米株式グローバル・ラップマザーファンド	14,174,861,302	13,279,010,067	
	欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	8,121,310,937	10,888,241,573	
	アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド	3,123,612,897	5,296,388,028	
	海外債券グローバル・ラップマザーファンド	11,129,680,948	15,586,005,199	
合計		73,635,471,925	89,812,231,899	

(単位:円)

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)
 当ファンドは「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」、「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」、「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」、「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」、「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」、「受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。
 当期より貸借対照表は、本報告書における開示対象ファンドの貸借対照表と同一の様式により表示しております。

(1) 貸借対照表

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

(単位:円)

科目	平成16年1月13日現在	金額
資産の部		
コール・ローン	242,263,015	
株券	8,529,741,375	
未収入金	122,558,944	
未収配当金	1,832,400	
資産合計	8,896,395,734	
負債の部		
未払金	280,854,584	
未払解約金	18,050,000	
負債合計	298,904,584	
純資産の部		
元本	9,831,967,242	
貸借対照表純資産総額	8,597,491,150	
負債・貸借対照表純資産総額	8,896,395,734	
国内有価証券評価損益	1,941,561,825	
信託財産純資産総額	10,539,052,975	

(単位:円)

科目	対象年月日	注記番号	平成17年1月11日現在	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			1,107,944,150	
株券			38,349,641,900	
未収入金			6,658,702,447	
未収配当金			9,924,750	
流動資産合計			46,126,213,247	
資産合計			46,126,213,247	
負債の部				
流動負債				
未払金			4,508,791,418	
未払解約金			2,200,000,000	
流動負債合計			6,708,791,418	
負債合計			6,708,791,418	
純資産の部				
元本			35,137,210,377	
剰余金			4,280,211,452	
剰余金合計			4,280,211,452	
純資産合計			39,417,421,829	
負債・純資産合計			46,126,213,247	

重要な会計方針

項目	自 平成15年2月28日 至 平成16年1月13日	自 平成16年1月14日 至 平成17年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p>	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 時価が入手できなかった有価証券</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金の計上基準 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

期首	平成15年2月28日現在	平成16年1月13日現在	期首	平成17年1月11日現在
期首元本額	7,261,024,422 円	5,488,409,147 円	期首元本額	9,831,967,242 円
期首からの追加設定元本額	2,917,466,327 円	282,547,079 円	期首からの追加設定元本額	31,291,650,549 円
期首からの解約元本額			期首からの解約元本額	5,986,407,414 円
			平成16年1月13日現在の元本の内訳	
			GW7つの卵	20,466,329,923 円
			グローバル・ラップ・バランス 安	
			定型	427,857 円
			グローバル・ラップ・バランス 安	
			定成長型	852,701,540 円
			グローバル・ラップ・バランス 成	
			長型	1,125,323,755 円
			グローバル・ラップ・バランス 積	
			極成長型	5,135,649,036 円
			グローバル・ラップ・バランス 積	
			極型	2,356,820,182 円
			グローバル・ラップ・バランス 超	
			積極型	2,440,227,563 円
			日本大型株式ファンド	
			年金積立 グローバル・ラップ・バ	2,628,309,717 円
			ランス(安定型)	
			年金積立 グローバル・ラップ・バ	7,708,043 円
			ランス(安定型成長型)	
			年金積立 グローバル・ラップ・バ	17,299,224 円
			ランス(成長型)	
			年金積立 グローバル・ラップ・バ	26,518,325 円
			ランス(積極成長型)	
			年金積立 グローバル・ラップ・バ	47,117,062 円
			ランス(積極型)	
			年金積立 グローバル・ラップ・バ	32,778,150 円
			ランス(積極型)	
			(合計)	35,137,210,377 円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日)
 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	10,471,303,200	1,941,561,825	
合計	10,471,303,200	1,941,561,825	

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)
 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	38,349,641,900	1,123,258,815	
合計	38,349,641,900	1,123,258,815	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象
 ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(1口当たり情報)

	平成 16 年 1 月 13 日現在	平成 17 年 1 月 11 日現在
1口当たり純資産額	1,0719 円	1口当たり純資産額 1,1218 円
(1万口当たり純資産額)	(10,719 円)	(1万口当たり純資産額) (11,218 円)

(2) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
1604 国際石油開発	75	510,000	38,250,000	
1801 大成建設	263,000	402	105,726,000	
1802 大林組	934,000	667	622,978,000	
1925 大和ハウス工業	236,000	1,183	279,188,000	
2322 NECフィールディング	19,900	2,160	42,984,000	
2502 アサヒビール	68,200	1,292	88,114,400	
2593 伊藤園	16,900	5,370	90,753,000	
2779 三越	86,000	507	43,602,000	
2790 ナフコ	163,500	2,450	400,575,000	
2914 JT	122	1,110,000	135,420,000	
3605 サンエー・インターナショナル	4,600	3,010	13,846,000	
3861 王子製紙	696,000	591	411,336,000	
4114 日本触媒	596,000	885	527,460,000	
4183 三井化学	303,000	576	174,528,000	
4185 JSR	329,600	2,205	726,768,000	
4205 日本ゼオン	101,000	881	88,981,000	
4208 宇部興産	496,000	184	91,264,000	
4217 日立化成工業	298,000	1,833	546,234,000	
4307 野村総合研究所	42,800	9,780	418,584,000	
4501 三共	93,500	2,310	215,985,000	
4503 山之内製薬	87,500	3,880	339,500,000	
4511 藤沢薬品工業	6,300	2,745	17,293,500	
4676 フジテレビジョン	1,023	228,000	233,244,000	
4703 住商オートリース	107,800	4,590	494,802,000	
4849 エン・ジャパン	589	312,000	183,768,000	
4902 コニカミネルタホールディングス	95,000	1,390	132,050,000	
5016 新日鉱ホールディングス	1,117,000	510	569,670,000	
5108 プリヂーストン	199,000	2,035	404,965,000	
5110 住友ゴム工業	98,000	961	94,178,000	
5401 新日本製鐵	1,742,000	259	451,178,000	
5411 JFEホールディングス	431,300	2,905	1,252,926,500	
5706 三井金属	960,000	458	439,680,000	
5714 同和鉱業	634,000	661	419,074,000	
5938 住生活グループ	353,700	1,852	655,052,400	
6273 SMC	28,900	11,650	336,685,000	
6301 コマツ	563,000	746	419,998,000	
6326 クボタ	460,000	535	246,100,000	
6370 栗田工業	78,000	1,480	115,440,000	
6460 セガサミーホールディングス	128,500	5,920	760,720,000	
6503 三菱電機	385,000	514	197,890,000	
6592 マブチモーター	11,400	7,490	85,386,000	

6645	オムロン	63,000	2,460	154,980,000
6665	エルピーダメモリ	10,000	3,900	39,000,000
6701	N E C	313,000	621	194,373,000
6724	セイコーエプソン	176,500	4,590	810,135,000
6753	シャープ	385,000	1,672	643,720,000
6758	ソニー	88,400	4,060	358,904,000
6762	T D K	57,600	7,430	427,968,000
6892	シチズン電子	109,900	5,060	556,094,000
6902	デンソー	506,100	2,760	1,396,836,000
6923	スタンレー電気	233,400	1,742	406,582,800
6925	ウシオ電機	190,000	1,910	362,900,000
6963	ローム	8,500	10,130	86,105,000
6971	京セラ	10,800	8,020	86,616,000
6988	日東電工	101,200	5,640	570,768,000
7201	日産自動車	1,297,900	1,153	1,496,478,700
7203	トヨタ自動車	183,300	4,200	769,860,000
7240	N O K	138,900	3,160	438,924,000
7267	ホンダ	65,900	5,400	355,860,000
7513	コジマ	180,100	1,308	235,570,800
7733	オリオンバス	25,000	2,170	54,250,000
7741	H O Y A	27,600	11,450	316,020,000
7751	キヤノン	104,900	5,540	581,146,000
7752	リコー	44,000	1,930	84,920,000
7912	大日本印刷	152,000	1,617	245,784,000
7974	任天堂	5,000	12,380	61,900,000
8001	伊藤忠商事	451,000	474	213,774,000
8028	ファジーマート	23,300	3,090	71,997,000
8053	住友商事	559,000	880	491,920,000
8058	三菱商事	438,500	1,309	573,996,500
8188	ヨークベニマル	33,200	3,120	103,584,000
8219	青山商事	189,100	2,660	503,006,000
8233	高島屋	903,000	1,020	921,060,000
8253	クレディセゾン	23,100	3,710	85,701,000
8270	ユニー	76,000	1,184	89,984,000
8306	三菱東京フィナンシャル・グループ	621	1,040,000	645,840,000
8307	U F J ホールディングス	563	614,000	357,962,000
8316	三井住友フィナンシャルグループ	228	739,000	168,492,000
8326	福岡銀行	107,000	646	69,122,000
8358	スルガ銀行	73,000	826	60,298,000
8369	京都銀行	145,000	872	126,440,000
8382	中国銀行	74,000	1,264	93,536,000
8403	住友信託銀行	1,535,000	745	1,143,575,000
8411	みずほフィナンシャルグループ	2,049	510,000	1,044,990,000
8515	アイフル	18,350	11,480	210,658,000
8601	大和証券グループ本社	292,000	735	214,620,000
8755	損保ジャパン	108,000	1,050	113,400,000
8795	T & D ホールディングス	38,600	4,850	187,210,000
8801	三井不動産	425,000	1,258	534,650,000
8802	三菱地所	360,000	1,219	438,840,000
8933	N T T 都市開発	307	436,000	133,852,000

9020	東日本旅客鉄道	1,155	584,000	674,520,000
9021	西日本旅客鉄道	1,467	421,000	617,607,000
9042	阪急電鉄	918,000	382	359,856,000
9101	日本郵船	836,000	574	479,864,000
9104	商船三井	1,231,000	630	775,530,000
9364	上組	216,000	855	184,680,000
9404	日本テレビ放送網	9,630	15,900	153,117,000
9432	日本電信電話	413	450,000	185,850,000
9437	N T T コモ	4,505	188,000	846,940,000
9501	東京電力	152,300	2,500	380,750,000
9511	沖縄電力	114,500	4,440	508,380,000
9531	東京ガス	1,378,000	427	588,406,000
9737	C S K	25,000	4,820	120,500,000
9752	ナムコ	33,200	1,379	45,782,800
9792	ニチイ学館	12,200	3,370	41,114,000
9987	スズケン	51,700	2,715	140,365,500
	合計	27,575,217		38,349,641,900

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。
 当期より貸借対照表は、本報告書における開示対象ファンドの貸借対照表と同一の様式により表示しております。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	平成16年1月13日現在	金額
資産の部			
コール・ローン		587,906,770	
株券		4,624,445,790	
未収入金		98,456,055	
未収配当金		2,024,775	
資産合計		5,312,833,390	
負債の部			
未払金		73,491,230	
未払解約金		600,000	
負債合計		74,091,230	
純資産の部			
元本		4,627,335,693	
貸借対照表純資産総額		5,238,742,160	
負債・貸借対照表純資産総額		5,312,833,390	
国内有価証券評価損益		1,283,546,910	
信託財産純資産総額		6,522,289,070	

(単位:円)

科目	対象年月日	注記番号	平成17年1月11日現在	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			1,254,886,086	
株式			19,242,941,820	
未収入金			277,690,720	
未収配当金			12,098,070	
流動資産合計			20,787,416,696	
資産合計			20,787,416,696	
負債の部				
流動負債				
未払解約金			900,000,000	
流動負債合計			900,000,000	
負債合計			900,000,000	
純資産の部				
元本			11,334,653,202	
剰余金				
剰余金			8,552,763,494	
剰余金合計			8,552,763,494	
純資産合計			19,887,416,696	
負債・純資産合計			20,787,416,696	

重要な会計方針

注記事項

項目	自平成15年2月28日 至平成16年1月13日	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式会社は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>	<p>株式会社は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		<p>「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総務府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>

(貸借対照表関係)

期首	平成15年2月28日現在	平成16年1月13日現在	平成17年1月11日現在	
期首元本額	4,215,191,906 円	4,215,191,906 円	4,627,335,683 円	
期首からの追加設定元本額	2,179,035,004 円	2,179,035,004 円	8,531,854,256 円	
期首からの解約元本額	1,766,891,217 円	1,766,891,217 円	1,824,536,747 円	
平成16年1月13日現在の元本の内訳			平成17年1月11日現在の元本の内訳	
GW7つの卵	115,618,833 円	115,618,833 円	GW7つの卵	6,372,551,628 円
グローバル・ラップ・バランス 安定型	231,551 円	231,551 円	グローバル・ラップ・バランス 安定型	252,476 円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	378,318,497 円	378,318,497 円	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	383,693,780 円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	312,845,827 円	312,845,827 円	グローバル・ラップ・バランス 成長型	438,740,901 円
グローバル・ラップ・バランス 積債成長型	917,002,233 円	917,002,233 円	グローバル・ラップ・バランス 積債成長型	1,558,516,806 円
グローバル・ラップ・バランス 積債型	438,865,651 円	438,865,651 円	グローバル・ラップ・バランス 積債型	633,659,462 円
グローバル・ラップ・バランス 超積債型	333,056,048 円	333,056,048 円	グローバル・ラップ・バランス 超積債型	625,143,020 円
日本小型株式ファンド	2,092,374,522 円	2,092,374,522 円	日本小型株式ファンド	1,264,715,631 円
年金積立 グローバル・ラップ・パランス (安定型)	3,378,572 円	3,378,572 円	年金積立 グローバル・ラップ・パランス (安定型)	4,562,341 円
年金積立 グローバル・ラップ・パランス (安定成長型)	6,971,974 円	6,971,974 円	年金積立 グローバル・ラップ・パランス (安定成長型)	8,204,196 円
年金積立 グローバル・ラップ・パランス (成長型)	9,747,250 円	9,747,250 円	年金積立 グローバル・ラップ・パランス (成長型)	10,834,361 円
年金積立 グローバル・ラップ・パランス (積債成長型)	10,985,700 円	10,985,700 円	年金積立 グローバル・ラップ・パランス (積債成長型)	14,641,895 円
年金積立 グローバル・ラップ・パランス (積債型)	7,939,035 円	7,939,035 円	年金積立 グローバル・ラップ・パランス (積債型)	9,136,705 円
	(合計) 4,627,335,683 円	(合計) 4,627,335,683 円		(合計) 11,334,653,202 円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
		単 位	金 額
株式	5,907,992,700		1,283,546,910
合 計	5,907,992,700		1,283,546,910

(単位:円)

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
		単 位	金 額
株式	19,242,941,820		1,078,058,437
合 計	19,242,941,820		1,078,058,437

(単位:円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(1口当たり情報)

平成 16 年 1 月 13 日現在		平成 17 年 1 月 11 日現在	
1口当たり純資産額	1.4095 円	1口当たり純資産額	1.7546 円
(1万口当たり純資産額)	(14,095 円)	(1万口当たり純資産額)	(17,546 円)

(2) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株 数	評 価 額		備 考
		単 位	金 額	
1301 極洋	1,502,000	209	313,918,000	
1926 ライト工業	316,800	471	149,212,800	
2059 エニ・チャーム ベットケア	60,000	5,270	316,200,000	
2220 龜田製菓	200,000	943	188,600,000	
2305 スタジオアリス	169,600	2,125	360,400,000	

(単位:株、円)

2344 平安レイサービス	135,000	780	105,300,000
2378 ルネサンス	235,800	1,319	311,020,200
2378 2 ルネサンス (新)	16,800	1,319	22,159,200
2412 ヘネフィット・ワン	56	1,600,000	89,600,000
2533 オエノンホールディングス	640,000	288	184,320,000
2665 ネットコム	840	479,000	402,360,000
2670 エーピーシー・マート	139,100	2,390	332,449,000
2674 ハードオノコーポレーション	151,300	2,650	400,945,000
2715 高千穂電気	101,400	1,190	120,666,000
2761 トシン電機	125,000	1,940	242,500,000
2773 ミューチュアル	120,000	1,020	122,400,000
2775 日本レストランシステム	45,200	5,740	259,448,000
2910 ロック・フィールド	147,800	1,669	246,678,200
2918 わらべや日洋	190,300	2,420	460,526,000
3333 あざひ	32,700	4,250	138,975,000
3432 三協・立山ホールディングス	809,000	302	244,318,000
3433 トーカロ	110,800	3,490	386,692,000
3534 N B C	30,000	1,880	56,400,000
3593 ホキメディカル	57,800	4,680	270,504,000
3727 アプリックス	58	2,270,000	131,660,000
3738 テレバーク	960	330,000	316,800,000
4082 第一純元素化学工業	36,000	5,050	181,800,000
4109 インテラ ケミファ	129,600	2,030	263,088,000
4295 フェイス	342	274,000	93,708,000
4300 ジグシステムジャパン	583	186,000	108,438,000
4319 T A C	97,600	539	52,606,400
4326 インテージ	35,900	1,660	59,594,000
4613 関西ペイント	178,000	629	111,962,000
4793 富士通ビー・エス・シー	153,700	1,086	166,918,200
4799 アグレックス	34,400	2,700	92,880,000
4956 コニシ	97,600	1,022	99,747,200
5233 水坪洋セメント	843,000	261	220,023,000
5819 カナレ電気	76,400	1,799	137,443,600
6287 サトー	127,400	2,815	358,631,000
6323 ローゼ	170,500	1,135	193,517,500
6387 サムコ	90,000	2,230	200,700,000
6430 ダイコク電機	129,000	2,900	374,100,000
6482 コーシン精機	101,600	1,755	178,308,000
6498 キッツ	201,000	587	117,987,000
6504 富士電機ホールディングス	1,224,000	289	353,736,000
6644 大崎電気工業	567,000	509	288,603,000
6651 日東工業	187,700	1,004	188,450,800
6726 オー・エイチ・ティー	1,081	151,000	163,231,000
6729 オンキヨー	458,000	227	103,966,000
6763 帝國通信工業	656,000	443	290,608,000
6809 T O A	597,000	712	425,064,000
6832 アオイ電子	50,300	1,650	82,995,000
6856 畑場製作所	183,000	1,500	274,500,000
6947 図研	204,600	1,043	213,397,800
6965 浜松トニクス	48,800	2,105	102,724,000
7122 近畿車輛	406,000	318	129,108,000

7241	フタバ産業	74,800	1,789	133,817,200
7279	日本ケーブル・システム	91,500	1,425	130,387,500
7414	小野建	109,900	1,527	167,817,300
7433	伯東	209,400	1,447	303,001,800
7463	アドヴァン	115,500	1,358	156,849,000
7483	ドウシシヤ	34,800	3,320	115,536,000
7594	マルカキカイ	58,600	685	40,141,000
7617	オオゼキ	147,400	2,510	369,974,000
7631	マクニカ	86,400	3,390	292,896,000
7637	白鋼	84,900	1,562	132,613,800
7646	PLANT	67,000	1,600	107,200,000
7714	モリテックス	114,300	925	105,727,500
7730	マニー	55,700	4,400	245,080,000
7864	フジシールインターナショナル	77,900	4,220	328,738,000
7873	アーク	30,000	4,330	129,900,000
7944	ローランド	100,600	1,912	192,347,200
7947	エフビコ	85,900	1,996	171,456,400
7993	サンウエーブ工業	222,000	468	103,896,000
8078	阪和興業	489,000	441	215,649,000
8096	兼松エレクトロニクス	144,600	804	116,258,400
8186	大塚家具	123,900	2,860	354,354,000
8235	松坂屋	832,000	418	347,776,000
8248	ニッセン	57,400	1,365	78,351,000
8251	バルコ	208,000	602	125,216,000
8336	武蔵野銀行	73,100	4,450	325,295,000
8870	住友不動産販売	50,000	4,880	244,000,000
9058	トラソコム	46,000	1,952	89,792,000
9069	センコー	580,000	391	226,780,000
9650	テクモ	28,700	814	23,361,800
9699	西尾レントオール	250,500	1,280	320,640,000
9714	SRA	174,900	1,940	339,306,000
9728	日本管財	196,600	1,649	324,193,400
9755	応用地質	68,500	1,038	71,103,000
9793	ダイセキ	148,900	1,855	276,209,500
9814	アシックス商事	60,000	1,405	84,300,000
9830	トラスコ中山	171,200	1,580	270,496,000
9948	アークス	72,720	1,371	99,699,120
9952	ドトールコーヒー	140,800	1,995	280,896,000
	合計	18,107,840		19,242,941,820

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

3.「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。
当期より貸借対照表は、本報告書における開示対象ファンドの貸借対照表と同一の様式により表示してあります。

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

科 目	対 象 年 月 日	平 成 16 年 1 月 13 日 現 在	金 額
資産の部			
コール・ローン		306,091,046	
国債証券		5,183,939,807	
地方債証券		162,090,940	
特殊債券		134,404,405	
未収入金		14,000,000	
未収利息		18,258,438	
前払費用		2,582,370	
資産合計		5,821,367,006	
負債の部			
未払金		141,321,600	
未払解約金		20,000,000	
負債合計		161,321,600	
純資産の部			
元本		5,428,260,878	
貸借対照表純資産総額		5,660,045,406	
負債・貸借対照表純資産総額		5,821,367,006	
国内有価証券評価損益		98,540,000	
信託財産純資産総額		5,561,505,406	

(単位:円)

(単位:円)

科 目	対 象 年 月 日	注 記 番 号	平 成 17 年 1 月 11 日 現 在	金 額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			3,804,449,590	
国債証券			17,765,025,042	
地方債証券			509,045,930	
特殊債券			303,131,000	
社債券			380,171,440	
未収入金			574,315,500	
未収利息			44,926,153	
前払費用			14,451,573	
流動資産合計			23,395,516,228	
資産合計			23,395,516,228	
負債の部				
流動負債				
未払金			3,223,852,980	
未払解約金			600,000,000	
流動負債合計			3,823,852,980	
負債合計			3,823,852,980	
純資産の部				
元本			18,880,159,484	
剰余金			691,503,764	
純資産合計			19,571,663,248	
負債・純資産合計			23,395,516,228	

重要な会計方針

注記事項

項目	対象期間	自平成15年2月28日 至平成16年1月13日	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券及び特殊債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債証券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準価で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>	

(貸借対照表関係)

	平成16年1月13日現在	平成17年1月11日現在
期首	期首	期首
期首元本額	4,133,497,613 円	期首元本額 5,428,260,878 円
期首からの追加設定元本額	2,973,666,366 円	期首からの追加設定元本額 15,196,448,150 円
期首からの解約元本額	1,678,903,101 円	期首からの解約元本額 1,744,549,644 円
平成16年1月13日現在の元本の内訳	平成17年1月11日現在の元本の内訳	
GW7つの卵	57,850,791 円	GW7つの卵 10,247,124,290 円
グローバル・ラップ・バランス 安	1,582,581 円	グローバル・ラップ・バランス 安 2,547,486 円
定型		定型 2,770,839,633 円
グローバル・ラップ・バランス 安	1,808,696,432 円	グローバル・ラップ・バランス 安 定成長型 2,150,679,650 円
定成長型		定成長型 2,418,947,901 円
グローバル・ラップ・バランス 成	974,409,736 円	グローバル・ラップ・バランス 成 極成長型 1,113,016,151 円
長型		長型 44,616,578 円
グローバル・ラップ・バランス 種	435,697,670 円	グローバル・ラップ・バランス 種 極成長型 58,632,034 円
極成長型		極成長型 51,755,766 円
日本債券ファンド	2,059,808,802 円	日本債券ファンド 年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス (安定型) 21,999,995 円
年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス (安定型)	22,447,902 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス (安定型) 18,880,159,484 円
年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス (安定型)	33,146,604 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス (安定型)
年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス (成長型)	29,354,588 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス (成長型)
年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス (積成長型)	5,265,772 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス (積成長型)
(合計)	5,428,260,878 円	(合計) 18,880,159,484 円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 16 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	5,085,029,107	98,891,853	
地方債証券	162,461,640	1,443,460	
特殊債券	134,404,405	4,619,695	
合 計	5,381,895,152	104,955,008	

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	17,765,025,042	25,705,242	
地方債証券	509,045,930	417,710	
特殊債券	303,131,000	442,000	
社債券	380,171,440	430,520	
合 計	18,957,373,412	25,250,432	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(1 口当たり情報)

	平成 16 年 1 月 13 日現在	平成 17 年 1 月 11 日現在
1 口当たり純資産額	1,0245 円	1 口当たり純資産額 1,0366 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,245 円)	(1 万口当たり純資産額) (10,366 円)

(2) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (邦貨建債券)

種 類	銘柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	0064 0063	日本国有鉄道清算事業団債券承継国庫債券第 6 3 号	200,000,000	212,676,000
	0067 0184	利付国庫債券 (1 0 年) 第 1 8 4 回	100,000,000	102,697,742
	0067 0187	利付国庫債券 (1 0 年) 第 1 8 7 回	1,130,000,000	1,182,816,200
	0067 0191	利付国庫債券 (1 0 年) 第 1 9 1 回	1,330,000,000	1,400,303,800
	0067 0194	利付国庫債券 (1 0 年) 第 1 9 4 回	250,000,000	284,352,500
	0067 0198	利付国庫債券 (1 0 年) 第 1 9 8 回	410,000,000	433,374,100
	0067 0200	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 0 0 回	630,000,000	662,949,000
	0067 0204	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 0 4 回	940,000,000	981,980,400
	0067 0206	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 0 6 回	990,000,000	1,032,193,800
	0067 0210	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 1 0 回	710,000,000	753,608,200
	0067 0211	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 1 1 回	850,000,000	900,490,000
	0067 0214	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 1 4 回	750,000,000	795,360,000
	0067 0220	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 2 0 回	520,000,000	549,858,400
	0067 0222	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 2 2 回	660,000,000	701,481,000
	0067 0223	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 2 3 回	450,000,000	475,888,500
	0067 0227	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 2 7 回	870,000,000	914,491,800
	0067 0229	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 2 9 回	330,000,000	342,771,000
	0067 0231	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 3 1 回	620,000,000	639,344,000
	0067 0237	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 3 7 回	570,000,000	592,258,500
	0067 0238	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 3 8 回	780,000,000	804,936,600
0067 0241	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 4 1 回	530,000,000	540,377,400	
0067 0245	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 4 5 回	390,000,000	384,446,400	
0067 0251	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 5 1 回	700,000,000	684,971,000	
0067 0257	利付国庫債券 (1 0 年) 第 2 5 7 回	630,000,000	633,036,600	
0069 0005	利付国庫債券 (2 0 年) 第 5 回	160,000,000	187,729,600	
0069 0039	利付国庫債券 (2 0 年) 第 3 9 回	370,000,000	414,096,600	
0069 0042	利付国庫債券 (2 0 年) 第 4 2 回	440,000,000	492,267,600	
0069 0056	利付国庫債券 (2 0 年) 第 5 6 回	410,000,000	417,826,900	
0069 0067	利付国庫債券 (2 0 年) 第 6 7 回	270,000,000	286,441,400	
国債証券 計		16,990,000,000	17,765,025,042	

地方債証券	0100 0519	東京都公募公債 5 1 9 回	187,000,000	196,703,430
	0100 0602	東京都公募公債 6 0 2 回	110,000,000	110,984,500
	0100 9005	東京都公募公債 (5 年) 第 5 回	200,000,000	201,358,000
地方債証券 計		497,000,000	509,045,930	
特殊債券	0951 1618	利附業債券 (5 年) 利附い第 6 1 8 号	200,000,000	202,282,000
	0959 1643	みずほコーポレート銀行債券 (5 年) 利附 い 第 6 4 3 号	100,000,000	100,849,000
特殊債券 計		300,000,000	303,131,000	
社債券	9501 0474	東京電力 4 7 4 回	200,000,000	204,682,000
	9501 0481	東京電力 4 8 1 回	174,000,000	175,489,440
社債券 計		374,000,000	380,171,440	
合 計		18,161,000,000	18,957,373,412	

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

4. 「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。
 当期より貸借対照表は、本報告書における開示対象ファンドの貸借対照表と同一の様式により表示
 しております。

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	平成16年1月13日現在
資産の部		金額
コール・ローン		1,120,061
未収入金		19,280,000
為替未収入金		21,000,000
外国投資勘定		5,271,210,289
資産合計		5,312,610,350
負債の部		
売為替		21,000,000
未払解約金		21,000,000
負債合計		42,000,000
純資産の部		
元本		6,278,951,783
貸借対照表純資産総額		5,270,610,350
負債・貸借対照表純資産総額		5,312,610,350
外国投資勘定評価損益		456,245,901
先物為替評価損益		7,885
信託財産純資産総額		5,726,848,366

(単位:円)

科目	対象年月日	注記 番号	平成17年1月11日現在
資産の部			金額
流動資産			
預金			1,294,309,324
コール・ローン			1,905,257,125
株式			21,438,753,041
新株引受権証券			110,239
派生商品評価勘定			2,295,446
未収入金			246,354,487
未収配当金			9,796,476
流動資産合計			24,896,876,138
資産合計			24,896,876,138
負債の部			
流動負債			
未払金			1,614,207,596
未払解約金			1,000,000,000
流動負債合計			2,614,207,596
負債合計			2,614,207,596
純資産の部			
元本			
元本			23,786,867,341
剰余金			
欠損金			1,504,198,799
剰余金合計			1,504,198,799
純資産合計			22,282,668,542
負債・純資産合計			24,896,876,138

重要な会計方針

項目	自平成15年2月28日 至平成16年1月13日	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所に掲げる計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。	株式及び新株引受権証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所に掲げる計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準価で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
2. テリバティブ等の評価基準及び為替予約取引の評価方法	為替予約取引	為替予約取引
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総務府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総務府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成16年1月13日現在	平成17年1月11日現在
1. 期首	平成15年2月28日	平成16年1月14日
期首元本額	3,144,685,525 円	期首元本額 6,278,951,783 円
期首からの追加設定元本額	4,255,168,346 円	期首からの追加設定元本額 19,794,211,138 円
期首からの解約元本額	1,120,902,088 円	期首からの解約元本額 2,286,295,580 円
平成16年1月13日現在の元本の内訳		平成17年1月11日現在の元本の内訳
GW7つの卵	180,928,776 円	GW7つの卵 14,174,861,302 円
グローバル・ラップ・パラン	280,765 円	グローバル・ラップ・パラン 356,423 円
ス安定型		ス安定型
グローバル・ラップ・パラン	518,465,552 円	グローバル・ラップ・パラン 630,047,182 円
ス安定成長型		ス安定成長型
グローバル・ラップ・パラン	447,331,306 円	グローバル・ラップ・パラン 769,916,074 円
ス成長型		ス成長型
グローバル・ラップ・パラン	1,430,364,246 円	グローバル・ラップ・パラン 3,651,910,477 円
ス積極成長型		ス積極成長型
グローバル・ラップ・パラン	864,549,141 円	グローバル・ラップ・パラン 1,560,297,643 円
ス積極型		ス積極型
グローバル・ラップ・パラン	1,282,884,773 円	グローバル・ラップ・パラン 1,815,309,218 円
ス超積極型		ス超積極型
北米株式ファンド	1,494,752,625 円	北米株式ファンド 1,090,288,637 円
年金積立グローバル・ラップ・パランス(安定型)	4,111,921 円	年金積立グローバル・ラップ・パランス(安定型) 6,391,061 円
年金積立グローバル・ラップ・パランス(安定成長型)	9,488,539 円	年金積立グローバル・ラップ・パランス(安定成長型) 13,239,724 円
年金積立グローバル・ラップ・パランス(成長型)	13,397,097 円	年金積立グローバル・ラップ・パランス(成長型) 19,255,231 円
年金積立グローバル・ラップ・パランス(積極成長型)	16,475,724 円	年金積立グローバル・ラップ・パランス(積極成長型) 32,480,942 円
年金積立グローバル・ラップ・パランス(積極型)	15,921,318 円	年金積立グローバル・ラップ・パランス(積極型) 22,513,427 円
(合計)	6,278,951,783 円	(合計) 23,786,867,341 円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額を下回っており、その差額は552,103,417円であり、	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,504,198,799円であり、

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日)
 売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	5,648,388,496	716,983,350	
合 計	5,648,388,496	716,983,350	

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)
 売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
株式	21,438,753,041	1,130,597,537	
新株引受権証券	110,239	8,165	
合 計	21,438,863,280	1,130,589,372	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象
 ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日	自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、および為替先渡し取引であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(単位:円)

区分	種類	平成16年1月13日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場為替予約取引	売建	21,000,000	21,007,885	7,885
		-	-	-
取引以外	アメリカドル	21,000,000	21,007,885	7,885
		-	-	-
合計		21,000,000	21,007,885	7,885

(単位:円)

区分	種類	平成17年1月11日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場為替予約取引	買建	884,257,000	886,552,446	2,295,446
		-	-	-
取引以外	アメリカドル	884,257,000	886,552,446	2,295,446
		-	-	-
合計		884,257,000	886,552,446	2,295,446

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によります。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(1口当たり情報)

	平成16年1月13日現在	平成17年1月11日現在
1口当たり純資産額	0.9121 円	1口当たり純資産額 0.9368 円
(1万口当たり純資産額)	(9,121 円)	(1万口当たり純資産額) (9,368 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

外国株式(アメリカドル) (単位:株、アメリカドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
00282410 ABBOTT LABORATORIES	91,600	47.96000	4,393,136.00	
00915810 AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	52,900	57.69000	3,051,801.00	
01381710 ALCOA INC	76,300	30.47000	2,324,861.00	
02364J10 TIME WARNER INC	326,500	19.04000	6,216,560.00	
02581610 AMERICAN EXPRESS CO	23,300	53.87000	1,255,171.00	
02660910 WYETH	66,500	42.27000	2,810,955.00	
02687410 AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	51,287	67.70000	3,472,129.90	
03116210 AVIGEN INC	51,700	63.64000	3,290,188.00	
03251110 ANADARKO PETROLEUM CORP	5,600	62.40000	349,440.00	
03265410 ANALOG DEVICES INC	51,900	35.41000	1,837,779.00	
06605F10 BANK OF AMERICA CORP	172,500	45.29000	7,812,525.00	
07181310 BAXTER INTERNATIONAL INC	49,000	35.43000	1,736,070.00	
1150G111 ACCENTURE LTD-CL A	39,300	26.96000	1,059,528.00	
12640810 CSX CORP	79,400	39.25000	3,116,450.00	
13637510 CANADIAN NATL RAILWAY CO	28,350	56.72000	1,608,012.00	
14912310 CATERPILLAR INC	22,500	92.52000	2,081,700.00	
17275R10 CISCO SYSTEMS INC	216,500	18.75000	4,059,375.00	
17296710 CITIGROUP INC	139,400	48.33000	6,737,202.00	
19121610 COCA-COLA COMPANY	97,300	41.39000	4,027,247.00	
20491210 COMPUTER ASSOCIATES INTERNATIONAL INC	68,300	28.54000	1,949,282.00	
23975310 TARGET CORP	40,800	49.68000	2,026,944.00	
24702510 BELL INC	125,200	40.97000	5,129,444.00	
26064310 DOW CHEMICAL COMPANY	20,300	48.70000	988,610.00	
26363410 E. I. DU PONT DE NEMOURS AND COMPANY	55,400	47.44000	2,628,176.00	
30231610 EXXON MOBIL CORPORATION	82,100	49.98000	4,103,358.00	
31304N10 FEDEX CORP	18,900	95.59000	1,806,651.00	

31358610	FANNIE MAE	33,800	70,170,000	2,357,712.00
31996310	FIRST DATA CORP	78,300	41,670,000	3,262,761.00
35461310	FRANKLIN RESOURCES INC	41,900	68,860,000	2,885,234.00
36955010	GENERAL DYNAMICS CORP	10,100	101,480,000	1,024,948.00
36960410	GENERAL ELECTRIC COMPANY	234,100	35,910,000	8,406,531.00
37291710	GENZYME CORP - GENL DIVISION	31,300	57,190,000	1,790,047.00
37578610	GILLETTE COMPANY	73,100	44,640,000	3,263,184.00
40169810	GUIDANT CORP	18,800	71,850,000	1,350,780.00
45091110	ITT INDUSTRIES INC	16,100	82,680,000	1,331,148.00
45688610	INGERSOLL-RAND CO-CL A	35,400	75,240,000	2,663,496.00
45814010	INTEL CORP	92,500	22,890,000	2,117,325.00
46014610	INTERNATIONAL PAPER CO	35,800	41,470,000	1,484,626.00
53245710	ELI LILLY & CO	40,500	56,940,000	2,306,070.00
54866110	LOUIS COS INC	69,000	57,840,000	3,990,960.00
58505510	MEDTRONIC INC	51,400	51,360,000	2,639,904.00
59018810	MERRILL LYNCH & CO INC	79,100	58,210,000	4,604,411.00
59408710	MICHAELS STORES, Inc.	70,400	30,340,000	2,135,936.00
59491810	MICROSOFT CORP	301,000	26,810,000	8,069,810.00
62007610	MOTOROLA INC	59,300	16,980,000	1,006,914.00
65332110	NEXTEL COMMUNICATIONS INC-A	87,700	30,050,000	2,635,385.00
65410610	NIKE INC -CL B	20,100	88,570,000	1,780,257.00
65489410	NOBLE ENERGY INC	16,800	57,150,000	960,120.00
69331C10	P G & E CORP	70,600	32,560,000	2,298,736.00
69525710	PACTIV CORPORATION	84,400	25,000,000	2,110,000.00
71344810	PEPSICO INC	60,400	53,760,000	3,247,104.00
71644E10	PETRO-CANADA	36,100	49,190,000	1,775,759.00
71708110	PFIZER INC	131,225	26,440,000	3,469,589.00
71815410	ALTRIA GROUP INC	17,500	62,200,000	1,088,500.00
71850710	CONOCOPHILLIPS	32,700	85,630,000	2,800,101.00
73172K10	POLYCOM INC	93,100	19,030,000	1,771,693.00
74251V10	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	65,800	39,990,000	2,631,342.00
74271810	PROCTER & GAMBLE COMPANY	76,200	56,360,000	4,294,632.00
77390310	ROCKWELL AUTOMATION INC	23,700	46,260,000	1,096,362.00
79288010	ST. PAUL TRAVELERS COMPANIES INC	56,529	37,070,000	2,095,530.03
80203710	GLOBALSANTAFE CORP	84,100	34,000,000	2,859,400.00
80660510	SCHERING-PLOUGH CORP	187,700	21,250,000	3,988,625.00
80685710	SCHLUMBERGER LTD	38,500	63,920,000	2,460,920.00
80865510	SCIENTIFIC-ATLANTA INC	500	30,780,000	15,390.00
85206110	SPRINT CORP	71,400	24,060,000	1,717,884.00
85747710	STATE STREET CORP	5,100	48,560,000	247,656.00
88250810	TEXAS INSTRUMENTS INC	72,100	22,610,000	1,630,181.00
90212410	TYCO INTERNATIONAL LTD	132,500	35,630,000	4,720,975.00
90319210	UNIMPROVIDENT CORP	64,100	17,150,000	1,099,315.00
91301710	UNITED TECHNOLOGIES CORP	40,500	99,740,000	4,039,470.00
92343E10	VERISIGN INC	38,400	30,830,000	1,183,872.00
92552430	VIACOM INC-CL B	115,100	38,180,000	4,394,518.00

93114210	WAL-MART STORES INC	43,500	53,72000	2,336,820.00
98433210	YAHOO! INC	84,900	36,32000	3,083,568.00
98970110	ZIONS BANCORPORATION	18,000	65,03000	1,170,540.00
アメリカドル 計		5,293,791		205,568,635.93
(邦貨換算額)				(21,438,753,041)

総合計				(21,438,753,041)
				21,438,753,041

(単位:円)

(注) 総合計の()内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

(2) 株式以外の有価証券 (外貨建新株引受権証券)

銘柄	ワラント数	評価額		備考
		単価	金額	
LUTM01 LICENT TECHNOLOGIES-CI07 WARRANT	783	1,35000	1,057.05	
アメリカドル 計	783		1,057.05	
(邦貨換算額)			(110,239)	

(単位:ワラント、アメリカドル)

総合計			(110,239)	
			110,239	

(単位:円)

(注) 総合計の()内の金額は外貨建新株引受権証券の邦貨換算額合計であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入新株引受権証券時価比率	合計額に対する比率
アメリカドル	株式 75 銘柄	99.99 %	- %	99.99 %
アメリカドル	新株引受権証券 1 銘柄	-	0.01	0.01

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

5. 「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。
 当期より貸借対照表は、本報告書における開示対象ファンドの貸借対照表と同一の様式により表示しております。

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	平成16年1月13日現在	金額
資産の部			
コール・ローン		145,406,956	
未収入金		15,640,000	
外国投資勘定		3,491,756,342	
資産合計		3,652,803,298	
負債の部			
未払解約金		46,180,000	
負債合計		46,180,000	
純資産の部			
元本		4,030,625,722	
貸借対照表純資産総額		3,606,623,298	
負債・貸借対照表純資産総額		3,652,803,298	
外国投資勘定評価損益		966,284,491	
信託財産純資産総額		4,572,907,789	

(単位:円)

科目	対象年月日	注記 番号	平成17年1月11日現在	金額
資産の部				
流動資産				
預金			75,571,909	
コール・ローン			986,501,734	
株式			17,898,695,175	
未収入金			19,000,000	
未収配当金			72,242,033	
流動資産合計			19,052,010,851	
資産合計			19,052,010,851	
負債の部				
流動負債				
未払解約金			900,000,000	
流動負債合計			900,000,000	
負債合計			900,000,000	
純資産の部				
元本				
元本			13,538,803,077	
剰余金				
剰余金			4,613,207,774	
剰余金合計			4,613,207,774	
純資産合計			18,152,010,851	
負債・純資産合計			19,052,010,851	

重要な会計方針

項目	自平成15年2月28日 至平成16年1月13日	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価額もしくは委託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準価で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価額もしくは委託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価高替予約取引 評価方法	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取引の仲値で評価しております。	為替予約取引 受取配当金の計上基準
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 外貨建取引等の処理基準
4. その他財務諸表作成のための基本外貨建取引等の処理基準となる重要な事項	「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

注記事項

（貸借対照表関係）

	平成16年1月13日現在	平成17年1月11日現在
期首	平成15年2月28日	期首
期首元本額	2,462,263,823 円	期首元本額
期首からの追加設定元本額	2,514,111,243 円	期首からの追加設定元本額
期首からの解約元本額	945,749,344 円	期首からの解約元本額
平成16年1月13日現在の元本の内訳		平成17年1月11日現在の元本の内訳
GW7つの卵	137,100,410 円	GW7つの卵
グローバル・ラップ・バランス 安	119,830 円	グローバル・ラップ・バランス 安
定型		定型
グローバル・ラップ・バランス 安	259,958,539 円	グローバル・ラップ・バランス 安
定成長型		定成長型
グローバル・ラップ・バランス 成	257,214,312 円	グローバル・ラップ・バランス 成
長型		長型
グローバル・ラップ・バランス 積	1,063,719,867 円	グローバル・ラップ・バランス 積
極成長型		極成長型
グローバル・ラップ・バランス 積	609,991,878 円	グローバル・ラップ・バランス 積
極型		極型
グローバル・ラップ・バランス 超	472,457,343 円	グローバル・ラップ・バランス 超
積極型		積極型
欧州先進国株式ファンド	1,191,688,237 円	欧州先進国株式ファンド
年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（安定型）	1,719,390 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（安定型）
年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（安定成長型）	4,783,515 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（安定成長型）
年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（成長型）	8,107,241 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（成長型）
年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（積極成長型）	12,702,216 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（積極成長型）
年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（積極型）	11,082,944 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ ランス（積極型）
	(合計)	(合計)
	4,030,625,722 円	13,538,803,077 円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日)
 売買目的有価証券

(単位:円)		
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	4,431,456,968	606,777,002
合 計	4,431,456,968	606,777,002

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)
 売買目的有価証券

(単位:円)		
種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	17,898,695,175	1,947,554,450
合 計	17,898,695,175	1,947,554,450

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象
 ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日	自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、および為替先渡し取引であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項
 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成 16 年 1 月 13 日現在	平成 17 年 1 月 11 日現在
1口当たり純資産額	1,1345 円	1口当たり純資産額 1,3407 円
(1万口当たり純資産額)	(11,345 円)	(1万口当たり純資産額) (13,407 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

外国株式(イギリスポンド)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ARRIVA PLC	126,942	5.46000	693,103.32	
BARCLAYS PLC	481,832	6.03500	2,907,856.12	
CADBURY SCHWEPES PLC	363,151	4.86250	1,765,821.73	
DGE	65,499	7.39500	484,365.10	
DNGT DAILY MAIL&GENERAL TRUST-A NV	22,171	7.41500	164,397.96	
FGP FIRSTGROUP PLC	281,476	3.56750	1,004,165.63	
GLH GALLAHER GROUP PLC	62,623	7.78500	487,520.05	
GUS GUS PLC	47,756	9.29500	443,892.02	
ITV ITV PLC	172,369	1.06500	183,572.98	
ITVC ITV PLC-CONVERTIBLE SHARES	55,312	0.34000	18,806.08	
KESA KESA ELECTRICALS PLC	280,855	2.87750	808,180.26	
MDK MERSEY DOCKS & HARBOUR CO.	42,472	9.38000	398,387.36	
MOR MORSE PLC	185,451	1.12500	208,632.37	
MSY MISYS PLC	292,870	2.11250	618,687.87	
NGG NATIONAL GRID TRANSCO PLC	232,126	4.94750	1,148,443.38	
OOM OMO2 PLC	1,592,571	1.25000	1,990,713.75	
PRU PRUDENTIAL PLC	689,427	4.69000	3,233,412.63	
RBOS ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP PLC	139,093	17.70000	2,461,946.10	
RTOL RENTOKIL INITIAL PLC	627,690	1.47000	922,704.30	
RTRS REUTERS GROUP PLC	233,331	3.80250	887,241.12	
SHEL SHELL TRANSP&TRADING CO PLC	399,320	4.44750	1,775,975.70	
SPW SCOTTISH POWER PLC	337,366	4.12750	1,392,478.16	
TNN TAYLOR NELSON SÖFRES PLC	188,486	2.30000	433,517.80	
TSCO TESCO PLC	236,186	3.20250	756,385.66	
TWOD TAYLOR WOODROW PLC	199,476	2.62000	522,627.12	
UU UNITED UTILITIES PLC	258,508	6.35000	1,641,525.80	
VOD VODAFONE GROUP PLC	4,177,955	1.43500	5,995,365.42	
WOS WOLSELEY PLC	102,824	9.83500	1,011,274.04	
イギリスポンド 計	11,895,138		34,360,979.83	
(邦貨換算額)			(6,730,285,119)	

外国株式(スイスフラン)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
CLRZ CLARIANT AG-REG	109,768	18.55000	2,036,196.40	
CS CREDIT SUISSE GROUP	192,642	48.40000	9,323,872.80	
スイスフラン 計	302,410		11,360,069.20	
(邦貨換算額)			(1,005,252,523)	

外国株式(スウェーデンクローナ)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ELUX ELECTROLUX AB-SER B	99,600	151.00000	15,039,600.00	
FSPA FORENINGSSPARBANKEN AB	181,100	167.00000	30,243,700.00	
MODO HOLMEN AB-B SHARES	41,000	240.00000	9,840,000.00	
スウェーデンクローナ 計	321,700		55,123,300.00	
(邦貨換算額)			(832,913,063)	

外国株式(ユーロ)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
AIB ANGLO IRISH BANK CORP PLC	216,279	19.17000	4,146,068.43	
AMRO ABN AMRO HOLDING NV	300,886	20.58000	6,192,233.88	
BKIR BANK OF IRELAND	177,405	12.40000	2,199,822.00	
BNP BNP PARIBAS SA	32,718	55.30000	1,809,305.40	
BOUY BOUYGUES SA	20,014	29.95000	599,419.30	
CRH CRH PLC	64,628	19.91000	1,286,743.48	
DCXG DAIMLERCHRYSLER AG-REG	94,957	35.96000	3,414,653.72	
DG VINCI S.A.	10,272	101.90000	1,046,716.80	
DPB DEUTSCHE POSTBANK AG	27,004	33.90000	915,435.60	
DTEG DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	323,338	16.53000	5,344,777.14	
ENI ENI SPA	262,645	18.32000	4,811,656.40	
FTE FRANCE TELECOM SA	135,535	24.30000	3,293,500.50	
GEHG CELESIO AG	18,981	60.90000	1,155,942.90	
IBLA IBERIA LINEAS AEREAS DE ESPANA SA	362,104	2.60000	941,470.40	
KBC KBC BANKVERZEKERINGSHOLDING	56,076	57.60000	3,229,977.60	
KPN KONINKLIJKE KPN NV	521,993	7.12000	3,716,590.16	
OMV OMV AG	10,465	219.55000	2,297,590.75	
ORDN ORDINA BEHEER NV	72,786	9.52000	692,922.72	
RD ROYAL DUTCH PETROLEUM CO	136,369	42.60000	5,809,319.40	
SAMAS SAMPO OY-JA SHS	276,900	10.29000	2,849,301.00	
SOPP SANOFI-AVENTIS SA	27,888	58.15000	1,621,687.20	
SOLV SOLVAY SA	5,363	81.30000	436,011.90	
TKAV TELEKOM AUSTRIA AG	45,438	13.91000	632,042.58	
TOL TOTAL SA	35,867	160.50000	5,756,653.50	
TPG TPG NV	65,580	20.00000	1,311,600.00	
UL UNIBAIL	29,533	92.00000	2,717,036.00	
ユーロ 計	3,331,024		68,228,478.76	
(邦貨換算額)			(9,330,244,470)	

(単位:円)

銘柄		評価額		備考
単価	金額	単価	金額	
総合計			(17,898,695,175)	
			17,898,695,175	

(注) 総合計の()内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

外貨建資産の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
イギリスポンド	株式 28 銘柄	100.0 %	37.6 %
スイスフラン	株式 2 銘柄	100.0	5.6
スウェーデンクローナ	株式 3 銘柄	100.0	4.7
ユーロ	株式 26 銘柄	100.0	52.1

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

6. 「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。
 当期より貸借対照表は、本報告書における開示対象ファンドの貸借対照表と同一の様式により表示しております。

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	平成16年1月13日現在	金額
資産の部			
コール・ローン		47,472,250	
未収入金		5,540,000	
外国投資勘定		1,425,759,594	
資産合計		1,478,771,844	
負債の部			
未払解約金		4,020,000	
負債合計		4,020,000	
純資産の部			
元本		1,294,489,343	
貸借対照表純資産総額		1,474,751,844	
負債・貸借対照表純資産総額		1,478,771,844	
外国投資勘定評価損益		387,421,038	
信託財産純資産総額		1,862,172,882	

(単位:円)

科目	対象年月日	注記番号	平成17年1月11日現在	金額
資産の部				
流動資産				
預金			292,652,715	
コール・ローン			569,659,328	
株式			8,878,789,330	
未収入金			4,551,024	
流動資産合計			9,745,652,397	
資産合計			9,745,652,397	
負債の部				
流動負債				
未払解約金			500,000,000	
流動負債合計			500,000,000	
負債合計			500,000,000	
純資産の部				
元本				
元本			5,452,825,116	
剰余金				
剰余金			3,792,827,281	
剰余金合計			3,792,827,281	
純資産合計			9,245,652,397	
負債・純資産合計			9,745,652,397	

重要な会計方針

項目	対象期間	自平成15年2月28日 至平成16年1月13日	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもつて時価と認めた価値で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準価で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもつて時価と認めた価値で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提示する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもつて時価と認めた価値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引	為替予約取引	為替予約取引
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の時価で評価しております。 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成16年1月13日現在	平成17年1月11日現在	平成16年1月14日現在
期首	期首	期首	期首
期首元本額	1,049,069,265 円	期首元本額	1,294,489,343 円
期首からの追加設定元本額	679,975,388 円	期首からの追加設定元本額	4,652,614,778 円
期首からの解約元本額	434,555,310 円	期首からの解約元本額	494,279,005 円
平成16年1月13日現在の元本の内訳	平成17年1月11日現在の元本の内訳		
GW7つの卵	33,029,517 円	GW7つの卵	3,123,612,897 円
グローバル・ラップ・バランス 安定型	45,184 円	グローバル・ラップ・バランス 安定型	57,903 円
グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	67,078,318 円	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	118,782,248 円
グローバル・ラップ・バランス 成長型	74,026,230 円	グローバル・ラップ・バランス 成長型	148,073,975 円
グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	259,822,283 円	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	758,813,870 円
グローバル・ラップ・バランス 積極型	110,500,830 円	グローバル・ラップ・バランス 積極型	372,434,332 円
グローバル・ラップ・バランス 超積極型	214,466,012 円	グローバル・ラップ・バランス 超積極型	499,529,372 円
アジア太平洋先進国株式ファンド	525,892,759 円	アジア太平洋先進国株式ファンド	410,608,469 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	707,907 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	1,079,816 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	1,305,420 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	2,565,233 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	2,414,875 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	4,058,016 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	3,105,293 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	7,603,851 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	2,094,705 円	年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	5,605,134 円
	(合計) 1,294,489,343 円		(合計) 5,452,825,116 円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日)
 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,807,321,493	263,967,580
合計	1,807,321,493	263,967,580

(単位:円)

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)
 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	8,878,789,330	970,840,143
合計	8,878,789,330	970,840,143

(単位:円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象
 ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日	自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡し取引、および為替先渡し取引であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成 16 年 1 月 13 日現在	平成 17 年 1 月 11 日現在
1口当たり純資産額	1,4385 円	1口当たり純資産額 1,6956 円
(1万口当たり純資産額)	(14,385 円)	(1万口当たり純資産額) (16,956 円)

(2) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

外国株式(アメリカドル) (単位:株、アメリカドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
JMH JARDINE MATHESON HOLDINGS LIMITED	69,200	17.40000	1,204,080.00	
アメリカドル計	69,200		1,204,080.00	
(邦貨換算額)			(125,573.503)	

外国株式(オーストラリアドル) (単位:株、オーストラリアドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ANZ AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LTD	256,456	20.65000	5,295,816.40	
BHP BHP BILLITON LTD	644,823	15.23000	9,820,654.29	
BIL BRAMBLES INDUSTRIES LTD	497,540	7.27000	3,617,115.80	
CBA COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	120,160	32.61000	3,918,417.60	
CCL COCA-COLA AMATIL LIMITED	324,630	7.96000	2,584,054.80	
CSL CSL LIMITED	85,470	31.00000	2,649,570.00	
FBG FOSTER'S GROUP LTD	496,890	5.85000	2,906,806.50	
JHX JAMES HARDIE INDUSTRIES NW	205,180	6.62000	1,358,291.60	
NAB NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	206,781	28.96000	5,988,377.76	
NCP NEWS CORP INC-CDI	48,520	23.97000	1,163,024.40	
NCPD NEWS CORP INC-CDI	42,885	22.96000	984,639.60	
NRM INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	133,080	6.36000	846,388.80	
ORI ORICA LTD	46,410	19.75000	916,597.50	
PBG PACIFIC BRANDS LIMITED	253,300	3.14000	795,362.00	
PMN PROMINA GROUP LTD	312,930	5.41000	1,682,951.30	
OBE OBE INSURANCE GROUP LIMITED	272,810	15.10000	4,119,431.00	

外国株式(ニュージーランドドル)		銘柄		株数	評価額		備考
					単価	金額	
TEL	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND			369,460	6.20000	2,290,652.00	
ニュージーランドドル 計				369,460		2,290,652.00	
(邦貨換算額)						(166,255,522)	
(単位:円)							
総合計						(8,878,789,330)	
						8,878,789,330	

(注) 総合計の()内の金額は外国株式の邦貨換算額合計であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
アメリカドル	株式 1銘柄	1	100.0%	1.4%
オーストラリアドル	株式 24銘柄	24	100.0	62.4
香港ドル	株式 17銘柄	17	100.0	20.2
シンガポールドル	株式 9銘柄	9	100.0	14.1
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	1	100.0	1.9

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

銘柄	株数	単価	金額	備考
RINKER GROUP LTD	179,650	10.47000	1,880,935.50	
RIO TINTO LIMITED	112,850	39.06000	4,407,921.00	
TAH TABCORP HOLDINGS LIMITED	151,160	17.79000	2,689,136.40	
TOL TRANSRUBAN GROUP	228,180	6.96000	1,588,132.80	
TLS TELSTRA CORP LTD	235,410	4.96000	1,167,633.60	
WBC WESTPAC BANKING CORPORATION	202,760	19.53000	3,959,902.80	
WOW WOLWORTHS LIMITED	184,550	14.77000	2,725,803.50	
WPL WOODSIDE PETROLEUM LTD	144,760	20.41000	2,954,551.60	
オーストラリアドル 計	5,387,185		70,031,516.55	
(邦貨換算額)			(5,544,395,165)	

外国株式(香港ドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ASHP ASM PACIFIC TECHNOLOGY	319,000	28.00000	8,932,000.00	
CATH CATHAY PACIFIC AIRWAYS LTD	358,000	14.00000	5,012,000.00	
CHL CLP HOLDINGS LTD	100,000	44.10000	4,410,000.00	
CNOOC CNOOC LTD	2,110,000	3.90000	8,229,000.00	
DASF DAH SING FINANCIAL GROUP	123,800	59.50000	7,366,100.00	
EPA ESPRIT HOLDINGS LTD	208,500	45.20000	9,424,200.00	
FLGL COSCO PACIFIC LIMITED	482,000	14.70000	7,085,400.00	
HEL HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	317,000	34.80000	11,031,600.00	
HKEX HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	406,000	19.75000	8,018,500.00	
HSB HSBC HOLDINGS PLC (HK REG)	76,000	128.00000	9,728,000.00	
KERP KERRY PROPERTIES LTD	402,500	15.80000	6,359,500.00	
LIFU LI & FUNG LTD	558,000	12.25000	6,835,500.00	
SCP STANDARD CHARTERED PLC	42,700	139.50000	5,956,650.00	
SHXS CHINA SHIPPING DEVELOPMENT-H	1,008,000	6.10000	6,148,800.00	
SIIPA SWIRE PACIFIC LTD 'A'	276,500	62.00000	17,143,000.00	
SWPB SWIRE PACIFIC LTD B	435,000	11.40000	4,959,000.00	
WHB WING HANG BANK LIMITED	138,500	51.25000	7,098,125.00	
香港ドル 計	7,361,500		133,737,375.00	
(邦貨換算額)			(1,789,406,077)	

外国株式(シンガポールドル)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
CYCH JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	259,000	10.20000	2,641,800.00	
DBS DBS GROUP HOLDINGS LTD	186,692	16.20000	3,024,410.40	
MOB MOBILEONE LTD	915,320	1.92000	1,757,414.40	
SOX SINGAPORE EXCHANGE LTD	974,000	1.83000	1,782,420.00	
SPR SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	186,000	4.60000	855,600.00	
STEG SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING LTD	871,000	2.44000	2,125,240.00	
SWMS SEMCORP LOGISTICS LTD	589,000	1.68000	989,520.00	
TELE SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	562,650	2.36000	1,327,854.00	
UOBH UNITED OVERSEAS BANK LTD	377,192	13.90000	5,242,968.80	
シンガポールドル 計	4,920,854		19,747,227.60	
(邦貨換算額)			(1,253,159,063)	

7. 「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。
当期より貸借対照表は、本報告書における開示対象ファンドの貸借対照表と同一の様式により表示
しております。

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科 目	対象年月日	平成 16 年 1 月 13 日現在	金 額
資産の部			
コール・ローン		2,054,229,985	
未収入金		33,270,000	
買為替		2,088,919,618	
外国投資勘定		4,554,458,562	
資産合計		8,730,878,165	
負債の部			
為替未払金		2,088,919,618	
未払解約金		6,000,000	
負債合計		2,094,919,618	
純資産の部			
元本		5,253,154,985	
貸借対照表純資産総額		6,635,958,547	
負債・貸借対照表純資産総額		8,730,878,165	
外国投資勘定評価損益		240,852,258	
先物為替評価損益		69,766,192	
信託財産純資産総額		6,946,576,997	

(単位:円)

科 目	対象年月日	注記 番号	平成 17 年 1 月 11 日現在	金 額
資産の部				
流動資産				
預金			1,053,324,205	
コール・ローン			1,929,781,399	
国債証券			12,449,760,790	
特殊債券			5,755,689,045	
社債券			2,146,763,373	
コマシヤル・ペーパー			2,393,603,644	
派生商品評価勘定			84,033,230	
未収入金			322,271,451	
未収利息			131,600,802	
前払費用			67,024,320	
差入委託証拠金			648,468,198	
流動資産合計			26,982,320,457	
資産合計			26,982,320,457	
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			106,537,683	
未払金			786,845,849	
未払解約金			1,625,000,000	
流動負債合計			2,518,383,532	
負債合計			2,518,383,532	
純資産の部				
元本			17,468,691,575	
剰余金				
剰余金			6,995,245,350	
剰余金合計			6,995,245,350	
純資産合計			24,463,936,925	
負債・純資産合計			26,982,320,457	

重要な会計方針

項目	自平成15年2月28日 至平成16年1月13日	自平成16年1月14日 至平成17年1月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券は個別法、転換社債は移動平均法（ただし購入後最初の利払日以前は個別法）に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建て証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売気配相場は使用しない）又はは価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認められた価値で評価しております。</p>	<p>国債証券、特殊債券、社債券及びコモディティ・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建て証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売気配相場は使用しない）又はは価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認められた価値で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値で評価しております。</p>	<p>(1) デリバティブ取引 同左</p> <p>(2) 為替予約取引 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基となる重要な事項	<p>「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>	<p>同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成16年1月13日現在	平成17年1月11日現在
期首	平成15年2月28日	期首
期首元本額	3,679,396,763 円	期首元本額
期首からの追加設定元本額	3,306,989,262 円	期首からの追加設定元本額
期首からの解約元本額	1,733,231,040 円	期首からの解約元本額
平成16年1月13日現在の元本の内訳		平成17年1月11日現在の元本の内訳
GW7つの卵	217,073,180 円	GW7つの卵
グローバル・ラップ・バランス 安	402,551 円	グローバル・ラップ・バランス 安
定型		定型
グローバル・ラップ・バランス 安	643,609,713 円	グローバル・ラップ・バランス 安
定成長型		定成長型
グローバル・ラップ・バランス 成	571,582,744 円	グローバル・ラップ・バランス 成
長型		長型
グローバル・ラップ・バランス 積	1,735,732,164 円	グローバル・ラップ・バランス 積
極成長型		極成長型
グローバル・ラップ・バランス 積	446,858,077 円	グローバル・ラップ・バランス 積
極型		極型
海外債券ファンド	1,575,227,492 円	海外債券ファンド
年金積立 グローバル・ラップ・パ	5,691,415 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ
ランス (安定型)		ランス (安定型)
年金積立 グローバル・ラップ・パ	11,929,391 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ
ランス (安定成長型)		ランス (安定成長型)
年金積立 グローバル・ラップ・パ	17,021,505 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ
ランス (成長型)		ランス (成長型)
年金積立 グローバル・ラップ・パ	19,694,026 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ
ランス (積極成長型)		ランス (積極成長型)
年金積立 グローバル・ラップ・パ	8,332,727 円	年金積立 グローバル・ラップ・パ
ランス (積極型)		ランス (積極型)
(合計)	5,253,154,985 円	(合計)
		17,468,691,575 円

当該預投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日)
 売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	2,838,080,835	31,967,412	
特殊債券	715,572,515	3,208,684	
社債券	956,606,534	6,884,798	
合 計	4,510,259,884	42,060,894	

対象期間 (自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日)
 売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	(単位:円)
国債証券	12,449,760,790	294,772,018	
特殊債券	5,755,689,045	12,401,637	
社債券	2,146,763,373	5,505,338	
コマースヤル・ペーパー	2,393,603,644	9,895,483	
合 計	22,745,816,852	311,563,800	

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象
 ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成 15 年 2 月 28 日 至 平成 16 年 1 月 13 日	自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 17 年 1 月 11 日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引、金利先渡取引、および為替先渡取引であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、為替、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

取引の時価等に関する事項

(債券関連) (単位:円)

区 分	種 類	平成 16 年 1 月 13 日現在		評価損益
		契 約 額 等	時 価	
市 場 取 引	債券先物取引	1,541,697,994	-	25,837,501
	合 計	1,541,697,994	-	25,837,501

(単位:円)

区分	種類	平成17年1月11日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引	債券先物取引 買建	6,483,197,190	6,523,040,219	39,843,029
	合計	6,483,197,190	6,523,040,219	39,843,029

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(通貨関連) (単位:円)

区分	種類	平成16年1月13日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引	為替予約取引 買建	2,088,919,618	2,158,685,810	69,766,192
	アメリカドル カナダドル オーストラリアドル イギリスポンド スイスフラン スウェーデンクローナ デンマーククローネ ノルウェークローネ ポーランドズロチ ユーロ	513,237,340 119,449,309 26,554,956 193,723,630 67,960,074 85,587,373 99,910,097 25,968,984 38,135,333 918,392,522	502,403,080 120,610,860 29,205,000 203,232,120 70,855,160 89,188,400 105,480,360 26,458,940 39,916,250 971,335,640	10,834,260 1,161,551 2,650,044 9,508,490 2,895,086 3,601,027 5,570,263 489,956 1,780,917 52,943,118
合計		2,088,919,618	2,158,685,810	69,766,192

(単位:円)

区分	種類	平成17年1月11日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引	為替予約取引 売建	10,951,019,982	10,864,197,580	86,822,402
	アメリカドル カナダドル イギリスポンド スイスフラン スウェーデンクローナ デンマーククローネ ユーロ	7,900,873,292 176,455,664 369,711,519 31,935,927 28,401,152 66,427,065 2,377,215,363	7,845,970,900 176,746,280 368,314,800 31,668,680 28,161,500 65,379,960 2,347,955,460	54,902,392 290,616 1,396,719 267,247 239,652 1,047,105 29,259,903
市場取引	買建 以外 カナダドル オーストラリアドル イギリスポンド スイスフラン スウェーデンクローナ シンガポールドル デンマーククローネ ノルウェークローネ ポーランドズロチ ユーロ	10,691,241,005 2,930,369,553 395,564,212 132,646,086 932,259,918 315,474,636 347,133,615 83,372,330 398,275,839 86,458,736 174,706,320 4,894,979,760	10,521,432,070 2,922,882,080 396,443,440 132,312,960 903,085,200 305,983,140 336,201,500 83,067,100 388,809,720 84,593,600 175,387,130 4,792,666,200	169,808,935 7,487,473 879,228 333,126 29,174,718 9,491,496 10,932,115 305,230 9,466,119 1,865,136 680,810 102,313,560
	合計	21,642,260,987	21,385,629,650	82,986,533

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によります。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(1) 1口当たり情報

平成16年1月13日現在	平成17年1月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
1,3224円 (13,224円)	1,4004円 (14,004円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

- (1) 株式
該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (外貨建債券)

アメリカドル (単位:アメリカドル)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	112B00 アメリカ国債 4.875% 20120215	2,600,000.00	2,733,250.00	
	206040 ブラジル国債 3.0625% 20060415	73,200.00	73,346.40	
	207061 ロシア国債 10% 20070626	700,000.00	788,340.00	
	208A01 ベルギー国債 9.125% 20080115	200,000.00	224,800.00	
	210C00 ロシア国債 8.25% 20100331	600,000.00	662,220.00	
	212B02 ベルギー国債 9.125% 20120221	100,000.00	114,000.00	
	214041 ブラジル国債 8% 20140415	111,413.00	112,226.31	
	214A03 メキシコ国債 5.875% 20140115	700,000.00	714,140.00	
	214F00 南アフリカ国債 6.5% 20140802	300,000.00	330,300.00	
	214G01 ブラジル国債 10.5% 20140714	800,000.00	912,320.00	
	215C01 パナマ国債 7.25% 20150315	300,000.00	300,930.00	
	219020 アメリカ国債 8.875% 20190215	300,000.00	430,500.00	
	221020 アメリカ国債 7.875% 20210215	400,000.00	539,812.52	
	230C01 ロシア国債 5% 20300331	700,000.00	714,700.00	
国債証券	計	7,884,613.00	8,650,885.23	
特殊債券	805A05 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050119	700,000.00	699,612.10	
	805A06 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050126	6,000,000.00	5,994,346.46	
	805B01 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050208	5,300,000.00	5,290,820.22	
	805B02 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050209	2,400,000.00	2,395,674.63	
	805B03 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050215	1,300,000.00	1,297,218.07	
	805B05 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050216	3,000,000.00	2,993,247.50	
	805B06 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050218	1,000,000.00	997,605.40	
	805C00 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050302	8,600,000.00	8,571,989.58	
	805C01 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050309	3,700,000.00	3,686,170.08	
	805C02 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050316	5,000,000.00	4,978,423.50	
	805C03 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050329	4,000,000.00	3,978,679.96	
	805C04 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 0% 20050330	8,000,000.00	7,956,550.00	
	850171 連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 2004-W2 5AF 2.7675%	311,383.08	311,720.86	
	20440325			

850182	連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 2004-W8 2A 6.5% 20440625	494,543.40	515,407.19
850183	連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 2004-W8 1AF 2.6675% 20440625	486,895.13	486,506.58
850192	連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 1999-37 F 2.8175% 20290625	123,316.58	123,682.06
850200	連邦住宅貸付銀行 (FHLM) TBA 5% 20350113	300,000.00	297,140.64
850202	連邦住宅貸付銀行 (FHLM) TBA 5% 20350210	1,000,000.00	988,281.30
850203	連邦住宅貸付銀行 (FHLM) TBA 5.5% 20350210	1,300,000.00	1,314,828.19
870124	連邦住宅貸付銀行 (FHLM) 2000-13 F 3.0675% 20230925	142,927.26	144,661.08
計	特殊債券	53,159,065.45	53,022,565.40
	社債券	600,000.00	605,602.20
505002	Sprint Capital Corp 7.9% 20050315	300,000.00	299,548.20
505005	DaimlerChrysler Financial Services North America LLC 2.26% 20050427	300,000.00	299,548.20
505006	General Motors Acceptance Corporation 7.5% 20050715	200,000.00	203,840.00
505H01	Ford Motor Credit Company 7.6% 20050801	800,000.00	817,360.00
505J03	General Motors Acceptance Corporation 3.32875% 20051020	300,000.00	301,380.00
506D01	Pacific Gas & Electric Co 3.26% 20060403	125,000.00	125,181.87
506E05	General Motors Acceptance Corporation 3.185% 20060518	1,000,000.00	996,949.00
507102	DAILER CHRYSLER NA HLDG 2.94% 20070910	800,000.00	802,400.00
870127	First Horizon Asset Securities Inc 2000-H 1A 7% 20300525	22,524.88	22,529.16
870204	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2004-A1 1A2 2.76% 20340319	866,362.37	868,026.38
870212	STRUCTURED ASSET MORTGAGE INVESTMENTS INC 2004-A3 1A2 2.7% 20340719	434,831.16	434,757.19
870214	CREDIT-BASED ASSET SERVICING AND SECURITIES 2003-0B2 AV1 2.5675% 20291225	101,591.37	101,591.37
870216	SEQUOIA MORTGAGE TRUST 5 A 2.76% 20261019	367,692.92	367,473.59
870219	Bear Stearns Commercial Mortgage Securities 2.6175% 20160514	600,000.00	600,785.04
870221	LONG BEACH MORTGAGE LOAN TRUST 2003-2 AV 2.7375% 20330625	298,420.80	298,607.30
870222	SAXON ASSET SECURITIES TRUST 2003-2 AV2 2.7175% 20330625	240,760.08	240,985.79
870223	RESIDENTIAL ASSET SECURITIES CORPORATION 2001-KS3 A11 2.6475% 20310925	59,791.68	59,829.04
870225	CREDIT-BASED ASSET SERVICING AND SECURITIZ 2004-CB5 AV1 2.5475% 20340825	256,104.98	256,263.53
870228	BEAR STEARNS ASSET BACKED SECURITIES, INC. 2004-HE7 1A1 2.5575% 20291125	313,328.41	313,559.01
870233	AMERICAN EXPRESS CREDIT ACCOUNT MASTER TRUST 2000-5 A 2.5425% 20080415	800,000.00	800,750.00
870234	AMERIQUEST MORTGAGE SECURITIES INC 2004-R3 A2 2.5275% 20340525	223,515.08	223,445.23
870235	SJM STUDENT LOAN TRUST 2004-10 A1 2.06348% 20090727	900,000.00	900,270.00
870236	RESIDENTIAL ASSET MORTGAGE PRODUCTS, INC. 2003-R24 A1 2.5675% 20240625	645,681.21	645,811.89
870237	WASHINGTON MUTUAL 2003-R1 A1 2.6875% 20271225	938,216.46	937,273.08
870238	CITIFINANCIAL MORTGAGE SECURITIES INC. 2003-2 AV2 2.7275% 20330525	257,379.55	257,540.41

種 類	銘柄	債面総額	評価額	備 考
870239	BANC OF AMERICA LARGE LOAN 2003-BBA2 A2 2.6025% 20151115	400,000.00	400,432.16	
870240	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERT 2004-11 A1 2.6075% 20210925	484,469.23	484,469.23	
870241	BEAR STEARNS ASSET BACKED SECURITIES, INC. 2004-HE9 1A1 2.5975% 20230325	725,889.51	726,547.89	
870243	FREIGHT HOME LOAN TRUST 2004-D 3A1 2.3% 20341225	272,529.91	272,698.60	
870244	MORGAN STANLEY ABS CAPITAL I 2004-HE9 A3A 2.5675% 20341025	689,680.38	689,572.78	
870245	PARK PLACE SECURITIES INC 2004-WH02 A3B 2.5775% 20350225	197,218.94	197,157.40	
870246	ARGENT SECURITIES INC. 2004-W5 AV3A 2.5275% 20340425	277,493.97	277,407.25	
870247	STRUCTURED ASSET SECURITIES CORPORATION 2004-S2 A1 2.5375% 20340625	39,074.56	39,074.48	
870248	BEAR STEARNS ASSET BACKED SECURITIES, INC. 2004-SD1 A1 2.5875% 20421225	243,608.58	243,456.32	
870249	EQUIFIRST MORTGAGE LOAN TRUST 2004-1 2A1 2.5175% 20340125	225,217.55	225,076.78	
870250	COUNTRYWIDE ASSET-BACKED CERTIFICATES 2004-15 2AV1 2.57% 20231025	200,000.00	200,062.53	
870251	SACO INC 2004-1 A1 2.5675% 20280225	1,442,920.95	1,438,020.63	
870252	ASSET BACKED SECURITIES CORP HOME EQUITY LN TRUST 2003-HE4 A3 2.6225% 20330815	197,303.62	197,303.62	
社債券 計		16,846,608.15	16,873,038.95	
コマーシャル・ペーパー	GMAC	200,000.00	198,849.23	
	HBOS TSY SERVICE	5,000,000.00	4,994,312.16	
	UBS FINANCE (DE)	1,300,000.00	1,298,937.58	
	DANSKE CORP	5,800,000.00	5,788,327.50	
	ANZ(DELAWARE)	6,000,000.00	5,987,925.00	
	SWEDBANK	1,900,000.00	1,894,712.10	
	ROYAL BK SCOTLAND	800,000.00	797,364.77	
	HBOS TSY SERVICE	2,000,000.00	1,990,992.17	
コマーシャル・ペーパー 計		23,000,000.00	22,951,420.51	
アメリカドル 計		100,890,286.60	101,497,910.09	
(邦貨換算額)		(10,521,847,990)	(10,585,217,042)	

種 類	銘柄	債面総額	評価額	備 考
870253	カナダ国債 5.5% 20090601	2,800,000.00	3,001,320.00	
社債券 計		2,800,000.00	3,001,320.00	
カナダドル 計		300,000.00	307,890.00	
(邦貨換算額)		3,100,000.00	3,309,210.00	
		(264,399,000)	(282,242,520)	

種 類	銘柄	債面総額	評価額	備 考
870254	イギリス国債 7.25% 20071207	340,000.00	365,976.00	
870255	イギリス国債 5% 20080307	2,500,000.00	2,542,000.00	
870256	イギリス国債 4% 20090307	500,000.00	491,750.00	
870257	イギリス国債 4.75% 20150907	1,980,000.00	2,019,402.00	
国債証券 計		5,320,000.00	5,419,128.00	
イギリスポンド 計		5,320,000.00	5,419,128.00	
(邦貨換算額)		(1,042,028,400)	(1,061,444,601)	

種 類	銘柄	債面総額	評価額	備 考
870258	フランス国債 5.5% 20290425	2,800,000.00	3,379,320.00	
870259	スペイン国債 6% 20080131	0.52	0.57	
870260	フィンランド国債 6% 20080425	336,375.00	369,676.12	
870261	ドイツ国債 4.5% 20090704	3,800,000.00	4,050,040.00	
870262	ドイツ国債 4% 20090704	2,300,000.00	2,403,960.00	
870263	ドイツ国債 5.375% 20100104	4,300,000.00	4,771,710.00	
870264	ドイツ国債 5.25% 20110104	5,400,000.00	6,018,840.00	
870265	ドイツ国債 5% 20110704	400,000.00	441,600.00	
870266	スペイン国債 5.35% 20111031	3,400,000.00	3,829,080.00	
870267	ドイツ国債 5% 20120104	6,200,000.00	6,860,920.00	
870268	ドイツ国債 5% 20120704	15,500,000.00	17,186,400.00	
870269	ドイツ国債 4.5% 20130104	1,100,000.00	1,184,150.00	
870270	ドイツ国債 3.75% 20130704	12,800,000.00	13,077,760.00	
870271	オーストリア国債 3.8% 20131020	200,000.00	204,460.00	
870272	ドイツ国債 5.625% 20280104	6,554,215.00	8,005,318.20	
870273	ドイツ国債 6.25% 20300104	1,050,000.00	1,389,990.00	
870274	フランス国債 5.75% 20321025	1,300,000.00	1,635,790.00	
国債証券 計		67,440,590.52	74,809,014.89	
特殊債券 計		1,500,000.00	1,652,400.00	
特殊債券	France Telecom SA 7% 20091223	1,500,000.00	1,652,400.00	
社債券	DEPFA Deutsche Pfandbriefbank AG 5.5% 20100115	200,000.00	232,341.80	
	DUTCH MBS BV IX A 2.36% 20770702	243,369.45	238,503.29	
社債券 計		500,000.00	501,000.00	
ユーロ 計		2,443,369.45	2,638,495.09	
(邦貨換算額)		71,383,959.97	79,099,909.98	
		(9,761,756,526)	(10,816,912,689)	

種 類	銘柄	債面総額	評価額	備 考
総合計		(21,590,031,916)	(22,745,816,852)	
		21,590,031,916	22,745,816,852	

(注) 総合計の()内の金額は外貨建債券の邦貨換算額合計であります。

外貨建資産証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
アメリカドル	国債証券 14 銘柄	8.5 %	4.0 %
アメリカドル	特殊債券 20 銘柄	52.3	24.3
アメリカドル	社債券 38 銘柄	16.6	7.7
アメリカドル	コモシヤル・ペーパー 8 銘柄	22.6	10.5
カナダドル	国債証券 1 銘柄	90.7	1.1
カナダドル	社債券 1 銘柄	9.3	0.1
イギリスポンド	国債証券 4 銘柄	100.0	4.7
ユーロ	国債証券 17 銘柄	94.6	45.0
ユーロ	特殊債券 1 銘柄	2.1	1.0
ユーロ	社債券 4 銘柄	3.3	1.6

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年8月24日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監



代表社員
関与社員 公認会計士

藤 翔 義 雄 

関与社員 公認会計士

鳥 飼 裕 一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成16年1月14日から平成16年7月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、GW7つの卵の平成16年7月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成16年1月14日から平成16年7月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

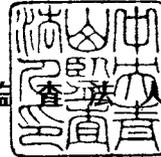
以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成17年8月23日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査



指定社員 公認会計士
業務執行社員

藤間義雄

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鳥飼裕一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGW7つの卵の平成17年1月12日から平成17年7月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、GW7つの卵の平成17年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年1月12日から平成17年7月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

G・W 7 の卵

(1) 【中間貸借対照表】

科目	期別 注記 番号	前中間計算期間末 平成16年7月13日現在		当中間計算期間末 平成17年7月11日現在	
		金額	金額	金額	金額
資産の部					
I 流動資産					
金銭信託		717,280,514	604,705,048		
コール・ローン		207,920,716	3,026,342,410		
親投資信託受益証券		31,978,117,717	195,077,994,509		
流動資産合計		32,903,318,947	198,709,041,967		
資産合計		32,903,318,947	198,709,041,967		
負債の部					
I 流動負債					
未払金		629,140,000	-		
未払解約金		10,425,574	470,217,732		
未払受託者報酬		44,947	35,466,769		
未払委託者報酬		1,573,170	1,241,339,004		
その他未払費用		3,764	1,455,135		
流動負債合計		641,187,455	1,748,478,640		
負債合計		641,187,455	1,748,478,640		
純資産の部					
I 元本					
元本		28,438,105,434	172,340,516,284		
II 剰余金					
中間剰余金		3,824,025,058	24,620,047,043		
(うち分配準備積立金)		(-)	(-)		
剰余金合計		3,824,025,058	24,620,047,043		
純資産合計		32,262,131,492	196,960,563,327		
負債・純資産合計		32,903,318,947	198,709,041,967		

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

科目	期別 注記 番号	前中間計算期間 自平成16年7月13日 至平成16年7月13日		当中間計算期間 自平成17年1月12日 至平成17年7月11日	
		金額	金額	金額	金額
経常損益の部					
営業損益の部					
I 営業収益					
受取利息		1,739	16,512		
有価証券売買等損益		837,436,540	10,175,762,610		
営業収益合計		837,438,279	10,175,779,122		
II 営業費用					
受託者報酬		3,997,949	35,466,769		
委託者報酬		139,930,433	1,241,339,004		
その他費用		436,407	1,455,135		
営業費用合計		144,364,789	1,278,260,908		
営業利益		693,073,490	8,897,518,214		
経常利益		693,073,490	8,897,518,214		
中間純利益		693,073,490	8,897,518,214		
III 中間一部解約に伴う中間純利益分配額		15,202,056	289,825,401		
IV 期首剰余金		86,044,785	6,689,355,708		
V 剰余金増加額		3,152,216,434	10,109,388,413		
(中間一部解約に伴う剰余金増加額)		(-)	(-)		
(中間追加信託に伴う剰余金増加額)		(3,152,216,434)	(10,109,388,413)		
VI 剰余金減少額		92,106,595	806,389,891		
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)		(92,106,595)	(806,389,891)		
(中間追加信託に伴う剰余金減少額)		(-)	(-)		
VII 分配金		-	-		
VIII 中間剰余金		3,824,025,058	24,620,047,043		

重要な会計方針

項目	前中間計算期間 自平成16年1月14日 至平成16年7月13日	当中間計算期間 自平成17年1月12日 至平成17年7月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	同左	同左

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間計算期間末 平成16年7月13日現在	当中間計算期間末 平成17年7月11日現在
期首元本額 1,108,842,638 円	期首元本額 85,676,098,626 円
期中追加設定元本額 28,258,475,993 円	期中追加設定元本額 96,243,898,407 円
期中解約元本額 929,213,197 円	期中解約元本額 9,579,480,749 円

(中間損益及び剰余金計算書関係)

前中間計算期間 自 平成16年1月14日 至 平成16年7月13日	当中間計算期間 自 平成17年1月12日 至 平成17年7月11日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するのために要する費用 36,246,134 円	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するのために要する費用 315,986,081 円

(1口当たり情報)

前中間計算期間末 平成16年7月13日現在	当中間計算期間末 平成17年7月11日現在
1口当たり純資産額 1,1345 円	1口当たり純資産額 1,1429 円
(1万口当たり純資産額) (11,345 円)	(1万口当たり純資産額) (11,429 円)

(参考)

当ファンドは「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日 注記 番号	平成16年7月13日現在		平成17年7月11日現在	
		金額	金額	金額	金額
資産の部					
I 流動資産					
コール・ローン		852,996,888		1,160,466,190	
株式		22,833,047,100		68,449,053,500	
派生商品評価勘定		-		497,075	
未収入金		824,703,497		606,512,309	
未収配当金		3,305,250		9,846,675	
前払金		-		3,665,000	
差入委託証拠金		-		8,800,000	
流動資産合計		24,514,052,435		70,238,840,749	
資産合計		24,514,052,435		70,238,840,749	
負債の部					
I 流動負債					
未払金		911,395,186		566,197,245	
未払解約金		10,180,000		14,000,000	
流動負債合計		921,575,186		580,197,245	
負債合計		921,575,186		580,197,245	
純資産の部					
I 元本					
元本		20,572,004,918		60,846,390,231	
II 剰余金					
剰余金		3,020,472,331		8,812,253,273	
剰余金合計		3,020,472,331		8,812,253,273	
純資産合計		23,592,477,249		69,658,643,504	
負債・純資産合計		24,514,052,435		70,238,840,749	

重要な会計方針

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 16 年 7 月 13 日	自 平成 17 年 1 月 12 日 至 平成 17 年 7 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
対象期間	自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 16 年 7 月 13 日	自 平成 17 年 1 月 12 日 至 平成 17 年 7 月 11 日
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ等の評価基準及び評価方法は、原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

	平成 16 年 7 月 13 日現在	平成 17 年 7 月 11 日現在
1. 期首	平成 16 年 1 月 14 日	平成 17 年 1 月 12 日
期首元本額	9,831,967,242 円	35,137,210,377 円
期首からの追加設定元本額	11,266,175,585 円	26,527,978,962 円
期首からの解約元本額	526,137,909 円	818,799,108 円
平成 16 年 7 月 13 日現在の元本の内訳 ※	平成 17 年 7 月 11 日現在の元本の内訳 ※	
GW 7 つの卵	7,803,685,751 円	44,010,209,019 円
グローバル・ラップ・バランス	380,794 円	455,859 円
安定型		
グローバル・ラップ・バランス	778,584,758 円	874,448,678 円
安定成長型		
グローバル・ラップ・バランス	956,335,974 円	1,331,654,003 円
成長型		
グローバル・ラップ・バランス	3,682,880,297 円	6,761,288,670 円
積極成長型		
グローバル・ラップ・バランス	1,885,050,677 円	2,940,278,768 円
積極型		
グローバル・ラップ・バランス	2,060,037,997 円	2,686,391,379 円
超積極型		
グローバル・ラップ・日本大型	3,298,274,902 円	2,051,393,959 円
株式ファンド		
年金積立 グローバル・ラップ	7,027,277 円	9,556,908 円
ブ・バランス (安定型)		
年金積立 グローバル・ラップ	14,664,187 円	28,801,961 円
ブ・バランス (安定成長型)		
年金積立 グローバル・ラップ	22,710,792 円	39,834,567 円
ブ・バランス (成長型)		
年金積立 グローバル・ラップ	36,390,479 円	64,491,117 円
ブ・バランス (積極成長型)		
年金積立 グローバル・ラップ	25,981,033 円	47,585,343 円
ブ・バランス (積極型)		
(合計)	20,572,004,918 円	60,846,390,231 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(デリバティブ取引関係)

取引の時価等に関する事項

区分	種類	平成16年7月13日現在		
		契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引			
	合計			

(単位:円)

該当事項はありません。

区分	種類	平成17年7月11日現在		
		契約額等	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引	699,150,000	699,740,000	590,000
	合計	699,150,000	699,740,000	590,000

(単位:円)

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
1口当たり純資産額	1,1468 円	1口当たり純資産額 1,1448 円
(1万口当たり純資産額)	(11,468 円)	(1万口当たり純資産額) (11,448 円)

2. 「日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

科目	対象年月日	平成16年7月13日現在		平成17年7月11日現在	
		注記番号	金額	金額	金額
資産の部					
I 流動資産					
コール・ローン			969,805,996		1,885,311,712
株式			10,863,293,520		31,661,772,990
未収入金			111,216,724		3,076,526
未収配当金			5,969,047		11,936,025
流動資産合計			11,950,285,287		33,562,097,253
資産合計			11,950,285,287		33,562,097,253
負債の部					
I 流動負債					
未払金			173,547,597		165,551,238
未払解約金			20,340,000		-
流動負債合計			193,887,597		165,551,238
負債合計			193,887,597		165,551,238
純資産の部					
I 元本					
元本			6,478,812,824		16,809,915,503
II 剰余金					
剰余金			5,277,584,866		16,586,630,512
剰余金合計			5,277,584,866		16,586,630,512
純資産合計			11,756,397,690		33,396,546,015
負債・純資産合計			11,950,285,287		33,562,097,253

(単位:円)

重要な会計方針

項目	自平成16年1月14日 至平成16年7月13日	自平成17年1月12日 至平成17年7月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。
	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左
	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価値で評価しております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
期首	4,627,335,693 円	11,334,653,202 円
期首元本額	2,650,948,693 円	5,938,340,165 円
期首からの追加設定元本額	799,471,562 円	463,077,864 円
期首からの解約元本額		
平成16年7月13日現在の元本の内訳 ※		平成17年7月11日現在の元本の内訳 ※
GW7つの卵	2,117,751,473 円	11,762,202,524 円
グローバル・ラップ・バランス	210,597 円	237,735 円
安定型		
グローバル・ラップ・バランス	340,926,833 円	365,491,731 円
安定成長型		
グローバル・ラップ・バランス	355,207,130 円	469,002,708 円
成長型		
グローバル・ラップ・バランス	1,012,532,165 円	1,831,974,688 円
積極成長型		
グローバル・ラップ・バランス	504,218,513 円	711,082,123 円
積極型		
グローバル・ラップ・バランス	388,308,319 円	656,790,776 円
超積極型		
グローバル・ラップ・日本小型	1,724,792,640 円	953,128,701 円
株式ファンド		
年金積立 グローバル・ラップ・バランス	3,712,183 円	4,966,960 円
ブ・バランス (安定型)		
年金積立 グローバル・ラップ・バランス	6,308,384 円	11,844,717 円
ブ・バランス (安定成長型)		
年金積立 グローバル・ラップ・バランス	8,136,741 円	14,205,489 円
ブ・バランス (成長型)		
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	10,023,299 円	17,335,725 円
ブ・バランス (積極成長型)		
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	6,684,547 円	11,651,626 円
ブ・バランス (積極型)		
(合計)	6,478,812,824 円	16,809,915,503 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(1口当たり情報)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
1口当たり純資産額	1,8146 円	1,9867 円
(1万口当たり純資産額)	(18,146 円)	(19,867 円)

重要な会計方針

3. 「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

日本債券グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

科目	対象年月日	(単位:円)	
		平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
	注記番号	金額	金額
資産の部			
I 流動資産			
コール・ローン		368,269,376	554,898,441
国債証券		8,812,708,287	18,422,674,700
地方債証券		106,724,200	3,076,944,650
特殊債券		-	8,116,532,320
社債券		-	1,431,861,779
未収入金		52,780,000	-
未収利息		24,564,055	86,181,528
前払費用		4,504,197	28,432,647
流動資産合計		9,369,550,115	31,717,526,065
資産合計		9,369,550,115	31,717,526,065
負債の部			
I 流動負債			
未払金		79,998,720	-
未払解約金		410,000	-
流動負債合計		80,408,720	-
負債合計		80,408,720	-
純資産の部			
I 元本			
元本		9,155,435,095	30,231,080,776
II 剰余金			
剰余金		133,706,300	1,486,445,289
剰余金合計		133,706,300	1,486,445,289
純資産合計		9,289,141,395	31,717,526,065
負債・純資産合計		9,369,550,115	31,717,526,065

項目	対象期間	自平成16年1月14日 至平成16年7月13日	自平成17年1月12日 至平成17年7月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
(1) 証券取引所に上場されている有価証券	証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。	(1) 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。	(1) 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。
(2) 証券取引所に上場されていない有価証券	当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は仕格提供会社の提示する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券は、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は仕格提供会社の提示する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。	同左
(3) 時価が入手できなかった有価証券	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認められた価額で評価しております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券は、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認められた価額で評価しております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券は、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認められた価額で評価しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
期首	平成16年1月14日	平成17年1月12日
期首元本額	5,423,260,878 円	18,880,159,484 円
期首からの追加設定元本額	4,462,468,449 円	11,649,013,598 円
期首からの解約元本額	735,294,232 円	298,092,306 円
平成16年7月13日現在の元本の内訳 ※		平成17年7月11日現在の元本の内訳 ※
GW7つの卵	2,506,539,223 円	20,276,652,363 円
グローバル・ラップ・バランス	2,042,441 円	2,740,598 円
安定型		
グローバル・ラップ・バランス	2,325,365,993 円	3,009,613,609 円
安定成長型		
グローバル・ラップ・バランス	1,560,788,518 円	2,659,457,236 円
成長型		
グローバル・ラップ・バランス	1,180,037,059 円	3,084,537,514 円
積極成長型		
グローバル・ラップ/日本債券	1,450,247,078 円	930,942,825 円
ファンド		
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	37,114,276 円	56,132,956 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	43,570,645 円	101,813,332 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	37,704,679 円	79,239,966 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	12,025,183 円	29,950,377 円
(合計)	9,155,435,095 円	30,231,080,776 円

※ 当該投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(1口当たり情報)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
1口当たり純資産額	1,0146 円	1,0482 円
(1万口当たり純資産額)	(10,146 円)	(10,492 円)

4. 「北米株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

北米株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

科目	象年月日		(単位:円)
	注記番号	金額	
資産の部		平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
I 流動資産			
預金		322,396,360	1,523,919,948
コール・ローン		132,240,740	1,157,902
株式		10,798,172,310	39,947,235,388
新株引受権証券		-	67,671
未収入金		173,520,401	595,036,354
未収配当金		4,203,663	29,662,722
流動資産合計		11,430,533,474	42,097,079,985
資産合計		11,430,533,474	42,097,079,985
負債の部			
I 流動負債			
派生商品評価勘定		-	36,016
未払金		65,433,607	1,210,320,023
未払解約金		30,060,000	15,000,000
流動負債合計		95,493,607	1,225,356,039
負債合計		95,493,607	1,225,356,039
純資産の部			
I 元本		12,319,543,066	39,275,276,355
元本			
II 剰余金			
剰余金又は次損金(△)		△984,503,199	1,596,447,591
剰余金合計		△984,503,199	1,596,447,591
純資産合計		11,335,039,867	40,871,723,946
負債・純資産合計		11,430,533,474	42,097,079,985

重要な会計方針

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	対象期間	自平成16年1月14日 至平成16年7月13日	自平成17年1月12日 至平成17年7月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	自平成16年1月14日 至平成16年7月13日	自平成17年1月12日 至平成17年7月11日
	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所に上場され、原則として証券取引所に上場されている有価証券の計算期間末日の最終相場（外債証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所に上場され、原則として証券取引所に上場されている有価証券の計算期間末日の最終相場（外債証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所に上場され、原則として証券取引所に上場されている有価証券の計算期間末日の最終相場（外債証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。
	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場の使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場の使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買相場の使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。
	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と決定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価値で評価しております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と決定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価値で評価しております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と決定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引	為替予約取引	為替予約取引
	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準
	受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
1. 期首	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
期首元本額	6,278,951,783円	23,786,867,341円
期首からの追加設定元本額	6,620,407,161円	15,989,631,916円
期首からの解約元本額	579,815,878円	501,222,902円
平成16年7月13日現在の元本の内訳 ※		平成17年7月11日現在の元本の内訳 ※
GW7つの卵	4,528,324,740円	28,652,004,112円
グローバル・ラップ・バランス	334,524円	359,658円
安定型		
グローバル・ラップ・バランス	562,967,888円	635,408,739円
安定成長型		
グローバル・ラップ・バランス	581,671,723円	913,951,107円
成長型		
グローバル・ラップ・バランス	2,095,109,953円	4,465,193,118円
積極成長型		
グローバル・ラップ・バランス	1,298,491,966円	1,895,193,657円
積極型		
グローバル・ラップ・バランス	1,852,250,230円	1,727,779,473円
超積極型		
グローバル・ラップ/北米株式ファンド	1,330,660,986円	856,404,275円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	6,132,533円	7,534,969円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	10,626,048円	20,705,188円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	14,099,533円	27,611,690円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	20,915,682円	41,906,081円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	17,957,260円	31,224,288円
(合計)	12,319,543,066円	39,275,276,355円
2. 元本の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は984,503,199円であります。		

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(デリバティブ取引関係)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	平成16年7月13日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引以外の取引	為替予約取引	うち1年超		
合計				

該当事項はありません。

(単位:円)

区分	種類	平成17年7月11日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引以外の取引	為替予約取引	うち1年超		
	先建	14,932,100	14,968,116	△36,016
	アメリカドル	14,932,100	14,968,116	△36,016
合計		14,932,100	14,968,116	△36,016

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(1口当たり情報)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
1口当たり純資産額	0.9201円	1口当たり純資産額
(1万口当たり純資産額)	(9,201円)	(1万口当たり純資産額)
		1.0406円
		(10,406円)

5. 「欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

科目	対象年月日	平成16年7月13日現在		平成17年7月11日現在	
		注記番号	金額	金額	金額
資産の部					
I 流動資産					
	預金		48,213,905		1,226,280,339
	コール・ローン		341,732,412		169,119,331
	株式		9,496,612,378		31,693,127,928
	投資証券		-		679,559,175
	派生商品評価勘定		2,193,324		-
	未収入金		280,055,288		-
	未収配当金		18,032,502		63,908,001
	流動資産合計		10,186,839,809		33,831,994,774
資産合計			10,186,839,809		33,831,994,774
負債の部					
I 流動負債					
	派生商品評価勘定		16,411		-
	未払金		524,806,013		1,216,265,684
	未払解約金		-		10,000,000
	流動負債合計		524,822,424		1,226,265,684
負債合計			524,822,424		1,226,265,684
純資産の部					
I 元本					
	元本		8,283,174,579		22,111,733,357
II 剰余金					
	剰余金		1,378,842,806		10,493,995,733
	剰余金合計		1,378,842,806		10,493,995,733
純資産合計			9,662,017,385		32,605,729,090
負債・純資産合計			10,186,839,809		33,831,994,774

重要な会計方針

対象期間	自 平成 16 年 1 月 14 日 至 平成 16 年 7 月 13 日	自 平成 17 年 1 月 12 日 至 平成 17 年 7 月 11 日
項目	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>	<p>原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細書並びに運用報告書に関する規則」（平成 12 年総務府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条にしたがって処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成 16 年 7 月 13 日現在	平成 17 年 7 月 11 日現在
期首	4,030,625,722 円	13,538,803,077 円
期首からの追加設定元本額	4,516,687,880 円	8,953,823,815 円
期首からの解約元本額	264,139,023 円	380,893,535 円
平成 16 年 7 月 13 日現在の元本の内訳 ※		平成 17 年 7 月 11 日現在の元本の内訳 ※
GW 7 つの卵	3,277,425,448 円	15,996,998,225 円
グローバル・ラップ・バランス	111,245 円	178,886 円
安定型		
グローバル・ラップ・バランス	301,148,235 円	296,022,958 円
安定成長型		
グローバル・ラップ・バランス	373,992,107 円	470,793,926 円
成長型		
グローバル・ラップ・バランス	1,548,659,967 円	2,446,998,197 円
積極成長型		
グローバル・ラップ・バランス	910,142,835 円	1,116,567,438 円
積極型		
グローバル・ラップ・バランス	754,866,421 円	1,082,158,764 円
超積極型		
グローバル・ラップ・バランス	1,071,812,779 円	629,960,641 円
国株式ファンド		
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	1,821,337 円	3,779,854 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	5,725,734 円	12,115,448 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	9,087,139 円	14,147,937 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	15,625,039 円	23,622,963 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	12,756,293 円	18,388,120 円
(合計)	8,283,174,579 円	22,111,733,357 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(デリバティブ取引関係)

取引の時価等に関する事項

区分	種類	平成16年7月13日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引	為替予約取引	-	-	-
市場取引	売建	10,464,007	10,462,826	1,181
市場取引	スイスフラン	10,464,007	10,462,826	1,181
市場取引	買建	319,174,970	321,350,702	2,175,732
市場取引	イギリスポンド	178,628,204	180,035,474	1,407,270
市場取引	スイスフラン	23,030,628	23,127,755	97,127
市場取引	ノルウェークローネ	1,083,635	1,091,791	8,156
市場取引	ユーロ	116,432,503	117,095,682	663,179
合計		329,638,977	331,813,528	2,176,913

(単位:円)

区分	種類	平成17年7月11日現在		評価損益
		契約額等	時価	
市場取引	為替予約取引	-	-	-
市場取引	売建	-	-	-
市場取引	スイスフラン	-	-	-
市場取引	買建	-	-	-
市場取引	イギリスポンド	-	-	-
市場取引	スイスフラン	-	-	-
市場取引	ノルウェークローネ	-	-	-
市場取引	ユーロ	-	-	-
合計		-	-	-

(単位:円)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の對顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。
 - ② 計算期間末日において当該日の對顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によります。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている對顧客先物相場の仲値を用います。
2. 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の對顧客相場の仲値で評価しています。

(1口当たり情報)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
1口当たり純資産額	1,1665 円	1口当たり純資産額 1,4746 円
(1万口当たり純資産額)	(11,665 円)	(1万口当たり純資産額) (14,746 円)

6. 「アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

科目	対象年月日	平成16年7月13日現在		平成17年7月11日現在	
		注記番号	金額	金額	金額
資産の部					
I 流動資産					
預金			41,343,450		12,240,631
コール・ローン			108,744,421		120,447,862
株式			5,019,857,589		16,179,571,915
未収入金			53,010,000		-
未収配当金			8,366,154		24,837,619
流動資産合計			5,231,321,614		16,337,098,027
資産合計			5,231,321,614		16,337,098,027
負債の部					
I 流動負債					
未払解約金			40,000		5,000,000
流動負債合計			40,000		5,000,000
負債合計			40,000		5,000,000
純資産の部					
I 元本					
元本			3,522,677,759		8,366,266,880
II 剰余金					
剰余金			1,708,603,855		7,965,831,147
剰余金合計			1,708,603,855		7,965,831,147
純資産合計			5,231,281,614		16,332,098,027
負債・純資産合計			5,231,321,614		16,337,098,027

(単位:円)

重要な会計方針

項目	自平成16年1月14日 至平成16年7月13日	自平成17年1月12日 至平成17年7月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、那気配相場は使用しない）又はは価格提供会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的理由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準価値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価為替予約取引 の方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>	<p>同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 外貨建取引等の処理基準</p>
4. その他財務諸表作成のための基本外貨建取引等の処理基準 となる重要な事項	<p>「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p>	<p>同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
期首	期首	期首
期首元本額	1,294,489,343 円	5,452,825,116 円
期首からの追加設定元本額	2,269,188,307 円	3,050,137,483 円
期首からの解約元本額	40,999,891 円	136,695,719 円
平成16年7月13日現在の元本の内訳 ※	平成17年7月11日現在の元本の内訳 ※	
GW7つの卵	1,295,924,358 円	5,888,570,902 円
グローバル・ラップ・バランス		
安定型	80,588 円	52,866 円
グローバル・ラップ・バランス		
安定成長型	165,787,313 円	109,774,997 円
グローバル・ラップ・バランス		
成長型	147,823,167 円	173,451,372 円
グローバル・ラップ・バランス		
積極成長型	636,750,651 円	909,486,007 円
グローバル・ラップ・バランス		
積極型	318,770,009 円	427,669,546 円
グローバル・ラップ・バランス		
超積極型	438,570,100 円	527,660,808 円
グローバル・ラップ・アジア・太平洋先進国株式ファンド		
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定型)	499,601,153 円	303,930,553 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	1,486,545 円	1,115,479 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (安定成長型)	3,068,912 円	3,438,972 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (成長型)	3,770,843 円	5,192,754 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極成長型)	6,585,317 円	8,681,537 円
年金積立 グローバル・ラップ・バランス (積極型)	4,458,803 円	7,241,087 円
(合計)	3,522,677,759 円	8,366,266,880 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(1口当たり情報)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
1口当たり純資産額	1,4850 円	1口当たり純資産額 1,9521 円
(1万口当たり純資産額)	(14,850 円)	(1万口当たり純資産額) (19,521 円)

重要な会計方針

7. 「海外債券グローバル・ラップマザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

海外債券グローバル・ラップマザーファンド

貸借対照表

科目	対象年月日	平成16年7月13日現在		平成17年7月11日現在	
		注記 番号	金額	金額	金額
(単位:円)					
資産の部					
I 流動資産					
預金			231,715,839		1,483,320,395
コール・ローン			298,135,882		351,279,019
国債証券			7,097,704,208		25,599,301,965
特殊債券			5,122,413,535		23,669,940,746
社債券			879,393,937		3,392,480,499
コモディティ・ペーパー			922,342,652		3,013,363,720
派生商品評価勘定			172,797,566		238,237,598
未収入金			331,337,193		1,040,143,979
未収利息			60,492,791		247,990,644
前払費用			40,658,851		80,124,472
差入委託証拠金			227,683,924		914,179,623
流動資産合計			15,384,676,378		60,030,362,660
資産合計			15,384,676,378		60,030,362,660
負債の部					
I 流動負債					
派生商品評価勘定			12,793,792		295,839,214
未払金			520,598,421		13,881,419,434
未払解約金			7,060,000		-
流動負債合計			540,452,213		14,177,258,648
負債合計			540,452,213		14,177,258,648
純資産の部					
I 元本					
元本			11,117,773,191		31,162,004,240
II 剰余金					
剰余金			3,726,450,974		14,691,099,772
剰余金合計			3,726,450,974		14,691,099,772
純資産合計			14,844,224,165		45,853,104,012
負債・純資産合計			15,384,676,378		60,030,362,660

項目	対象期間	自平成16年1月14日 至平成16年7月13日	自平成17年1月12日 至平成17年7月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	対象期間 国債証券、特殊債券、社債券及びコモディティ・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券及びコモディティ・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。	国債証券、特殊債券、社債券及びコモディティ・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。	(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。
	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価値（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価値のいずれかから入手した価値で評価しております。
	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。	(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価値もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の価値で評価しております。	(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の価値で評価しております。	(1) デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の価値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

注記事項

(貸借対照表関係)

区分	平成16年7月13日現在		平成17年7月11日現在	
	期首	期首元本額	期首	期首元本額
債券先物取引	5,253,154,985円	17,468,691,575円	23,891,088,416円	17,468,691,575円
市場	6,476,702,014円	14,051,094,926円	427,913円	14,051,094,926円
取引	612,083,808円	357,782,261円	631,558,493円	357,782,261円
合計	11,117,773,191円	31,162,004,240円	24,510,559,112円	31,162,004,240円
債券先物取引	5,039,520,920円	23,891,088,416円	23,891,088,416円	23,891,088,416円
市場	426,960円	427,913円	427,913円	427,913円
取引	727,317,631円	631,558,493円	631,558,493円	631,558,493円
合計	6,193,804,511円	24,950,554,822円	24,950,554,822円	24,950,554,822円
債券先物取引	5,039,520,920円	23,891,088,416円	23,891,088,416円	23,891,088,416円
市場	426,960円	427,913円	427,913円	427,913円
取引	727,317,631円	631,558,493円	631,558,493円	631,558,493円
合計	6,193,804,511円	24,950,554,822円	24,950,554,822円	24,950,554,822円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(デリバティブ取引関係)

取引の時価等に関する事項

区分	種類	平成16年7月13日現在		平成17年7月11日現在	
		契約額等	時価	契約額等	時価
債券先物取引					
市場					
取引					
合計					

(債券関連)

区分	種類	平成16年7月13日現在		平成17年7月11日現在	
		契約額等	時価	契約額等	時価
債券先物取引					
市場					
取引					
合計					

区分	種類	平成17年7月11日現在		評価損益
		契約額等	時価	
債券先物取引				
市場				
取引				
合計				

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

区分	種類	平成16年7月13日現在		評価損益
		契約額等	時価	
債券先物取引				
市場				
取引				
合計				

(通貨関連)

区分	種類	平成16年7月13日現在		評価損益
		契約額等	時価	
債券先物取引				
市場				
取引				
合計				

区分	種類	平成17年7月11日現在		評価損益
		契約額等	時価	
		うち1年超		
為替予約取引		-		
債建		14,176,071,766	14,457,487,996	△281,416,230
アメリカドル		11,259,946,673	11,549,222,120	△289,275,447
カナダドル		196,867,030	198,462,666	△1,595,636
イギリスポンド		1,216,648,376	1,199,763,140	16,885,236
ユーロ		1,502,609,687	1,510,040,070	△7,430,383
市場		13,288,340,132	13,492,199,570	203,859,438
買建		1,096,204,335	1,137,301,020	41,096,685
カナダドル		191,549,072	190,292,960	△1,256,112
オーストラリアドル		382,979,800	378,554,690	△4,425,110
イギリスポンド		448,837,268	452,624,880	3,787,612
外		445,374,720	445,312,000	△62,720
の		149,936,120	152,288,240	2,352,120
取		488,039,680	495,084,800	7,045,120
引		125,100,744	127,581,920	2,481,176
		356,739,399	359,455,670	2,716,271
		9,603,578,994	9,753,703,390	150,124,396
	ユーロ			
合計		27,464,411,898	27,949,687,566	△77,556,792

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち

当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しています。

・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用います。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(1口当たり情報)

	平成16年7月13日現在	平成17年7月11日現在
1口当たり純資産額	1,3352 円	1口当たり純資産額 1,4714 円
(1万口当たり純資産額)	(13,352 円)	(1万口当たり純資産額) (14,714 円)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 17 年 9 月 30 日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	255,453,240,107 円
負債総額	2,781,563,509 円
純資産総額 (-)	252,671,676,598 円
発行済数量	204,120,102,575 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.2379 円

(参考) 日本大型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	91,249,797,826 円
負債総額	875,530,076 円
純資産総額 (-)	90,374,267,750 円
発行済数量	65,944,082,833 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.3705 円

(参考) 日本小型株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	42,061,747,359 円
負債総額	550,296,210 円
純資産総額 (-)	41,511,451,149 円
発行済数量	18,877,805,313 口
1 単位当たり純資産額 (/)	2.1990 円

(参考) 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	39,979,432,905 円
負債総額	978,738,200 円
純資産総額 (-)	39,000,694,705 円
発行済数量	37,469,296,664 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0409 円

(参考) 北米株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	50,714,162,404 円
負債総額	0 円
純資産総額 (-)	50,714,162,404 円
発行済数量	46,920,934,462 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0808 円

(参考) 欧州先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	40,495,741,675	円
負債総額	10,000,000	円
純資産総額 (-)	40,485,741,675	円
発行済数量	25,507,543,726	口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.5872	円

(参考) アジア太平洋先進国株式グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	20,942,309,602	円
負債総額	10,000,000	円
純資産総額 (-)	20,932,309,602	円
発行済数量	9,436,411,690	口
1 単位当たり純資産額 (/)	2.2182	円

(参考) 海外債券グローバル・ラップマザーファンド

純資産額計算書

資産総額	57,311,770,144	円
負債総額	232,804,393	円
純資産総額 (-)	57,078,965,751	円
発行済数量	38,062,597,842	口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.4996	円

第 5 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第 1 計算期間	2,082,909,813	974,067,175
第 2 計算期間	87,363,652,509	2,796,396,521

(注) 第 1 計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。



日興am*MOBILE*



▶ 携帯電話サイトアドレス ◀

<http://www.nikko-am.co.jp/i/>



QRコード